

【公募説明会資料】

令和7年度

**災害時の強靭性向上に資する
天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
「災害時にも対応可能な天然ガス利用設備」**

令和7年4月

一般社団法人 都市ガス振興センター

本「公募説明会資料」は、記載内容を変更することがあります。

変更が生じた場合は、都市ガス振興センターの
ホームページにてその旨をお知らせしますので、ご留意ください。

都市ガス振興センターホームページ <http://www.gasproc.or.jp/>

申請者の皆様へお願い

一般社団法人 都市ガス振興センター（以下、センター）の補助金の原資は、経済産業省から交付決定を受けたいわゆる公的資金であり、その執行にあたっては、当然のことながらコンプライアンスの徹底と交付ルールに則らなければなりません。

センターの補助金の申請にあたっては、以下の点を十分にご理解の上、各種手続を行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金の申請や実績報告書の提出などの各種手続を行うにあたっては、事前に交付規程、公募説明会資料等を熟読し、交付の要件や手続上の制約条件などを十分にご理解ください。
2. センターに提出する書類や資料においては、如何なることがあっても虚偽の記載や改ざんは認められません。
3. 不正行為があった場合、センターは法や規程類に則り、厳正に対処します。
4. 不正行為が認められたときは、センターは当該部分の交付決定の取消しを行うとともに、交付済みの補助金額に加算金（年利10.95%）を加えた額を返還していただきます。
5. 不正行為を行った申請者や手続代行者の名称、および不正の内容については、ホームページ等で公表するとともに、センターの所管する新たな補助金の交付や手続代行業務を、一定期間停止する等の措置を執らせていただきます。
6. 悪質な不正の場合は、刑事罰等が適用される可能性の有無に関して、所轄警察署に相談することができます。

目 次

1. 事業の趣旨	2
2. 事業の内容	4
3. 事業のスキーム	10
4. 申請から交付までの流れ	11
5. 補助事業制度について	14
6. 補助事業申請に係る提出書類	21
7. 申請およびお問合せ先等について	25
◇ 別表1	27
◇ 交付申請書類の作成手引き	48

1. 事業の趣旨

近年、地震や集中豪雨、台風などの大規模災害の発生頻度が高くなっています。停電により社会経済活動や市民の生活環境に甚大な影響が及ぶ事態が生じています。

このため、災害発生時でも、強靭性の高い中圧ガス導管や耐震性を向上させた低圧ガス導管でガスの供給を受ける避難施設に、災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガス利用設備（停電対応型コージェネレーションシステム（以下、停電対応型CGS）や停電対応型ガスエンジン・ヒートポンプ・エアコン（以下、停電対応型GHP））を普及させることが重要です。

また、天然ガスは化石燃料の中で燃焼時の単位あたりのCO₂排出量が最も少ないなど、優れた環境特性を持っており、環境対策の観点からも天然ガス利用設備の普及促進も着実に進めいくことが重要です。

本事業では、災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガス利用設備の導入等を行う事業者に補助することで、災害時の強靭性の高い避難所の普及を目指すと共に平時からの環境対策を図ることを目的とします。

<注意事項>

本補助金に応募にいただくにあたり、下記の点にご注意いただき応募申請を行ってください。

- ① 本補助金の目的を満たす申請内容となっているかをご確認ください。

本補助金は、災害時における強靭性を高める避難所の普及拡大を目的とする補助金です。避難所等の開設が行われること及び災害時に導入した停電対応型C G S 及びG H P が避難所に寄与することを目的としております。本目的を果たす事業となっているか、補助対象となる範囲に間違いがないかをご確認ください。
- ② 事業の実施期間等具体的かつ現実的なものとなっているかをご確認ください。
- ③ 申請段階における見積内容において、過不足なく適正な積算が行われているかをご確認ください。
- ④ 補助事業の遂行にあたり、100万円を超える委託・外注費については、金額並びに発注内容をご記載ください。
- ⑤ 発注先に指名停止企業等が含まれていないかを下記の経済産業省 HP にてご確認ください。

URL:https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/shimeiteishi.pdf
- ⑥ 内閣府が取り組んでいるEBPMにご協力ください。

EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案）とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることです。政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用したEBPMの推進は、政策の有効性を高め、国民の行政への信頼確保に資するものです。内閣府では、EBPMを推進するべく、様々な取組を進めています。

2. 事業の内容

災害時における避難所等において、災害時の電力供給停止時に発電または空調を開始・継続できる停電対応型C G S および停電対応型G H P の導入を行う事業者に対し、補助事業に要する経費（設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費）の一部を補助するものです。

[令和7年度 災害時の強靭性向上に資する天然ガス利用設備導入支援補助金
補助金予算額：約4.5億円]

（1）対象事業者

家庭用需要を除く全業種（リース・エネルギーサービス等についても対象）

※ 対象事業者：事業を営んでいるもの

※ 家庭用需要：居住の用に供する居室での需要のこと

（該当しないケース：店舗兼住宅の住居部分、居住用途マンション）

（2）対象事業

災害時の電力供給停止にも対応可能な停電対応型C G S および停電対応型G H P に対して、以下のそれぞれの要件に適合する常用の設備を設置し、避難スペースにおける費用対効果に優れていると認められるものを対象とします。

① 交付要件

- 1) 天然ガスを主原料とするガスを燃料とした設備を導入して使用すること
- 2) 以下のいずれかのガス供給を受けること
 - (ア) 中圧導管による供給
 - (イ) 耐震性を向上させた低圧導管等による供給^(注1・2)
- 3) 系統電力の停電時に、発電または空調を開始できる設備であること
- 4) 導入後の対象設備に、運転状況を確認するために必要な専用の計測装置を取り付けること^(注3)
- 5) 以下aおよびbを除くアからウのいずれかの施設であって、災害時に地域住民に空間、物資、情報等の提供を行うことが可能な施設に設置され、対象設備が当該施設における災害時の役割に寄与していること。
a) Z E B（年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物）
b) 「災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金（災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち石油製品（石油ガスを除く）

解説資料 p.8～14 参照

タンク等の導入に係るもの)」を活用し、石油製品（石油ガスを除く）タンク等を導入した施設

- (ア) 災害時に避難所等として活用される国や地方公共団体の防災計画指定の施設
- 指定避難所（福祉避難所含む）
- (イ) 災害時に活動拠点等として活用される国や地方公共団体の防災上中核となる施設
- 地方公共団体施設
- (ウ) 災害時に避難所等として活用される国や地方公共団体と協定を締結している（見込みも含む）施設
- 協定による避難所
 - 協定による避難場所への避難者にサービスを提供する施設
 - 帰宅困難者受入施設
- (エ) その他交付規程第6条に定める審査委員会が認めた施設

注1：耐震性を向上させた低圧導管とは、以下のいずれかに該当するものをいいます。

- 日本ガス協会が発行する「中低圧ガス導管耐震設計指針」に基づき“耐震性あり”と評価された低圧ガス導管。具体的には、「設計地盤変位（地盤の変位の大きさ）」<「地盤変位吸収能力（配管が吸収できる変位の大きさ）」と評価された導管
- 設置される施設の前面道路の本支管および供給管（引込管）において、鋼管（ねじ接合以外）、ダクタイル鉄管（抜け出し防止機構あり）またはポリエチレン管が使用されていること

注2：上記に該当しない場合であっても、以下の条件を満たした常設のガス発生装置を設置した場合は、耐震性を向上させた低圧導管として取り扱います。ただし、当該設備にかかる費用はすべて補助対象外となります。

解説資料 p.28～29 参照

- 災害時において、導管によるガス供給が不能となった場合にのみ稼働する設備であること（平常時、および災害時に導管によるガス供給が継続されている場合に稼働させる設備は認められません）
- 稼働時の安全確保：需要家が起動の操作を行った際に、ガス漏れを検知した場合は起動しないような、ガス漏れ点検を自動で行う仕組みを有していること
- 燃料供給体制の確保：LPG供給事業者とガス事業者、需要家（補助事業者）の3者で、災害時におけるLPGの優先供給に関する覚書を締結することで、燃料供給体制を確保していること
- 点検体制の確立：メンテナンス契約を締結していること。また、点検を1回／年以上実施し、点検項目の内容等がガス工作物のそれよりも充実した内容となっていること

注3：計測装置の設置位置については、燃料使用量等データ報告（補助事業完了翌年度に実施）に必要なデータ計測に支障のない箇所を選定してください。

解説資料 p.27 参照

② 注意事項

1) 更新の場合も申請できます。ただし、更新のための既存設備の撤去に要する費用は補助対象外となります。

解説資料 p.7 参照

2) 本補助事業は、対象設備の導入に対して補助を行うものであるため、電力および熱の使用先での省エネに要する機器・工事費等は本補助事業の対象外となります。

3) 事業完了後、燃料使用量、稼働時間等の1年間分のデータ提出が必要です。

*更新：避難所を新たに開設する施設に寄与する停電対応型CGS、GHPであることが条件となります。CGS、GHPいずれにおいても、事前に既存の停電対応型機を撤去し、補助事業開始後に避難所の協定締結を行う事業が対象となります。

（3）補助対象設備の燃料

① 新設、更新後の設備で使用する燃料は、天然ガスを主原料とするガスのうち、次のいずれかであること。

a. 天然ガス

b. 液化天然ガス

c. 天然ガスまたは液化天然ガスを主原料（組成比が一番高いものを「主」とする）とし、かつ、炭素排出係数が「天然ガス×1.10」未満のガス

② 天然ガスの炭素排出係数については、「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」に定める値を用いることとします。

天然ガス×1.10

0.0153tC/GJ

（4）補助対象範囲

災害時の電力供給停止時にも対応可能な停電対応型CGSおよび停電対応型GHP導入に係る設計費、既存設備撤去費（ただし、更新のための既存設備撤去に要する経費は除く）、新規設備機器費（含む計測装置）、新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費（ただし、本支管工事費は除く）とします。

解説資料 p.21～26 参照

① 設計費、既存設備撤去費（更新時は対象外）、新規設備機器費（含む計測装置）、新規設備設置工事費の補助対象範囲

1) 以下の設備に対する経費を対象とします。

a. 停電対応型CGSは、機器本体に加え、機器本体メーカー付属品、その他必要と判断される設備

b. 停電対応型GHPは、機器本体に加え、冷媒配管、室内機、その他必要と判断される設備

c. 熱交換器（排熱利用機としての吸式冷温水機（適性容量と認められるもの）を含む）、煙道、煙突、安全装置、省エネ計測装置、ガスブースタ

またはガスコンプレッサ、脱硝装置、基礎工事（設備建屋および建屋に付随する設備等は対象外）

- 2) 温水配管および電気配線等については、対象設備間をつなぐものは対象とし、対象設備と対象外設備をつなぐものは対象外とします（配管に付随するポンプ等もこれに準ずるものとします）。
- 3) 補助事業外設備との共用部分については、補助対象と補助対象外を明確に区分できない場合は補助対象外とします。

② 敷地内ガス管敷設費の補助対象範囲

- 1) ガス配管、ガバナ、ストレーナ、緊急遮断弁、ガス漏れ警報器等必要と判断される設備に対する経費を対象とします。
- 2) 専用配管に加え、補助事業外設備との共用配管がある場合には、原則断面積比による按分相当額を対象とします〔参考資料12〕。

（5）補助率

① 別表1に示す政府想定の地震対象エリアおよび政令指定都市等の大都市等のうち、中圧ガス導管でガスの供給を受けている（補助事業完了までの供給開始見込みを含む）施設 ^(注1、2)	補助率 1／2以内
② 上記以外の中圧ガス導管または低圧ガス導管でガスの供給を受けている（補助事業完了までの供給開始見込みを含む）施設	補助率 1／3以内

（注1）政府想定の地震対象エリアおよび政令指定都市等の大都市等は以下。

- （1）政府想定の地震
 - ①南海トラフ地震
 - ②首都直下地震
 - ③日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震
 - ④中部圏・近畿圏直下地震

- （2）熊本地震・北海道胆振東部地震の被害地域

- （3）政令指定都市・特別区、中核市、特例市、県庁所在地、中枢中核都市

（注2）別表1に記載のない市町村であっても記載の要件を満たす場合は、当該補助率を適用します。

(6) 補助金上限額

【1 事業あたりの上限額】

施設の所在	対象設備	ガスの供給方式	
		中圧ガス導管による供給	低圧ガス導管による供給
別表1に示す政府想定の地震対象エリアおよび政令指定都市等の大都市等	停電対応型CGS	360百万円	60百万円
	停電対応型GHP	100百万円	66百万円
上記以外	停電対応型CGS	240百万円	60百万円
	停電対応型GHP	66百万円	66百万円

(7) 避難所等における災害種別および浸水区域の確認

申請にあたり、災害時の強靭性の高い避難所の有効性・実用性を確認する為、協定上の災害種別の確認、および同施設における立地（浸水区域指定の該非）の確認を行います。その結果に応じ停電対応型設備の設置位置について、水害対策が取られているかの確認を行います。

なお、協定について見込みで申請する場合、また協定がない場合（自治体への登録制等）も、以下に準じた対応を行います。〔別紙11〕 解説資料 p.13～14 参照

- 1) 協定における補助事業対象施設の災害種別の確認
- 2) 補助事業対象施設の所在地における洪水浸水想定区域の該非確認（国土交通省運営の「ハザードマップポータルサイト」による）
- 3) 洪水浸水想定区域に該当する場合、補助対象設備の設置予定位置を踏まえて、補助事業対象施設の避難所等としての開設に必要な浸水対策の有無の判断

(8) 交付決定

以下①～③の順に優先順位を付け、第三者審査委員会において審査の上、交付決定を行います。

- ① 停電対応型CGSおよび停電対応型GHPが未導入の市区町村〔別表1〕
- ② 防災計画上の施設区分（以下、ア～ウの順に優先順位付け）
 - ア：災害時に避難所等として活用される国や地方公共団体の防災計画指定の施設
 - イ：災害時に活動拠点等として活用される国や地方公共団体の防災上中核となる施設
 - ウ：災害時に避難所等として活用される国や地方公共団体と協定を締結している（見

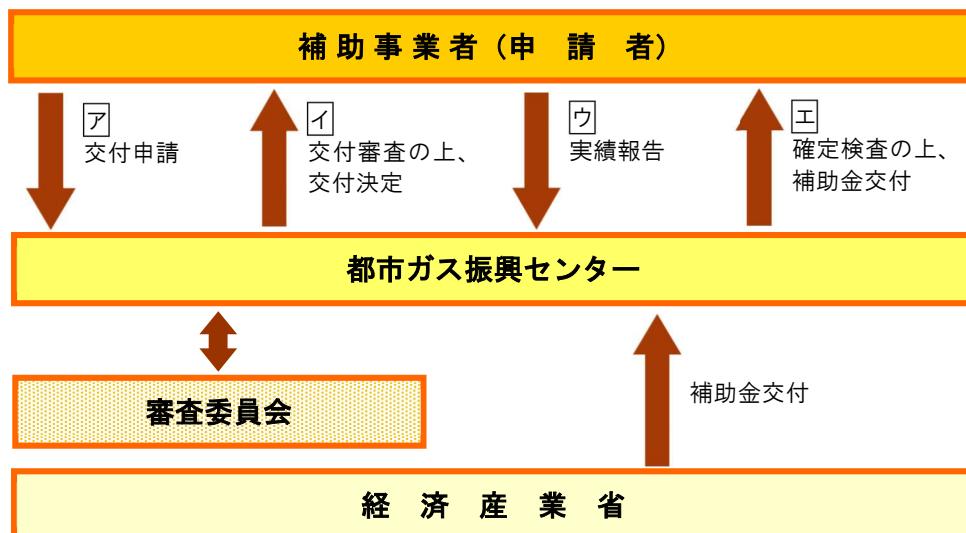
込みも含む) 施設)

- ③ 避難所等において、災害時に補助対象設備が避難所機能および地域住民へのサービス提供に寄与するスペースにおける費用対効果 (避難スペース (m^2) / 補助対象経費 (百万円))

解説資料 p.15 ~ 17 参照

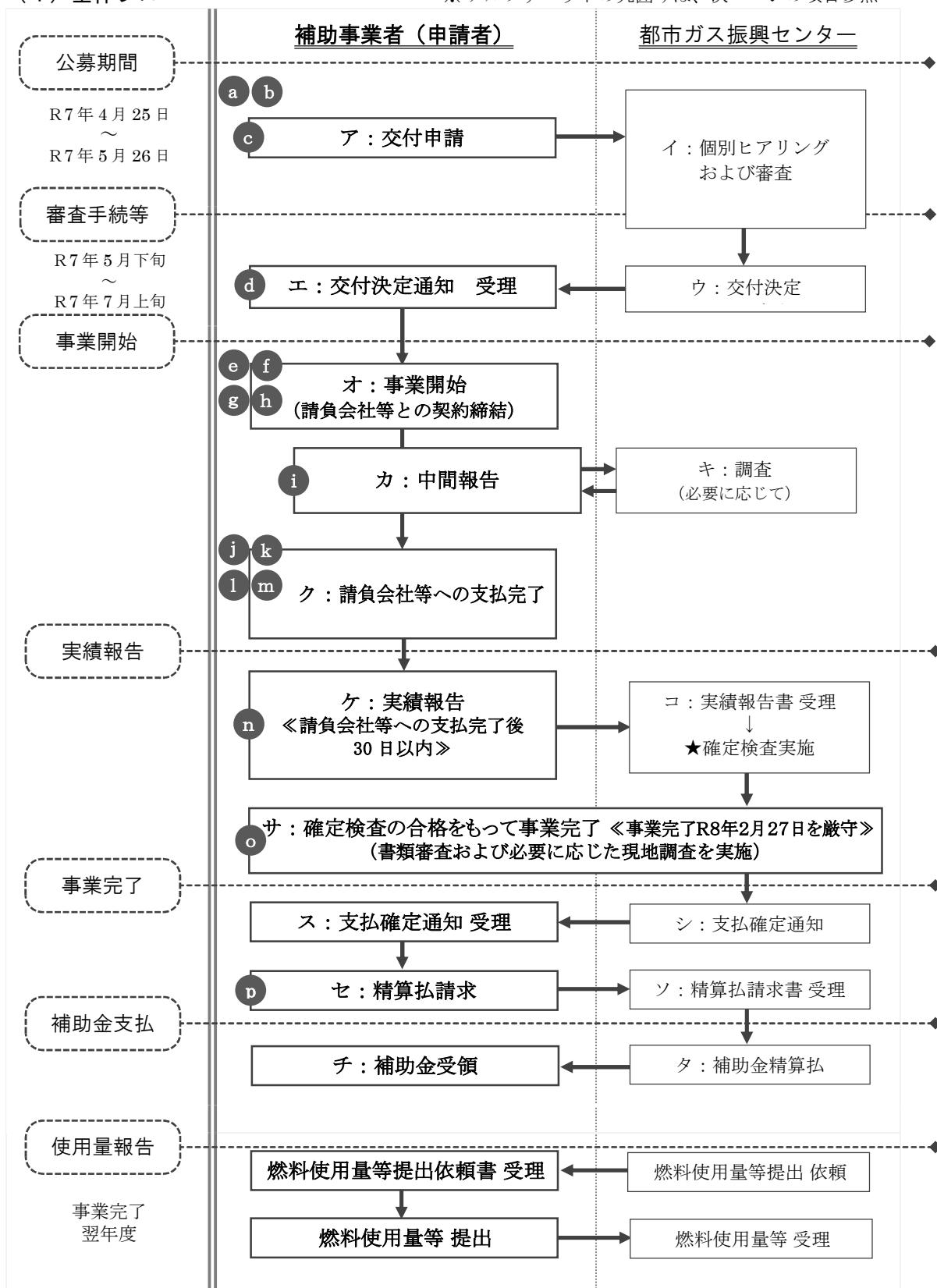
- ※ 評価は、停電対応型CGS、停電対応型GHPそれぞれで行います。
- ※ 同一の未導入市区町村で複数の申請があった場合は、上記②において最も上位の1件を未導入地区の対象として採択し、2件目以降は導入済地区として審査します。
- ※ 導入済エリアにおいて複数申請があった場合は、p8記載の区分および費用対効果を考慮し審査を行います。
- ※ 賃金引上げ計画の表明書にて設備所有者が賃金引上げを誓約された場合、地域未来牽引企業としての目標を経済産業省に提出している場合、ワーク・ライフ・バランス等推進する企業として有効な認定を受けている事業者の場合、算出された費用対効果に対してそれぞれ加点を行います。
- ※ 申請金額が予算枠を超えた際には、前述の審査に基づいて補助金交付先の決定を行います。また、予算枠内であっても費用対効果等が著しく低いものについては、審査委員会により不採択等となる場合があります。

3. 事業のスキーム



4. 申請から交付までの流れ

(1) 全体フロー



(2) 交付申請準備から事業完了までの期間に補助事業者が行う業務の詳細フロー

項目	補助事業者が行う業務	備考（必要書類等）
Ⓐ 概算見積依頼	◇見積依頼内容、事業対象範囲等を明確にし、概算見積依頼書を作成の上、施工会社等に見積を依頼	見積依頼書
Ⓑ 概算見積回答	◇依頼した施工会社等から見積を受領 ◇内容、金額が正しいか、 <u>一式50万円以上</u> の見積項目がないか等を確認	見積書
Ⓒ 交付申請	◇交付申請書および必要書類を作成し、センターに提出	交付申請書等
Ⓓ 交付決定	◇交付決定通知書を受領	[センターより交付決定通知書を送付]
Ⓔ 実施見積依頼	◇競争入札（または3社以上の相見積）により、実施見積依頼書を作成の上、施工会社等に見積を依頼	見積依頼書
Ⓕ 実施見積回答	◇依頼した施工会社等から見積を受領 ◇内容、金額が正しいか、 <u>一式50万円以上</u> の見積項目がないか等を確認の上、各社の比較を実施	見積書
Ⓖ 契約締結（事業開始）	◇最も安価な見積を提出した施工会社等と契約を締結（ <u>見積書の有効期限に注意</u> ）	契約書、または注文書・注文請書（センターに事前確認を行う事）
Ⓗ 施工開始	◇以降、工事の進捗を把握しながら予定期間に完工するよう、工程管理を行う	工程表
Ⓘ 中間報告	◇実績報告に準じた内容をセンターに報告	実績報告書および必要書類のうち、提出可能なもの
Ⓛ 納品	◇施工完了後、納品書または完了届け等を受領 ◇設備が仕様通りの能力であることを確認、証明できる書類を受領	納品書または完了届、仕様書、試運転報告書、系統連系協議書等
Ⓜ 検収	◇契約通り施工（納品）が完了したことを確認（ <u>契約書に納品場所を記入</u> ）	受領書または検収書等
Ⓝ 請求受付	◇施工会社等より請求書を受領	請求書
Ⓣ 支払完了	◇施工会社等に費用を支払う ◇ <u>支払い証明を必ず入手</u>	<u>金融機関発行の振込証明</u>
Ⓤ 実績報告	◇実績報告書および必要書類を作成し、センターに提出	実績報告書等
Ⓥ 確定検査（事業完了）	◇センターが現地にて実績報告書並びに実施した事業を検査 ◇センターの合格をもって事業完了	
Ⓦ 補助金請求	◇補助金をセンターに請求	精算払請求書

(3) 補助事業の計画、遂行にあたっての留意点

- ① 補助事業の遂行にあたっては、詳細フローを参考に各段階において、補助事業者自身が主体となって必要な作業を進めてください（事業の遂行は事業者の義務となります。遅延等の無いように、きちんと工程を把握し、変更等が生じた場合は速やかにセンターへご連絡ください）。
- ② 補助金の経理処理は、通常の商取引や商習慣とは異なります（納品・検収・支払い等、一般で使用される用語とは考え方方が異なりますのでご注意ください）。
- [納品] ・受注者が、請負内容の完成物を発注者に引き渡す行為。
- [検収] ・納品後に発注者が、受注者からの納品物が発注通りか検査して受け取る行為。
- [支払い] ・検収完了後、発注者が受注者に対して、納品物の代金を払い渡す行為。
- ③ 補助事業を行うにあたり売買、請負、委託その他の契約を締結するときは、競争入札（または3社以上の相見積）により発注先を選定してください。
- ④ 発注先の選定において、競争入札（または3社以上の相見積）が著しく困難または不適当である場合は、事由発生次第、センターに発注先選定理由書を提出ください。理由書の内容や提出の時期により、センターにて否認され、該当部分が補助の対象から除外される場合がありますので、ご注意ください。
- ⑤ 補助事業を構成するすべての工事等（補助対象外の工事も含む）の完了、および検収と費用の支払い、センターの確定検査合格をもって補助事業の完了とします。
- ⑥ 確定検査および実績報告の現地調査時には、申請時のものを含む書類をもって審査を行いますので、実績報告書類をjGrantsにて報告するとともに、交付申請書類ならびに実績報告書類それぞれについてファイルを作成してください（事業者の保管ファイルとなります）。
- ⑦ 確定検査および実績報告の現地調査時には、申請書類をはじめ各種書類の原本およびそのコピーの確認を行いますので、書類の原本（原本を契約先に提出する書類はそのコピー）については確実に保管してください。
- ⑧ 適宜、必要な書類を必要な時期に発行または入手し、日付の整合が図られているか確認を行いながら事業を進めてください。
- ⑨ 費用の支払い方法は「金融機関からの振込み」（出納印または銀行印が押印されたもの）とするよう手続きを行ってください（手形、割賦、相殺等は認められません）。電子振込を利用の際は、当該契約額の振り込み金額が明確となるよう資料を整備してください。
- ⑩ 期日までに到着・受信確認ができなかった提出書類等については、センターでは責任を負いかねます。
- ⑪ 必要な書類が期限までに申請（提出）されなかった場合、補助金は交付できませんのでご注意ください。

5. 補助事業制度について

令和7年度「災害時の強靭性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金」以下、本補助金の手続きについては、交付規程によります。交付規程、本説明会資料および解説資料の内容を理解いただくとともに、以下の留意点を踏まえて申請してください。

(1) 交付申請（交付規程第7条）

本補助金の交付を希望する申請者は、所定の交付申請書、実施計画書、添付書類をセンターに提出してください（原則、jGrantsによる申請となります）。

① 申請者について

1) 申請にあたり、補助事業に含まれる設備等の所有者および使用者（設備を使用して生産や営業活動を行う者、または設備を使用して住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供する者）は、必ず申請者として登録してください。

申請者が複数となる場合は共同申請とし、交付申請書類に各々の役割を明確に示してください。

また、各申請者間で十分に連携を図り事業を進めてください。

【共同申請となる場合（例）】

	申請者
リースを利用する場合 (取得財産時期にご注意ください)	i) リース会社（設備の所有者） ii) 設備使用者
エネルギーサービスを利用する場合	i) エネルギーサービス会社 ii) 設備使用者
リースおよびエネルギーサービスを利用する場合	i) リース会社 ii) エネルギーサービス会社 iii) 設備使用者
賃貸借の場合	i) 賃貸人（設備所有者） ii) 賃借人（設備使用者）

※ 転リース契約等については参考資料2を参照。

2) その他、設備が区分所有となる場合や利害関係者が多数存在する場合等は、事前にセンターまでご相談ください。

なお、申請後は、単独申請から共同申請への変更等、申請者の追加はできません。
また、コストオン契約^(注)は原則不可とします。

(注) 発注者が、専門工事会社を指定し工事金額を取り決め、その統括管理費用を上乗せ（コストオン）して元請会社と工事請負契約を締結し、元請会社と専門工事会社は、取り決められた工事金額をもって下請負契約を締結する契約方法

② 申請対象となる事業の期間について

単年度事業のため、以下に定められた期間に事業を開始、完了できる場合のみ対象となります。工程等を検討される際は、実施可能なスケジュールにて申請ください。

- | | |
|----------|--|
| [事業の開始日] | ・事業の開始日とは、補助事業において最初に設計、工事等の契約を締結する日。但し、 <u>交付決定前の契約締結は認められません。</u> |
| [事業の完了日] | ・様式に記載する事業の完了日とは、工事の完了後、施工会社等への支払いが完了した日。但し、事業を完了する期日は、実績報告書の提出が完了した後に、センターによる確定検査で合格となった日
・令和8年2月27日（金）までに完了すること |

(注) 工事の完了とは、当該年度の補助事業を構成するすべての工事（補助対象外の工事も含む）の完了のことをいいます。

(2) 交付決定（交付規程第8条）

センターは提出された交付申請書、実施計画書、添付書類に基づいて審査を行い、以下の事項に留意しつつ、補助金の交付が適当と認められたものについて交付決定を行います。

- ① 申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。補助金の交付は、原則、補助事業者の支払の完了後となることにご留意ください（工事の検収が完了ではありません）。
- ② 申請に係る補助事業に要する経費（設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費（含む計測装置）、新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費）については、見積書の写しを併せて提出すること。その際、前記の5区分の経費における金額根拠が明確になるよう内訳を必ず記載すること。
- ③ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金および同項第2号に掲げる資金を含む）の対象経費を含まないこと。
※ 地方自治体が実施する補助金については、国が実施する補助金の対象経費に対する対応が地方自治体ごとに異なるため、該当の地方自治体に直接お問い合わせください（併用可能な補助金がある場合もあります）。
- ④ 補助事業の採択に当たっては、「災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金（災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち石油製品（石油ガスを除く）タンク等の導入に係るもの）」の執行団体と情報共有をし、同一地域内に類似設備が導入されないよう調整を行う場合があります。

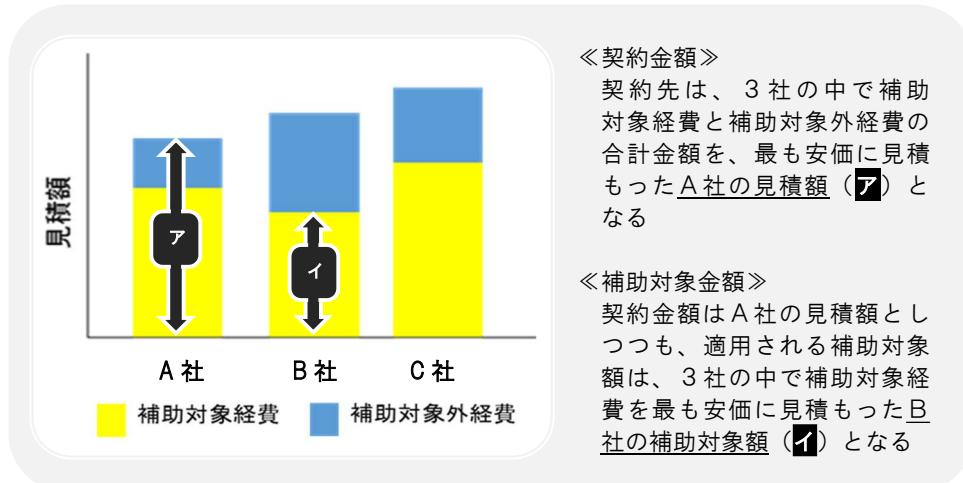
(3) 補助事業を実施する上での留意事項

補助事業者および申請者が、見積の依頼、工事等の契約を締結するにあたって留意すべき点を以下に記載しますので、これらを踏まえてご対応ください。

① 見積依頼および見積について

- 1) 見積依頼は必ず書面で行うこと。その際、見積項目が一式で50万円以上（単体で50万円以上の機器を除く）とならないことを、見積依頼書に明記すること。
- 2) 見積書に一式で50万円以上の見積項目が含まれる場合は、その対象項目の内訳書を見積書に添付すること。
また、諸経費等については、その算出根拠を明記すること。
- 3) 補助事業を行うにあたり、売買、請負、委託その他の契約を締結するときは、競争入札（または3社以上の相見積）により発注先を選定すること。
- 4) 発注先の選定において、競争入札（または3社以上の相見積）が著しく困難または不適当である場合は、前もってセンターに発注先選定理由書を提出すること。
なお、理由書の内容や提出の時期により、センターにて否認され、該当部分が補助の対象から除外となる場合がありますのでご注意ください。
- 5) 実施見積（競争入札または3社以上の相見積）後の契約については、最も安価な見積を提出した見積事業者と締結すること。
但し、補助対象額の上限は、以下の通り最も安価な補助対象経費を提出した見積事業者の額とする。

【契約先と補助対象額の上限の捉え方】



② 契約について

- 1) 経済産業省から補助金交付等停止措置または指名停止措置（以下、停止措置）が講じられている事業者を見積の依頼、契約の相手方としないこと（契約金額が税込100万円未満のものを除く）。

なお、停止措置が講じられている事業者の一覧は、下記の経済産業省のホームページにて確認すること。

■ 経済産業省ホームページURL

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- 2) 事業開始日（契約締結日）は、交付決定日以降であること。交付決定前の事業開始は、事業として認められません。
- 3) 支払委託契約（金融会社等が補助事業者に代わり、工事資金等の費用を立替えて工事会社に支払う契約）は、以下を条件に利用を認めるものとします。
 - ・実施計画書の「1. (2) 補助事業の概要 c. 支払い方法」の“支払い委託”を選択し、金融機関名称を記入すること
 - ・申請書に支払委託契約書（案可）の写しを添付すること。この場合、金融会社を共同申請者として登録する必要はありません。なお、申請後の支払い方法の変更は認められません。
- 4) 公正な競争を担保する観点から、実施見積の依頼先である見積事業者が、施工時に“元受け・下請け”的関係になることは望ましくないため、センターが認めた場合を除き、避けること。

(3) その他

- 1) エネルギーサービス、リース、賃貸等の利用により、使用者と別に所有者がいる場合は、以下の点に留意すること。
 - ・補助金額がエネルギーサービス料金、リース料金等に反映されていること
 - ・リース等の期間は、設備の耐用年数と合致させること。
 - ・取得財産取得日が検収日であること
 - ・実績報告時までに契約が締結されていること
 - ・事業年度内に開始すること。ただし、翌年度4月1日開始は可とする
- 2) 補助事業に係る工事、物品購入等に対して、当該年度中に納品・検収・支払い・実績報告・センターによる確定検査が完了すること。以上をもって事業の完了となります。
- 3) 補助事業に関する工事、物品購入等の費用の支払い方法は「金融機関からの支払い」とし、支払いの事実を証明できるもの（金融機関の振込受領書等で当該金融機関の出納印または押印のあるもの）をご用意ください。手形、割賦、相殺等は認められません。なお、金融機関に対する振込手数料は補助事業者の負担となります（電子振り込みの場合は、金融機関の証明書であり、かつ補助金に係る工事代金が明示されているもの）を必ず受領してください。
- 4) 交付申請を行う際は、事業計画や資金計画等を十分考慮すること。
- 5) 申請の取り下げを行う場合は、交付規程第9条に則した手続きが必要となります。

(4) 中間報告について

補助事業者は、令和7年11月末までに事業が完了しない場合、令和7年12月10日までにその時点で報告可能なものを「中間報告」としてセンターへ報告してください。

(以降、適宜中間報告に書類を追加して実績報告書を仕上げていく形になります)。なお、必要に応じて中間報告に加えて、進捗状況等を確認する場合があります。

また、実施計画上、中間報告が必要と見込まれる場合は、交付申請時の発注計画書にその予定日を記入してください。

(5) 実績報告および確定検査（交付規程第16、17条）

① 支払完了から30日以内に実績報告書をセンター宛に提出してください。

ただし、交付決定後に実施する事務通知説明会開催日以前に補助事業が完了した場合は、センターの指示に従ってください。

② センターは、補助事業者からの実績報告書の提出を受けて、書類審査（仕様書、見積書、契約書、納品書、検収書、請求書、振込証明書等）および現地調査等の確定検査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

③ 工事内容または設備能力が申請書通りでない場合等、不適当と認められる場合には、補助金不交付や減額の措置を取る場合があります。

④ 補助事業において、補助対象経費の中に、補助事業者の自社製品の調達等に係る経費が計上されている場合は、原価（当該調達品の製造原価等）をもって補助対象経費に計上してください。

ただし、製造原価を算出することが困難な場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

(6) 補助金の支払い（交付規程第18条）

補助事業者は、センターから確定通知を受けた後に<様式13>精算払い請求書をセンターに提出していただきます。その後、センターより補助事業者に補助金を支払います。

(7) 取得財産の管理について（交付規程第21、22条）

① 補助金で取得した資産（取得財産等）については取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、耐用年数期間内に資産を処分（転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、廃棄等）しようとするときは、あらかじめセンターの承認を受ける必要があります。

② 耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二（または第一）」に基づいて設定することを原則とします。

(8) 圧縮記帳について

当該補助金の内、固定資産の取得に充てられた部分の金額については、法人税法第42条の規定を適用することができます。ただし、既存設備の撤去費等、固定資産の取得以外に充てられた部分の金額については、法人税法第42条の規定を適用することはできません。

(9) 規定違反に対する措置について

- ① 事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）および交付規程の定めるところに従う必要があります。
- ② なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意ください。
 - 1) 交付規程第19条第1項の規定による交付決定の取消、同条第2項の規定による補助金等の返還および同条第4項の規定による加算金の納付
 - 2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則の適用
 - 3) 相当の期間、補助金等の全部または一部の交付決定を行わない
 - 4) センターが所管する契約について、一定期間指名等の対象外とする
 - 5) 事業者等の名称および不正の内容の公表

(10) 暴力団排除に関する誓約について

交付規程第27条に基づき、申請者は補助金の交付申請書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項（交付規程別紙参照）」に同意したものとします。

(11) 利用状況の報告について

交付規程第24条に基づき、補助事業の適正な管理のため補助事業の実施により取得した財産等の利用状況を、必要に応じて確認します。

(12) 補助事業概要等の公表について

交付決定後、採択分については事業者名、事業概要、事業成果等をセンターホームページに掲載します。

(13) 燃料使用量等データ報告（補助事業完了翌年度）

- ① 事業完了翌年度の4月から翌年3月までの期間において、補助対象設備で使用した燃料使用量等を報告していただきます。
- ② 停電対応型CGSの場合は、CO₂排出削減量の確認を行います。
なお、申請データと比較して事業完了後の実測データが著しく芳しくない場合は改善

指導を行い、設備改造等実施の後、再度実測データを提出いただく場合があります。

- ③ 停電対応型GHPおよび災害時に停電対応型CGSから給電を受けて稼働する標準型GHPは、稼働状況の確認を行います。

なお、事業完了後の実測データが著しく芳しくない場合は改善指導を行い、再度実測データを提出していただく場合があります。

- ④ ②および③の稼働状況の確認において、遠隔監視システムのデータ等を根拠資料として提出する場合に限り、当該システムデータを用いた報告を可とします。

6. 補助事業申請に係る提出書類

本事業に応募される申請者は、公募期間内に以下の書類を提出してください。

jGrants にて申請した書類については、必ずすべてのデータの保管とファイルの作成およびファイルへの綴じ込みを行ってください。特に、概算見積や供給証明書といった原本となる書類については、最終的に原本照合を実施しますので、大切に保管してください。

なお、本事業に係る申請書類については経済産業省が、令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）を受け、押印を求めている手続等に関して押印を不要とするための所要の規定等の整備を行ったこと（令和2年12月28日公布・施行）などを踏まえ、本事業におけるセンターの定める様式および別紙についての押印は不要とします。ただし、様式・別紙の他に必要な提出書類への押印については、申請者が定める規定・規則に則して判断することとします。

(1) 交付申請書（様式第1－1）

(2) 実施計画書（様式第2－1）

◇ 以下を添付

- ・審査事項整理表および避難スペース面積が計測できる資料（寸法が記載された図面のPDF）〔別紙1〕
- ・地図（施設所在地と最寄り駅または最寄りバス停が判読できるもの）
- ・申請金額整理表〔別紙2〕
- ・補助事業に要する経費と補助対象経費の差額のわかる資料（ガス管按分などの資料。見積書で差額の内訳が容易に確認できる場合は不要）

◇ 共同申請の場合は以下を添付

- ・役割分担を示す体制表（所有者・使用者・管理者）
- ・実施計画書に記載した、補助事業に要する経費等の申請者別内訳〔別紙3〕
- ・実施計画書に記載した、申請者別の資金調達計画〔別紙4〕

(3) 添付書類

I : 発注計画書〔別紙5〕

-
- ① 申請、契約、中間報告、納品、検収、支払完了予定日等の計画を、時系列で記載
（実現性のあるスケジュールを記載すること）

※ 支払完了日については、実際の完了日が予定日を超過した場合、所定の書類提出が必要となりますのでご留意ください。

II : 補助事業方式の設備に関する仕様

- ① メーカー、型式、定格能力等を明記した仕様書
- ② 計算シート（停電対応型C G Sの場合）〔別紙 6-1～別紙 6-2〕
 - ・「計算に使用した電力の想定負荷データとコーチェネレーション設備の想定稼動データ」〔別紙 6-3〕に相当するデータを計算シートに添付し、設備の稼働想定を明確化すること
- ③ 室内機接続確認シート（停電対応型G H Pの場合）〔別紙 7〕
 - ※ 実績報告時において、新設および更新後の設備が申請時の効率、稼働状況を満たさないと判断された場合は、補助金の交付が行われませんので、ご注意ください。

III : 補助事業の設備に関する図面および従来方式の設備の設置状況を示す写真

- ① 補助事業の設備図面
 - ・従来方式と補助事業方式それぞれにおいて、必要な図面を提出すること
 - ・申請範囲区分を明確にするために、色分けと凡例を必ず明記すること
 - ・導入後の運転状況を確認するために必要な専用の計測装置を明記すること
 - ・補助事業実施場所の施設名称、図面名称を記載すること
- ② 従来方式設備の設置状況写真
 - ・対象となる設備がある場合、本体および銘板を撮影すること
 - ・件名、撮影日（撮影期間）を記載した表紙を付けること

IV : 見積依頼書、見積書の写し

- ・見積依頼は必ず書面にて行うこと〔別紙 8-1～別紙 8-2〕
- ・見積書は経費の区分（設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費）および補助対象経費が明確に分かるように、注釈を付記すること〔別紙 8-3〕
- ・すべての見積書において、提出は写しとし原本を必ず保管のこと（実績報告時に確認を行います）

V : 会社情報

- ① 会社・事業所のパンフレット、役員名簿
 - ・役員名簿は氏名、生年月日、会社名、役職名を記入〔別紙 9〕
- ② 履歴事項全部証明書、前年度の財務諸表（法人の場合）
 - ・履歴事項全部証明書は、発行日が申請日から3か月以内のもの（法務局で発行された謄本のコピーで可）
 - ・財務諸表については、会計期間によっては前々年度のもので可
- ③ 非営利民間団体にあっては、それらを証明する書類

VI：避難所として協定している施設等であることを証明できる書類

- ・“見込み”で申請する場合は、国や地方自治体との折衝状況や経緯がわかる議事録（国や地方自治体の担当者の所属部署および名前の記載があるもの）等を添付すること
- ・また、見込みでの申請の場合、補助事業の完了までに協定が発効されることを明確に示していること
- ・物資提供の協定を締結した上でそれら物資の提供を地域住民にも行う場合であって、そのことが協定に明記されていない場合は、地域住民への提供を行うことを確認できる書類を添付すること
- ・「避難所等における災害種別および立地確認書」を、補助事業対象施設が位置するハザードマップの検索結果画面および補助対象設備（C G S、G H P等）の設置位置がわかる配置図を添付して提出〔別紙 11〕

VII：中圧導管、または耐震性を向上させた低圧導管等でガス供給を受けていることを示す書類

- ・導管の強靭性を証明できる者が発行した「供給証明書（検討結果）」と、施設の前面道路の本支管および供給管（引込管）の圧力・材質が記載された図面、既設ガスマーテーの写真等、ガス供給の現況に応じた書類を提出〔別紙 10〕

VIII：その他に提出が必要な書類

- ◇ 以下に該当する場合には、それぞれ必要な書類を提出するとともに、留意事項等を踏まえて対応ください。
- ① リース、エネルギーサービスまたは賃貸借等にて共同申請する場合
 - ・対象設備に関する契約書（案可）の写し
 - ・契約金額に関する料金計算書（補助金相当額が減額されていることを証明できる書類）
 - ・賃貸借においては、設備の更新により契約金額が増額されない事を証明できる書類
 - ② 支払委託契約を利用の場合
 - ・支払委託契約（金融会社等が補助事業者に代わり工事資金等の費用を立替えて工事会社に支払う契約）を利用する場合、支払委託契約書（案可）の写し
 - ③ 発注先の選定に際して、競争入札（または3社以上の相見積）が著しく困難または適当な契約を含む場合
 - ・発注先選定理由書（センターへの事前相談および承認を得ること）〔別紙 12〕
 - ④ 賃金引上げ計画を表明の場合
 - ・賃金引上げ計画の表明書〔別紙 28〕

- ⑤ 地域未来牽引企業等推進事業者を表明の場合
 - ・地域未来牽引企業等推進事業者の表明書〔別紙 29〕
- ⑥ ワーク・ライフ・バランス等を推進する計画を表明の場合
 - ・ワーク・ライフ・バランス等推進事業者の表明書〔別紙 30〕
- ⑦ その他
 - ・審査に当たって、別途資料の提出をお願いすることがあります。

IX：交付申請時提出書類チェックリスト〔別紙 13〕

7. 申請およびお問合せ先等について

(1) 申請方法

申請は原則、デジタル庁が運営する補助金申請システム jGrants（ジェイグラント）により行うこととします（詳細は <https://www.jgrants-portal.go.jp> 参照）。

jGrants の申請フォームより必要事項を直接入力してください。その他書類は、jGrants に電子ファイルをアップロードしてください。 解説資料 p.38 ~ 39 参照

【jGrants での申請】

申請ステップ[®]

- 1. 補助金を検索**
申請したい補助金を「補助金を探す」から検索します。

- 2. GビズID取得・ログイン**
Gビズ ID を取得して、ログインします。
※通常 Gビズ ID の取得には 2 ~ 3 週間ほど時間がかかります。

- 3. 申請内容を入力して送信**
必要事項の入力・資料のアップロードをして、申請をします（押印不要）。


審査結果をメールで受信

やむを得ない理由により jGrants による申請ができない場合は、必ず申請前にセンターまでご連絡ください。センターが認めた場合に限り、電子メールでの申請を可とします。

(2) 申請期限

- ◇ jGrants での申請： 令和7年5月26日（月）23:59までに入力したもの
- ◇ 電子メールでの申請： 令和7年5月26日（月）23:59までに受信したもの

(3) お問合せ先

- ◇ 宛 先： 一般社団法人 都市ガス振興センター
- ◇ 住 所： 〒105-0004 東京都港区新橋3-7-9 川辺ビル5階
- ◇ T E L： 03-6435-7692

(4) 受付時間

- ◇ 9:00～12:00、13:00～17:20

※ 土・日・国民の祝日、休日・5月1日・12月29日～1月4日を除く

(5) その他

- ◇ 申請に必要な書類については、センターのホームページよりダウンロードできますので、ご利用ください。

<https://www.gasproc.or.jp>

【個人情報の利用目的について】

本補助事業に伴い一般社団法人 都市ガス振興センターが事業者より取得した個人情報は、以下の目的に利用いたします。

- ◇ 「令和7年度 災害時の強靭性向上に資する天然ガス利用設備導入支援 事業費補助金」に係る業務（ご連絡、資料送付、他の同種の国庫補助金に対する重複申請の調査等）

なお、本補助事業に伴いご提供いただいた個人情報は、法令等により定められている場合を除き、上記の目的以外で利用することはありません。

〔別表1〕 市区町村ごとの停電対応型CGSおよび停電対応型GHPの導入状況

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
1	北海道	北海道	札幌市	大都市・地震エリア	○
2			函館市	大都市・地震エリア	○
3			小樽市	地震エリア	○
4			旭川市	大都市・地震エリア	○
5			室蘭市	地震エリア	○
6			釧路市	地震エリア	○
7			帯広市	地震エリア	○
8			北見市	地震エリア	○
9			岩見沢市	地震エリア	×
10			苫小牧市	地震エリア	○
11			江別市	地震エリア	○
12			千歳市	地震エリア	○
13			登別市	地震エリア	×
14			恵庭市	地震エリア	○
15			北広島市	地震エリア	○
16			石狩市	地震エリア	○
17			北斗市	地震エリア	×
18			長万部町	地震エリア	○
19			東神楽町	地震エリア	×
20			釧路町	地震エリア	×
21	東北	青森県	青森市	大都市	○
22			弘前市	その他エリア	○
23			八戸市	大都市・地震エリア	×
24			五所川原市	地震エリア	×
25			十和田市	地震エリア	×
26	岩手県	岩手県	盛岡市	大都市	○
27			花巻市	地震エリア	○
28			一関市	地震エリア	○
29			釜石市	地震エリア	○
30			奥州市	地震エリア	○
31			滝沢市	その他エリア	×
32			矢巾町	地震エリア	○
33		宮城県	仙台市	大都市・地震エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
34	宮城県		石巻市	地震エリア	×
35			塩竈市	地震エリア	×
36			気仙沼市	地震エリア	×
37			名取市	地震エリア	○
38			多賀城市	地震エリア	○
39			大崎市	地震エリア	○
40			富谷市	地震エリア	×
41			七ヶ浜町	地震エリア	×
42			利府町	地震エリア	×
43			大和町	地震エリア	○
44			大衡村	地震エリア	○
45			秋田市	大都市	○
46			能代市	その他エリア	○
47			男鹿市	その他エリア	×
48	秋田県		由利本荘市	その他エリア	○
49			にかほ市	その他エリア	×
50			大潟村	その他エリア	×
51			山形市	大都市	○
52			鶴岡市	その他エリア	×
53			酒田市	その他エリア	○
54	山形県		新庄市	その他エリア	×
55			寒河江市	その他エリア	×
56			上山市	その他エリア	×
57			三川町	その他エリア	×
58			庄内町	その他エリア	×
59			福島市	大都市	○
60			会津若松市	地震エリア	○
61			郡山市	大都市	○
62	福島県		いわき市	大都市・地震エリア	○
63			白河市	地震エリア	○
64			南相馬市	地震エリア	×
65			伊達市(福島県)	地震エリア	×
66			本宮市	地震エリア	×
67			西郷村	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
68	茨城県	関東	水戸市	大都市・地震エリア	×
69			日立市	地震エリア	○
70			土浦市	地震エリア	×
71			石岡市	地震エリア	×
72			結城市	地震エリア	×
73			龍ヶ崎市	地震エリア	○
74			常総市	地震エリア	×
75			笠間市	地震エリア	×
76			取手市	地震エリア	×
77			牛久市	地震エリア	○
78			つくば市	大都市・地震エリア	○
79			守谷市	地震エリア	○
80			稲敷市	地震エリア	×
81			かすみがうら市	地震エリア	×
82			つくばみらい市	地震エリア	○
83			小美玉市	地震エリア	○
84			茨城町	地震エリア	×
85			美浦村	地震エリア	×
86			阿見町	地震エリア	○
87			五霞町	地震エリア	○
88			利根町	地震エリア	×
89	栃木県	関東	宇都宮市	大都市	○
90			足利市	地震エリア	○
91			栃木市	地震エリア	○
92			佐野市	地震エリア	○
93			鹿沼市	その他エリア	×
94			小山市	地震エリア	○
95			真岡市	地震エリア	○
96			下野市	地震エリア	×
97			上三川町	その他エリア	×
98			芳賀町	地震エリア	○
99			壬生町	その他エリア	○
100			高根沢町	地震エリア	×
101	群馬県		前橋市	大都市・地震エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
102	群馬県 関東		高崎市	大都市・地震エリア	○
103			桐生市	その他エリア	○
104			伊勢崎市	大都市・地震エリア	○
105			太田市	大都市・地震エリア	○
106			沼田市	その他エリア	×
107			館林市	地震エリア	○
108			渋川市	その他エリア	○
109			藤岡市	地震エリア	○
110			富岡市	その他エリア	×
111			みどり市	その他エリア	○
112			吉岡町	その他エリア	×
113			下仁田町	地震エリア	○
114			板倉町	地震エリア	×
115			明和町(群馬県)	地震エリア	×
116	埼玉県		千代田町	地震エリア	○
117			大泉町	地震エリア	○
118			邑楽町	地震エリア	×
119			さいたま市	大都市・地震エリア	○
120			川越市	大都市・地震エリア	○
121			熊谷市	大都市・地震エリア	○
122			川口市	大都市・地震エリア	○
123			行田市	地震エリア	○
124			秩父市	地震エリア	×
125			所沢市	大都市・地震エリア	×
126			飯能市	地震エリア	×
127			加須市	地震エリア	○
128			本庄市	地震エリア	○
129			東松山市	地震エリア	×
130			春日部市	大都市・地震エリア	○
131			狭山市	地震エリア	○
132			羽生市	地震エリア	×
133			鴻巣市	地震エリア	×
134			深谷市	地震エリア	○
135			上尾市	地震エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
136	関東	埼玉県	草加市	大都市・地震エリア	○
137			越谷市	大都市・地震エリア	×
138			蕨市	地震エリア	○
139			戸田市	地震エリア	○
140			入間市	地震エリア	○
141			朝霞市	地震エリア	○
142			志木市	地震エリア	○
143			和光市	地震エリア	○
144			新座市	地震エリア	○
145			桶川市	地震エリア	○
146			久喜市	地震エリア	○
147			北本市	地震エリア	○
148			八潮市	地震エリア	○
149			富士見市	地震エリア	○
150			三郷市	地震エリア	○
151			蓮田市	地震エリア	×
152			坂戸市	地震エリア	○
153			幸手市	地震エリア	×
154			鶴ヶ島市	地震エリア	○
155			日高市	地震エリア	○
156			吉川市	地震エリア	×
157			ふじみ野市	地震エリア	○
158			白岡市	地震エリア	×
159			伊奈町	地震エリア	○
160			三芳町	地震エリア	○
161			毛呂山町	地震エリア	○
162			滑川町	地震エリア	×
163			嵐山町	地震エリア	○
164			小川町	地震エリア	○
165			川島町	地震エリア	○
166			吉見町	地震エリア	×
167			鳩山町	地震エリア	×
168			ときがわ町	地震エリア	×
169			美里町(埼玉県)	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
170	埼玉県	埼玉県	神川町	地震エリア	×
171			上里町	地震エリア	×
172			寄居町	地震エリア	○
173			宮代町	地震エリア	×
174			杉戸町	地震エリア	×
175			松伏町	地震エリア	×
176			千葉市	大都市・地震エリア	○
177	関東	千葉県	銚子市	地震エリア	×
178			市川市	地震エリア	○
179			船橋市	大都市・地震エリア	○
180			館山市	地震エリア	×
181			木更津市	地震エリア	○
182			松戸市	地震エリア	○
183			野田市	地震エリア	×
184			茂原市	地震エリア	○
185			成田市	地震エリア	○
186			佐倉市	地震エリア	○
187			東金市	地震エリア	×
188			旭市	地震エリア	×
189			習志野市	地震エリア	○
190	千葉県	千葉県	柏市	大都市・地震エリア	○
191			市原市	地震エリア	○
192			流山市	地震エリア	○
193			八千代市	地震エリア	○
194			我孫子市	地震エリア	×
195			鎌ヶ谷市	地震エリア	○
196			君津市	地震エリア	○
197			富津市	地震エリア	×
198			浦安市	地震エリア	○
199			四街道市	地震エリア	○
200			袖ヶ浦市	地震エリア	○
201			八街市	地震エリア	×
202			印西市	地震エリア	○
203			白井市	地震エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
204	千葉県	千葉県	富里市	地震エリア	○
205			山武市	地震エリア	×
206			大網白里市	地震エリア	×
207			酒々井町	地震エリア	○
208			栄町	地震エリア	×
209			多古町	地震エリア	×
210			九十九里町	地震エリア	×
211			芝山町	地震エリア	×
212			一宮町	地震エリア	×
213			睦沢町	地震エリア	○
214			長生村	地震エリア	×
215			白子町	地震エリア	○
216			長南町	地震エリア	×
217			大多喜町	地震エリア	×
218	関東	東京都	千代田区	大都市・地震エリア	○
219			中央区	大都市・地震エリア	○
220			港区	大都市・地震エリア	○
221			新宿区	大都市・地震エリア	○
222			文京区	大都市・地震エリア	○
223			台東区	大都市・地震エリア	○
224			墨田区	大都市・地震エリア	○
225			江東区	大都市・地震エリア	○
226			品川区	大都市・地震エリア	○
227			目黒区	大都市・地震エリア	○
228			大田区	大都市・地震エリア	○
229			世田谷区	大都市・地震エリア	○
230			渋谷区	大都市・地震エリア	○
231			中野区	大都市・地震エリア	○
232			杉並区	大都市・地震エリア	○
233			豊島区	大都市・地震エリア	○
234			北区	大都市・地震エリア	○
235			荒川区	大都市・地震エリア	○
236			板橋区	大都市・地震エリア	○
237			練馬区	大都市・地震エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
238	関東	東京都	足立区	大都市・地震エリア	○
239			葛飾区	大都市・地震エリア	○
240			江戸川区	大都市・地震エリア	○
241			八王子市	大都市・地震エリア	○
242			立川市	地震エリア	○
243			武蔵野市	地震エリア	○
244			三鷹市	地震エリア	○
245			青梅市	地震エリア	○
246			府中市(東京都)	地震エリア	○
247			昭島市	地震エリア	○
248			調布市	地震エリア	○
249			町田市	地震エリア	○
250			小金井市	地震エリア	○
251			小平市	地震エリア	○
252			日野市	地震エリア	○
253			東村山市	地震エリア	○
254			国分寺市	地震エリア	○
255			国立市	地震エリア	○
256			福生市	地震エリア	○
257			狛江市	地震エリア	○
258			東大和市	地震エリア	○
259			清瀬市	地震エリア	○
260			東久留米市	地震エリア	○
261		神奈川県	武蔵村山市	地震エリア	×
262			多摩市	地震エリア	○
263			稲城市	地震エリア	○
264			羽村市	地震エリア	×
265			あきる野市	地震エリア	×
266			西東京市	地震エリア	○
267			瑞穂町	地震エリア	×
268			日の出町	地震エリア	×
269		神奈川県	横浜市	大都市・地震エリア	○
270			川崎市	大都市・地震エリア	○
271			相模原市	大都市・地震エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
272	関東	神奈川県	横須賀市	大都市・地震エリア	○
273			平塚市	大都市・地震エリア	○
274			鎌倉市	地震エリア	○
275			藤沢市	地震エリア	○
276			小田原市	大都市・地震エリア	○
277			茅ヶ崎市	大都市・地震エリア	○
278			逗子市	地震エリア	×
279			三浦市	地震エリア	×
280			秦野市	地震エリア	○
281			厚木市	大都市・地震エリア	○
282			大和市	大都市・地震エリア	○
283			伊勢原市	地震エリア	○
284			海老名市	地震エリア	○
285			座間市	地震エリア	○
286			南足柄市	地震エリア	○
287			綾瀬市	地震エリア	○
288			葉山町	地震エリア	○
289			寒川町	地震エリア	○
290			大磯町	地震エリア	×
291			二宮町	地震エリア	×
292			中井町	地震エリア	×
293			大井町	地震エリア	○
294			開成町	地震エリア	○
295			箱根町	地震エリア	×
296			湯河原町	地震エリア	×
297			愛川町	地震エリア	×
298	新潟県		新潟市	大都市	○
299			長岡市	大都市	○
300			三条市	その他エリア	○
301			柏崎市	その他エリア	○
302			新発田市	その他エリア	○
303			小千谷市	その他エリア	×
304			加茂市	その他エリア	×
305			見附市	その他エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
306	関東	新潟県	村上市	その他エリア	○
307			燕市	その他エリア	×
308			糸魚川市	その他エリア	×
309			妙高市	その他エリア	×
310			五泉市	その他エリア	○
311			上越市	大都市	○
312			阿賀野市	その他エリア	×
313			佐渡市	その他エリア	○
314			魚沼市	その他エリア	×
315			胎内市	その他エリア	○
316			聖籠町	その他エリア	○
317			弥彦村	その他エリア	×
318			田上町	その他エリア	×
319			刈羽村	その他エリア	×
320	東海／北陸	富山県	富山市	大都市	○
321			高岡市	大都市	×
322			射水市	大都市	○
323			立山町	その他エリア	×
324		石川県	金沢市	大都市	○
325			小松市	その他エリア	○
326			野々市市	その他エリア	×
327	近畿	福井県	福井市	大都市	×
328			敦賀市	その他エリア	×
329			越前市	その他エリア	○
330	関東	山梨県	甲府市	大都市・地震エリア	○
331			富士吉田市	地震エリア	○
332			南アルプス市	地震エリア	○
333			甲斐市	地震エリア	×
334			中央市	地震エリア	×
335			昭和町	地震エリア	○
336			忍野村	地震エリア	○
337			山中湖村	地震エリア	×
338			富士河口湖町	地震エリア	○
339		長野県	長野市	大都市	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
340	関東	長野県	松本市	大都市	○
341			上田市	その他エリア	○
342			岡谷市	地震エリア	×
343			飯田市	地震エリア	○
344			諏訪市	地震エリア	×
345			須坂市	その他エリア	×
346			小諸市	その他エリア	×
347			中野市	その他エリア	×
348			大町市	その他エリア	×
349			茅野市	地震エリア	×
350			塩尻市	その他エリア	×
351			佐久市	その他エリア	○
352			千曲市	その他エリア	×
353			東御市	その他エリア	×
354			御代田町	その他エリア	×
355			下諏訪町	地震エリア	×
356			小布施町	その他エリア	×
357			山ノ内町	その他エリア	×
358	東海／北陸	岐阜県	岐阜市	大都市・地震エリア	○
359			大垣市	地震エリア	○
360			多治見市	地震エリア	×
361			羽島市	地震エリア	○
362			美濃加茂市	地震エリア	×
363			土岐市	地震エリア	×
364			各務原市	地震エリア	○
365			可児市	地震エリア	○
366			山県市	地震エリア	×
367			瑞穂市	地震エリア	○
368			本巣市	地震エリア	×
369			岐南町	地震エリア	×
370			笠松町	地震エリア	○
371			神戸町	地震エリア	×
372			安八町	地震エリア	×
373			大野町	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
374	東海／北陸	岐阜県	北方町	地震エリア	○
375			御嵩町	地震エリア	○
376		静岡県	静岡市	大都市・地震エリア	○
377			浜松市	大都市・地震エリア	○
378			沼津市	大都市・地震エリア	○
379			熱海市	地震エリア	×
380			三島市	地震エリア	○
381			富士宮市	地震エリア	○
382			伊東市	地震エリア	○
383			島田市	地震エリア	×
384			富士市	大都市・地震エリア	○
385			磐田市	地震エリア	○
386			焼津市	地震エリア	○
387			掛川市	地震エリア	×
388			藤枝市	地震エリア	○
389			御殿場市	地震エリア	×
390			袋井市	地震エリア	×
391			下田市	地震エリア	×
392			裾野市	地震エリア	×
393			湖西市	地震エリア	○
394			函南町	地震エリア	×
395			清水町(静岡県)	地震エリア	×
396			長泉町	地震エリア	○
397	愛知県		名古屋市	大都市・地震エリア	○
398			豊橋市	大都市・地震エリア	○
399			岡崎市	大都市・地震エリア	○
400			一宮市	大都市・地震エリア	○
401			瀬戸市	地震エリア	○
402			半田市	地震エリア	○
403			春日井市	大都市・地震エリア	○
404			豊川市	地震エリア	○
405			津島市	地震エリア	×
406			碧南市	地震エリア	×
407			刈谷市	地震エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
408	東海／北陸	愛知県	豊田市	大都市・地震エリア	○
409			安城市	地震エリア	○
410			西尾市	地震エリア	○
411			蒲郡市	地震エリア	×
412			犬山市	地震エリア	×
413			常滑市	地震エリア	○
414			江南市	地震エリア	○
415			小牧市	地震エリア	○
416			稻沢市	地震エリア	○
417			東海市	地震エリア	○
418			大府市	地震エリア	○
419			知多市	地震エリア	○
420			知立市	地震エリア	×
421			尾張旭市	地震エリア	○
422			高浜市	地震エリア	○
423			岩倉市	地震エリア	○
424			豊明市	地震エリア	○
425			日進市	地震エリア	○
426			田原市	地震エリア	×
427			愛西市	地震エリア	○
428			清須市	地震エリア	○
429			北名古屋市	地震エリア	○
430			弥富市	地震エリア	×
431			みよし市	地震エリア	○
432			あま市	地震エリア	×
433			長久手市	地震エリア	○
434			東郷町	地震エリア	×
435			豊山町	地震エリア	×
436			大口町	地震エリア	○
437			扶桑町	地震エリア	○
438			大治町	地震エリア	×
439			蟹江町	地震エリア	×
440			飛島村	地震エリア	×
441			阿久比町	地震エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
442	愛知県	愛知県	東浦町	地震エリア	×
443			美浜町	地震エリア	×
444			武豊町	地震エリア	○
445			幸田町	地震エリア	○
446			津市	大都市・地震エリア	○
447	東海／北陸	三重県	四日市市	大都市・地震エリア	○
448			伊勢市	地震エリア	○
449			松阪市	地震エリア	×
450			桑名市	地震エリア	○
451			鈴鹿市	地震エリア	○
452			名張市	地震エリア	○
453			亀山市	地震エリア	○
454			いなべ市	地震エリア	○
455			伊賀市	地震エリア	○
456			木曽岬町	地震エリア	×
457			東員町	地震エリア	○
458			菰野町	地震エリア	×
459			朝日町(三重県)	地震エリア	×
460			川越町	地震エリア	×
461	近畿	滋賀県	大津市	大都市・地震エリア	○
462			彦根市	地震エリア	○
463			長浜市	地震エリア	○
464			近江八幡市	地震エリア	○
465			草津市	地震エリア	○
466			守山市	地震エリア	○
467			栗東市	地震エリア	○
468			甲賀市	地震エリア	○
469			野洲市	地震エリア	○
470			湖南市	地震エリア	○
471			東近江市	地震エリア	○
472			米原市	地震エリア	○
473			日野町(滋賀県)	地震エリア	○
474			竜王町	地震エリア	×
475			愛荘町	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
476	近畿	滋賀県	甲良町	地震エリア	×
477			多賀町	地震エリア	○
478			京都市	大都市・地震エリア	○
479			福知山市	その他エリア	○
480			舞鶴市	その他エリア	×
481			宇治市	地震エリア	○
482			亀岡市	地震エリア	○
483			城陽市	地震エリア	○
484			向日市	地震エリア	○
485			長岡京市	地震エリア	○
486			八幡市	地震エリア	○
487			京田辺市	地震エリア	○
488			木津川市	地震エリア	○
489			大山崎町	地震エリア	○
490			久御山町	地震エリア	○
491			井手町	地震エリア	×
492			宇治田原町	地震エリア	○
493			精華町	地震エリア	○
494	大阪府	大阪府	大阪市	大都市・地震エリア	○
495			堺市	大都市・地震エリア	○
496			岸和田市	大都市・地震エリア	○
497			豊中市	大都市・地震エリア	○
498			池田市	地震エリア	○
499			吹田市	大都市・地震エリア	○
500			泉大津市	地震エリア	○
501			高槻市	大都市・地震エリア	○
502			貝塚市	地震エリア	○
503			守口市	地震エリア	○
504			枚方市	大都市・地震エリア	○
505			茨木市	大都市・地震エリア	○
506			八尾市	大都市・地震エリア	○
507			泉佐野市	地震エリア	○
508			富田林市	地震エリア	○
509			寝屋川市	大都市・地震エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
510	近畿	大阪府	河内長野市	地震エリア	○
511			松原市	地震エリア	○
512			大東市	地震エリア	○
513			和泉市	地震エリア	○
514			箕面市	地震エリア	○
515			柏原市	地震エリア	○
516			羽曳野市	地震エリア	○
517			門真市	地震エリア	○
518			摂津市	地震エリア	○
519			高石市	地震エリア	○
520			藤井寺市	地震エリア	○
521			東大阪市	大都市・地震エリア	○
522			泉南市	地震エリア	○
523			四條畷市	地震エリア	○
524			交野市	地震エリア	○
525			大阪狭山市	地震エリア	○
526			阪南市	地震エリア	○
527			島本町	地震エリア	○
528			豊能町	地震エリア	×
529			能勢町	地震エリア	○
530			忠岡町	地震エリア	○
531			熊取町	地震エリア	○
532			田尻町	地震エリア	○
533			岬町	地震エリア	×
534			太子町(大阪府)	地震エリア	×
535			河南町	地震エリア	×
536	兵庫県	兵庫県	神戸市	大都市・地震エリア	○
537			姫路市	大都市・地震エリア	○
538			尼崎市	大都市・地震エリア	○
539			明石市	大都市・地震エリア	○
540			西宮市	大都市・地震エリア	○
541			洲本市	地震エリア	○
542			芦屋市	地震エリア	○
543			伊丹市	地震エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
544	近畿	兵庫県	相生市	地震エリア	○
545			豊岡市	その他エリア	×
546			加古川市	大都市・地震エリア	○
547			赤穂市	地震エリア	○
548			西脇市	その他エリア	×
549			宝塚市	大都市・地震エリア	○
550			三木市	地震エリア	○
551			高砂市	地震エリア	○
552			川西市	地震エリア	○
553			小野市	地震エリア	×
554			三田市	地震エリア	○
555			加西市	地震エリア	×
556			丹波篠山市	地震エリア	×
557			加東市	地震エリア	○
558			たつの市	地震エリア	○
559			猪名川町	地震エリア	×
560			稻美町	地震エリア	×
561			播磨町	地震エリア	○
562			太子町(兵庫県)	地震エリア	×
563			上郡町	その他エリア	×
564			佐用町	その他エリア	×
565	奈良県	奈良県	奈良市	大都市・地震エリア	○
566			大和高田市	地震エリア	○
567			大和郡山市	地震エリア	○
568			天理市	地震エリア	○
569			橿原市	地震エリア	○
570			桜井市	地震エリア	×
571			五條市	地震エリア	×
572			御所市	地震エリア	×
573			生駒市	地震エリア	○
574			香芝市	地震エリア	○
575			葛城市	地震エリア	○
576			平群町	地震エリア	×
577			三郷町	地震エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
578	近畿	奈良県	斑鳩町	地震エリア	×
579			安堵町	地震エリア	×
580			川西町(奈良県)	地震エリア	×
581			田原本町	地震エリア	×
582			明日香村	地震エリア	×
583			上牧町	地震エリア	○
584			王寺町	地震エリア	○
585			広陵町	地震エリア	○
586			河合町	地震エリア	×
587		和歌山県	和歌山市	大都市・地震エリア	○
588			海南市	地震エリア	×
589			新宮市	地震エリア	○
590			岩出市	地震エリア	○
591	中国／四国	鳥取県	鳥取市	大都市	○
592			米子市	その他エリア	○
593		島根県	松江市	大都市	○
594			浜田市	その他エリア	○
595			出雲市	その他エリア	×
596		岡山県	岡山市	大都市・地震エリア	○
597			倉敷市	大都市・地震エリア	○
598			津山市	その他エリア	×
599			玉野市	地震エリア	×
600			笠岡市	地震エリア	×
601			総社市	地震エリア	×
602			備前市	地震エリア	○
603			赤磐市	地震エリア	○
604			早島町	地震エリア	×
605			里庄町	地震エリア	×
606			勝央町	その他エリア	×
607	広島県	広島県	広島市	大都市・地震エリア	○
608			吳市	大都市・地震エリア	○
609			三原市	地震エリア	×
610			尾道市	地震エリア	×
611			福山市	大都市・地震エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
612	中国／四国	広島県	東広島市	地震エリア	○
613			廿日市市	地震エリア	×
614			府中町	地震エリア	×
615			海田町	地震エリア	×
616			坂町	地震エリア	○
617		山口県	下関市	大都市・地震エリア	○
618			宇部市	大都市・地震エリア	○
619			山口市	大都市・地震エリア	○
620			防府市	地震エリア	○
621			下松市	地震エリア	×
622			光市	地震エリア	○
623			周南市	地震エリア	○
624			山陽小野田市	地震エリア	○
625		徳島県	徳島市	大都市・地震エリア	○
626			北島町	地震エリア	×
627		香川県	高松市	大都市・地震エリア	○
628			丸亀市	地震エリア	○
629			坂出市	地震エリア	○
630			善通寺市	地震エリア	○
631			宇多津町	地震エリア	○
632			琴平町	地震エリア	○
633			多度津町	地震エリア	×
634			松山市	大都市・地震エリア	○
635		愛媛県	今治市	地震エリア	○
636			宇和島市	地震エリア	○
637			松前町(愛媛県)	地震エリア	×
638			高知県	高知市	大都市・地震エリア
639			北九州市	大都市・地震エリア	○
640	九州／沖縄	福岡県	福岡市	大都市	○
641			大牟田市	その他エリア	×
642			久留米市	大都市	○
643			直方市	その他エリア	○
644			飯塚市	その他エリア	×
645			柳川市	その他エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
646	九州／沖縄	福岡県	八女市	その他エリア	×
647			中間市	その他エリア	×
648			小郡市	その他エリア	×
649			筑紫野市	その他エリア	○
650			春日市	その他エリア	×
651			大野城市	その他エリア	×
652			宗像市	その他エリア	×
653			太宰府市	その他エリア	○
654			古賀市	その他エリア	○
655			福津市	その他エリア	○
656			宮若市	その他エリア	×
657			糸島市	その他エリア	○
658			那珂川市	その他エリア	×
659			志免町	その他エリア	×
660			新宮町	その他エリア	○
661			粕屋町	その他エリア	×
662			芦屋町	その他エリア	×
663			水巻町	その他エリア	×
664	佐賀県	佐賀県	岡垣町	その他エリア	×
665			遠賀町	その他エリア	×
666			筑前町	その他エリア	×
667			苅田町	地震エリア	×
668			佐賀市	大都市	○
669	長崎県	長崎県	唐津市	その他エリア	×
670			鳥栖市	その他エリア	×
671			伊万里市	その他エリア	×
672			基山町	その他エリア	×
673			長崎市	大都市	○
674			佐世保市	大都市	○
675			島原市	その他エリア	×
676			諫早市	その他エリア	×
677			大村市	その他エリア	○
678			雲仙市	その他エリア	×
679			長与町	その他エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況	
680	九州／沖縄	熊本県	長崎県	時津町	その他エリア	×
681				熊本市	大都市・地震エリア	○
682				八代市	地震エリア	○
683				荒尾市	地震エリア	○
684				山鹿市	地震エリア	×
685				天草市	地震エリア	×
686				合志市	地震エリア	○
687				大津町	地震エリア	×
688				菊陽町	地震エリア	○
689				御船町	地震エリア	×
690				嘉島町	地震エリア	×
691				益城町	地震エリア	×
692		大分県		大分市	大都市・地震エリア	○
693				別府市	地震エリア	○
694				中津市	地震エリア	○
695				由布市	地震エリア	×
696	宮崎県	宮崎県		宮崎市	大都市・地震エリア	○
697				都城市	地震エリア	×
698				延岡市	地震エリア	○
699				三股町	地震エリア	×
700	鹿児島県	鹿児島県		鹿児島市	大都市・地震エリア	○
701				阿久根市	地震エリア	×
702				出水市	その他エリア	○
703				薩摩川内市	地震エリア	×
704				霧島市	地震エリア	○
705				奄美市	地震エリア	×
706				姶良市	地震エリア	×
707	沖縄県	沖縄県		那霸市	大都市	○
708				宜野湾市	その他エリア	×
709				浦添市	その他エリア	○
710				豊見城市	地震エリア	×
711				中城村	その他エリア	×
712				西原町	その他エリア	×
713				南風原町	その他エリア	×

※ 政府想定の地震対象エリアおよび政令指定都市等の大都市等の詳細については、交付規程[別表3]

▲ ▽ ▲ ▽ 交付申請書類の作成手引き ▽ ▲ ▽ ▲

交付申請・実施計画・発注計画関係

様式第1—1	交付申請書	49
様式第2—1	実施計画書	50
(別紙1)	審査事項整理表	56
(別紙2)	申請金額整理表	57
(別紙3)	補助事業に要する経費等の申請者別内訳について	58
(別紙4)	申請者別の資金調達計画について	59
(別紙5)	発注計画書	60
[参考資料1]	日本標準産業分類	61
[参考資料2]	共同申請となりうる各種契約の取扱い	64

計算シート

[参考資料3]	省エネルギー性の評価について	66
[参考資料4]	データ報告のための計測についての留意点	69
(別紙6)	計算シート、計算根拠 コーディネーション設備の想定稼働データ	73
(別紙7)	GHP室内機接続判定シート	77

図面の作成例

[参考資料5]	添付書類Ⅲの「補助事業方式の設備に関する図面」について	80
[参考資料6]	「補助事業方式の設備に関する全体図」の例	81
[参考資料7]	「補助事業方式の設備に関する配置図」の例	82
[参考資料8]	「補助事業方式の設備に関するシステム図」の例	83
[参考資料9]	「補助事業方式の設備に関する単線結線図」の例	84
[参考資料10]	「敷地内ガス配管平面図」の例	85
[参考資料11]	「敷地内ガス配管アイソメ図」の例	86

見積関係及び補助対象経費の考え方

(別紙8)	見積依頼書、見積作成時の注意事項、見積書	87
[参考資料12]	敷地内ガス管の補助対象経費算定方法	90

申請者内容証明関係 記入例等

(別紙9)	役員名簿	91
[参考資料13]	履歴事項証明書取得方法	92

ガス導管の供給証明書

(別紙10)	供給証明書（検討結果）	93
--------	-------------	----

その他

(別紙11)	避難所等における災害種別および立地確認書	94
(別紙12)	発注先選定理由書	95
(別紙28)	賃金引上げ計画の表明書	96
(別紙29)	地域未来牽引企業等事業者表明書	97
(別紙30)	ワーク・ライフ・バランス等推進事業者表明書	98
[参考資料14]	契約金額に関する料金計算書	99
(別紙13)	交付申請時提出書類チェックリスト	100
(別紙14)	交付申請書 目次	101
[参考資料15]	交付申請書ファイリング例	102

(様式第1－1)

受理番号(センターで記入)						

記入例

番号

公募期間内であることを確認						
申請者が複数の場合は、 複数申請用シートに記入してください						

申請日(記入日)						
令和	7	年	4	月	25	日

令和7年度 災害時の強靭性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
(災害時にも対応可能な天然ガス利用設備)
交付申請書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

災害時の強靭性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 申請者

法人名	虎ノ門リゾート株式会社
代表者名	新橋 一郎
役職	代表取締役
住 所	(105 - 0004) 東京都港区新橋3-7-9

※ 記入順序は所有者、使用者、その他の順とし、複数の申請者が補助対象設備を所有する予定の場合は補助金交付申請金額が多い申請者を先に記入すること

**令和7年度 災害時の強靭性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
(災害時にも対応可能な天然ガス利用設備)
実施計画書**

1. 補助事業の実施計画**(1) 実施場所**

住所	(105 - 0004) 東京都港区新橋3-7-9	都道府県から記入
最寄り駅 またはバス停	J R 新橋駅	○○線、○○駅等を記入
施設の名称	虎ノ門ホテル	○○株、○○工場等を記入
施設の所有者	虎ノ門リゾート株式会社	

※ 最寄り駅の入った地図を添付し、施設の位置を明記すること。

(2) 補助事業の概要

**補助事業で導入するCGS、GHPについて
補助対象と補助対象外に分けて記入**

a. 従来設備と補助事業設備の種類と能力

従来設備	GHP (停電対応型) 56kW×1台 GHP (標準型) 56kW×1台、71kW×1台 (計 183kW)	
補助事業設備	補助対象	CGS (停電対応型) 35kW×1台 GHP (停電対応型) 56kW×3台 (計 168kW)
	補助対象外	GHP (標準型) 71kW×1台 (計 71kW)
設備の用途	発電：1Fロビーへ給電 排熱：給湯利用 空調：1F、2F、3F共用部の空調	補助対象設備の用途を記入

b. 付帯設備の補助対象範囲

撤去	なし
更新	室内機、防振架台、リモコン
新設	専用ガス流量計、ガス配管

c. 支払い方法

該当する項目にチェック

設備使用者の計画	<input type="checkbox"/> 金融機関振込 <input checked="" type="checkbox"/> リース <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> エネルギーサービス(含むESCO) <input type="checkbox"/> 支払い委託(金融機関名称：)
共同申請情報	設備所有者：虎ノ門ファイナンス㈱ 設備使用者：虎ノ門リゾート㈱ 共同申請の場合はそれぞれ記入

※ 共同申請にかかる相互の契約や役割分担が分かる資料を添付すること。

d. その他確認事項

その他確認事項	その他確認事項(ガス管接続、ジェネリンク等の能力接続、常設のガス発生装置の設置、賃金引上げ計画書提出、地域未来牽引企業等事業者表明書提出、ワーク・ライフ・バランス等推進事業者表明書提出、洪水浸水想定区域に該当等を当欄に記入。
---------	--

(3) 事業実施工程表

- ・別紙「発注計画書」のとおり。
- ・補助事業の開始及び完了予定日

開始予定日は、補助事業の中で、最初に契約を締結する日、完了予定日は、補助事業の中で、最終支払を完了する日を記入

事業全体	開始予定日	令和 7 年 9 月 1 日
	完了予定日	令和 8 年 1 月 30 日

※ 開始日は、契約締結日を記入すること。複数契約がある場合は最も早い契約日を記入すること。

※ 完了日は、支払完了日を記入すること。複数契約がある場合は最も遅い支払日を記入すること。

(4) 審査に係る事項

a. 設置場所

公募説明会資料の別表1を参照、入力

都道府県	市区町村	指定区分	BOS設置済
東京都	港区	大都市・地震エリア	済

b -①. 供給状況

供給方式、供給状況をプルダウンから選択

供給方式	供給状況
耐震性を向上させた低圧導管による供給	既存(供給中)入替不要

b -②. 供給方式が「耐震性を向上させた低圧導管でガス供給を受けている」の場合は、以下を記入すること。

本支管	引込管
ポリエチレン管	ポリエチレン管

低压供給等の場合、本支管・引込管の管種をプルダウンから選択。中圧供給の場合は「-」を選択

c -①. 施設区分

施設区分、協定の内容、締結状況をプルダウンから選択

施設区分	協定の内容	締結状況
ウ_災害時に避難所等として活用される国や地方公共団体と協定を締結している施設	避難所	締結済み

※災害時の強靭性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第3条 第2項 (6) (ア) ~ (ウ) のいずれかの施設。ただし、ZEB（平均でエネルギー消費量が正味でおおむねゼロ以下となる建築物）を除く。

(ア) 灾害時に避難所等として活用される国や地方公共団体の防災計画指定の施設、国や地方公共団体と協定を締結されている（見込みも含む）地域住民に空間等を提供する施設

(イ) 灾害時に活動拠点等として活用される国や地方公共団体の防災上中核となる施設

(ウ) 灾害時に避難所等として活用される国や地方公共団体と協定を締結している（見込みも含む）施設

c -②. 避難所面積

避難所面積(m ²)	費用対効果(避難所面積【m ² 】/補助対象経費【百万円】)
2,000	58.997 m ² / 百万円

別紙1から避難所面積を転記

小数点第四位を四捨五入した値を記入すること

d. その他確認事項

チェック	内容	該当する項目にチェック
<input checked="" type="checkbox"/>	ZEB（平均でエネルギー消費量が正味でおおむねゼロ以下となる建築物）ではないこと	
<input checked="" type="checkbox"/>	「災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金（災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち石油製品（石油ガスを除く）タンク等の導入に係るもの）」を活用し、石油製品（石油ガスを除く）タンク等を導入した施設ではないこと	
<input checked="" type="checkbox"/>	低圧供給の場合、相当程度の揺れのある地震が発生した場合は、ガスの供給が停止し天然ガス利用設備が起動しなくなることについて確認していること	

導入設備がCGS、またはCGS+GHP(GHP以外にも給電)の場合、別紙6-1計算シート⑨の数値を転記。
GHP、またはCGS+GHP(GHPのみ給電)の場合、「補助対象経費(千円)/補助対象となるGHPの定格冷房能力(kW)」の値を記入

評価項目	導入効果
費用対効果	484.2 千円／kW
CO ₂ 排出削減量	37.7 ▲t - CO ₂ /年
CO ₂ 削減率	26.0 %

※ 費用対効果は（補助対象経費(千円)／定格出力(kW)）を記入すること。

※ CO₂排出削減量、CO₂削減率はコーチェネのみ記入すること。

小数点第二位以下は切り捨てで記入

2. 補助対象経費の算出根拠

別紙「申請金額整理表」のとおり。

金額は税抜で記入

該当する経費がない場合は、「0」を記入

「補助率」は
プルダウンから選択

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設計費	100,000 円	0 円	1/3	0 円
II. 既存設備撤去費	1,500,000 円	1,000,000 円	1/3	333,333 円
III. 新規設備機器費	15,000,000 円	15,000,000 円	1/3	5,000,000 円
IV. 新規設備設置工事費	17,000,000 円	17,000,000 円	1/3	5,666,666 円
V. 敷地内ガス管敷設費	2,000,000 円	900,000 円	1/3	300,000 円
合計	35,600,000 円	33,900,000 円		11,299,999 円

※ 「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味します。

なお、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入すること。

※ 「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費について、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入すること。

※ 「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額（1円未満は切捨て）をいいます。

※ 申請者が複数の場合、合計金額を記入すること。

補助事業に要する経費のうち、補助対象外の経費を除外した金額を記入。
⇒ 見積書との整合を確認すること

3. 補助対象設備の仕様

(1) 設備仕様

〈a. コージェネレーション〉

低位発熱量(LHV)であることに注意

LHVであることに注意

設備名称	燃料消費量 (Nm ³ /h)	単位発熱量 (GJ/千Nm ³) (低位基準)	燃料消費量 (MJ/h)	定格発電出力 (kW)	発電効率 (LHV %)	総合効率 (LHV %)	台数	停電 対応
	①	②	①×②=③	④	⑤=④÷③×3.6			
停電対応型CGS	9.26	40.6	376.0	35.0	33.5	88.0	1	○
合計	9.26		376.0	35.0			1	

※ 効率は低位発熱量基準定格運転時のもので、小数点第2位を四捨五入した値を記入すること。

※ 「燃料消費量」及び「定格発電出力」は設備の定格値を記入すること。

※ 全ての申請設備群ごとに全数記入すること記入枠は必要な数を追加すること。

プルダウンから選択

〈b. GHP〉

定格冷房時の値を記入

高位発熱量(HHV)であることに注意

プルダウンから選択

設備名称	燃料消費量 発電時 (kW)	燃料消費量 非発電時 (kW)	単位発熱量 (GJ/千Nm ³) (高位基準)	燃料消費量 発電時 (MJ/h)	燃料消費量 非発電時 (MJ/h)	定格冷房 能力(kW)	台数	停電 対応
	①	②	③	④=①×③×3.6	⑤=②×③×3.6			
停電対応型GHP	65.3	59.6	45.0	10,578.6	9,655.2	56.0	3	○
標準型GHP	0.0	45.3	45.0	0.0	7,338.6	56.0	1	○
合計	195.9	224.1		31,735.8	36,304.2	224.0	4	

※ 「燃料消費量」及び「定格出力」は設備の定格値を記入すること。

※ 全ての申請設備群ごとに全数記入すること記入枠は必要な数を追加すること。

停電対応型CGSの給電で稼働する
標準型GHPは「○」を選択

4. 補助事業担当窓口

(1) 申請者

法人名	虎ノ門リゾート株式会社		
部署名	施設管理部		
(フリガナ)	トラノモン ジロウ		
実施責任者名	虎ノ門 次郎		
役職	主任		
住所	(105 - 0004) 東京都港区新橋3-7-9		
電話番号	03 - 6435 - 7692	FAX番号	03 - 3000 - 1000
E-mailアドレス	toshi_gas@tora.com		

(2) 補助事業後の都市ガス導管事業者

法人名	虎ノ門ガス株式会社		
部署名	導管部		
(フリガナ)	シンバシ サブロウ		
担当者名	新橋 三郎		
役職	係長		
住所	(105 - 0004) 東京都港区新橋3-7-9		
電話番号	03 - 6435 - 7692	FAX番号	03 - 6435 - 7692
E-mailアドレス	shinbashi.jiro@gas.com		

5. 補助事業者の概要

法人名、代表者名、役職、住所は履歴事項全部事項証明書に記載の通りに記入

法人名	虎ノ門リゾート株式会社			
代表者名	新橋 一郎			
役 職	代表取締役社長			
住 所	(105 - 0004) 東京都港区新橋3-7-9			
電話番号	03 - 6435 - 7691	FAX番号	03 - 6435 - 7692	
業 種	宿泊業			サービス業
資本金※	100,000,000 円		従業員数※	2,000,000 人
決算情報※	前年度	売上高	50,000,000,000 円	経常利益
補助対象設備に対する申請者の役割	<input checked="" type="checkbox"/> 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> エネルギーサービス事業者（補助対象設備を使用し電力や熱を販売する） <input type="checkbox"/> その他（ ）			

※ 各項目について直近決算年度末の数値を補助事業者の単体ベースで記入すること。

6. 資金調達計画（補助事業に要する経費）

借入金がない場合は、「0」を記入

	補 助 金	自己資金	借 入 金	合 計
調達金額	11,299,999 円	24,300,001 円	0 円	35,600,000 円

※ 金額に消費税等は含まないこと。

※ 申請者が複数の場合、合計金額を記入し、申請者ごとの計画が分かる書類を添付すること。

該当するすべての項目にチェック

申請する設備が他の補助金と重複する場合、補助金名称を記入

7. 確認事項

*該当する項目にチェックすること。

<input type="checkbox"/>	以下のいずれかに該当する補助金(※)を活用している。※交付金や融資等の公的支援を含む ①当該補助対象設備導入のために併願している補助金 ②①の設備を導入する避難施設や防災上中核となる施設の整備等のための補助金 ③②の施設におけるその他設備等(例：防災資機材や備蓄用品等)の導入のための補助金 ※予定含む全ての補助金名を記載してください 補助金名称：
<input type="checkbox"/>	自社製品の調達等
<input type="checkbox"/>	資金調達計画の中で借入金を含む場合、本事業で導入する設備を担保としないこと

※ 補助対象経費に、国からの補助金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の対象経費を含む事業ではないこと（法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められているものを除く）。

※ 他の補助金も申請されている場合は、補助を受ける事業の概要がわかる資料を添付すること。

会社法上の会社以外の法人の資本金・売上高・経常利益の記入方法

	医療法人	社会福祉法人	学校法人
資本金	「-」を記入	「-」を記入	「-」を記入
売上高	事業損益の内、事業収益の合計	サービス活動収益計	教育研究事業収入計
	本来業務+附帯業務+収益業務の事業収益	介護報酬・委託費・施設型給付費 +利用者等利用料+補助金+寄附金	学生生徒等納付金+手数料+寄付金 +補助金+事業収入+雑収入
経常利益	経常利益	経常増減差額	経常収支差額

令和7年度災害時の強靭性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
(災害時にも対応可能な天然ガス利用設備)
審査事項整理表

1. 補助対象設備が災害時に貢献する避難所の面積

設備	避難所面積(m ²)
停電対応型CGS+停電対応型GHP	2,000

該当する補助対象設備をプルダウンから選択

対象設備の平時(常用)と災害時(停電時)の
使用用途を記入
停電時に稼働しない設備は記載しない

2. 補助対象設備の概要

(1) CGS

設備	台数	平時と災害時の設備用途	避難所面積(m ²)
停電対応型CGS	1	<p><平時(常時)></p> <p>【発電】…建物内電力の一部として利用</p> <p>【温水】…空調利用</p> <p>【蒸気】…製造プロセスへの供給(○○を製造し、避難所へ供給)</p> <p><災害時(停電時)></p> <p>【発電】…1Fロビー、共用部(コンセント利用)、標準型GHP×3台へ給電</p> <p>【蒸気】…製造プロセスへの供給(○○を製造し、避難所へ供給)</p>	600

該当する補助対象設備をプルダウンから選択

(2) GHP

設備	台数	平時と災害時の設備用途	避難所面積(m ²)
停電対応型GHP	3	<p><平時(常時)></p> <p>【空調】2F(ホール・客室)、3F(食堂・客室)</p> <p><災害時(停電時)></p> <p>【発電】2Fホール(コンセント利用)</p> <p>【空調】2F(ホール・客室)、3F(食堂・客室)</p>	500
標準型GHP	3	<p><平時(常時)></p> <p>【空調】3F(廊下・客室)、4F(廊下・客室)、5F(廊下・客室)</p> <p><災害時(停電時)></p> <p>・停電対応型CGSからの給電で稼働</p> <p>【空調】3F(廊下・客室)、4F(廊下・客室)、5F(廊下・客室)</p>	900

該当する補助対象設備をプルダウンから選択

上欄の(1)CGSの避難所面積(m²)、(2)GHPの避難所面積(m²)と下欄の(3)その他設備の避難所面積(m²)に重複が無いようにしてください。重複した場合は、下欄の(3)その他設備の避難所面積(m²)よりその分を省いてください。

(3) その他設備(CGS・GHP以外)

設備	台数	平時と災害時の設備用途	避難所面積(m ²)

チェックを入れる

※ 補助対象設備が避難所に貢献する範囲を示す図面(寸法の記載があるもの)を添付すること

 補助対象システムについては法定耐用年数以上の期間使用します

**令和7年度災害時の強靭性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
申請金額整理表**

複数契約の場合は、契約毎に記載すること

プルダウンから選択

見積件名	会社	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
事業名：●●工場CGS工事	丸ノ門工業㈱	1,500,000 円	1,000,000 円	1/3	333,333 円
複数契約の場合は、事業名のあとに必要項目を記載してください。	丸ノ門工業㈱	34,100,000 円	32,900,000 円	1/3	10,966,666 円
例) ●●工場CGS工事（ガス工事）				1/3	
				1/3	
				1/3	
合 計		35,600,000 円	33,900,000 円		11,299,999 円

(別紙3)

記入例

補助事業に要する経費等の申請者別内訳について

申請者が複数の場合に作成

合計

区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設計費	100,000 円	0 円	1/3	0 円
II. 既存設備撤去費	1,500,000 円	1,000,000 円	1/3	333,333 円
III. 新規設備機器費	15,000,000 円	15,000,000 円	1/3	5,000,000 円
IV. 新規設備設置工事費	17,000,000 円	17,000,000 円	1/3	5,666,666 円
V. 敷地内ガス管敷設費	2,000,000 円	900,000 円	1/3	300,000 円
合計	35,600,000 円	33,900,000 円		11,299,999 円

虎ノ門ファイナンス株式会社

補助事業に要する経費、補助対象経費を記入

プルダウンから選択

区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設計費	100,000 円	0 円	1/3	0 円
II. 既存設備撤去費	0 円	0 円	1/3	0 円
III. 新規設備機器費	15,000,000 円	15,000,000 円	1/3	5,000,000 円
IV. 新規設備設置工事費	17,000,000 円	17,000,000 円	1/3	5,666,666 円
V. 敷地内ガス管敷設費	2,000,000 円	900,000 円	1/3	300,000 円
合計	34,100,000 円	32,900,000 円		10,966,666 円

虎ノ門リゾート株式会社

区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設計費	0 円	0 円	1/3	0 円
II. 既存設備撤去費	1,500,000 円	1,000,000 円	1/3	333,333 円
III. 新規設備機器費	0 円	0 円	1/3	0 円
IV. 新規設備設置工事費	0 円	0 円	1/3	0 円
V. 敷地内ガス管敷設費	0 円	0 円	1/3	0 円
合計	1,500,000 円	1,000,000 円		333,333 円

※ 金額に消費税等は含まないこと

申請者別の資金調達計画について

申請者が複数の場合に作成

借入金がない場合は、「0」を記入

虎ノ門ファイナンス株式会社

調達先	補助金	自己資金	借入金	合計
調達金額	10,966,666 円	23,133,334 円	0 円	34,100,000 円

虎ノ門リゾート株式会社

調達先	補助金	自己資金	借入金	合計
調達金額	333,333 円	1,166,667 円	0 円	1,500,000 円

※ 金額に消費税等は含まないこと

令和7年度災害時の強靭性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
発注計画書

契約件名を記入

補助対象経費を含むすべての契約について、契約毎ごとに本紙を作成

件名 : CGS更新工事

No	年 月 日	発 注 計 画
1	令 和 7 年 4 月 21 日	概算見積依頼（虎ノ門工業(株)） 金額は税別価格を記入
2	令 和 7 年 5 月 12 日	概算見積回答（虎ノ門工業(株)：35,600,000円税別）
3	令 和 7 年 5 月 19 日	交付申請
4	令 和 7 年 8 月 18 日	実施見積依頼(予定) 交付申請以降は、予定を記入
5	令 和 7 年 8 月 25 日	実施見積回答(予定)
6	令 和 7 年 9 月 1 日	契約締結(予定)
7	令 和 7 年 12 月 10 日	中間報告(予定)
8	令 和 8 年 1 月 15 日	納品(予定)
9	令 和 8 年 1 月 16 日	検収(予定)
10	令 和 8 年 1 月 16 日	請求(予定)
11	令 和 8 年 1 月 30 日	支払い完了(予定)
12	令 和 8 年 2 月 10 日	実績報告(予定)
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		

【参考資料1】

日本標準産業分類(令和5年7月改定)

分類	業種	業種分類
農業、林業		
A01	農業	製造業その他
A02	林業	製造業その他
漁業		
B03	漁業(水産養殖業を除く)	製造業その他
B04	水産養殖業	製造業その他
鉱業、採石業、砂利採取業		
C05	鉱業、採石業、砂利採取業	製造業その他
建設業		
D06	総合工事業	製造業その他
D07	職別工事業(設備工事業を除く)	製造業その他
D08	設備工事業	製造業その他
製造業		
E09	食料品製造業	製造業その他
E10	飲料・たばこ・飼料製造業	製造業その他
E11	繊維工業	製造業その他
E12	木材・木製品製造業(家具を除く)	製造業その他
E13	家具・装備品製造業	製造業その他
E14	パルプ・紙・紙加工品製造業	製造業その他
E15	印刷・同関連業	製造業その他
E16	化学工業	製造業その他
E17	石油製品・石炭製品製造業	製造業その他
E18	プラスチック製品製造業	製造業その他
E19	ゴム製品製造業	製造業その他
E20	なめし革・同製品・毛皮製造業	製造業その他
E21	窯業・土石製品製造業	製造業その他
E22	鉄鋼業	製造業その他
E23	非鉄金属製造業	製造業その他
E24	金属製品製造業	製造業その他
E25	はん用機械器具製造業	製造業その他
E26	生産用機械器具製造業	製造業その他
E27	業務用機械器具製造業	製造業その他
E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	製造業その他
E29	電気機械器具製造業	製造業その他
E30	情報通信機械器具製造業	製造業その他
E31	輸送用機械器具製造業	製造業その他
E32	その他の製造業	製造業その他
電気・ガス・熱供給・水道業		
F33	電気業	製造業その他
F34	ガス業	製造業その他
F35	熱供給業	製造業その他
F36	水道業	製造業その他

情報通信業		
G37	通信業	製造業その他
G38	放送業	サービス業
G39	情報サービス業	サービス業
G40	インターネット付随サービス業 (映像・音声・文字情報制作業)	製造業その他
G410	管理、補助的経済活動を行う事業所	製造業その他
G411	映像情報制作・配給業	サービス業
G412	音声情報制作業	サービス業
G413	新聞業	製造業その他
G414	出版業	製造業その他
G415	広告制作業	サービス業
G416	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	サービス業
運輸業、郵便業		
H42	鉄道業	製造業その他
H43	道路旅客運送業	製造業その他
H44	道路貨物運送業	製造業その他
H45	水運業	製造業その他
H46	航空運輸業	製造業その他
H47	倉庫業	製造業その他
H48	運輸に付随するサービス業	製造業その他
H49	郵便業(信書便事業を含む)	製造業その他
卸売業、小売業		
I50	各種商品卸売業	卸売業
I51	織維・衣服等卸売業	卸売業
I52	飲食料品卸売業	卸売業
I53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	卸売業
I54	機械器具卸売業	卸売業
I55	その他の卸売業	卸売業
I56	各種商品小売業	小売業
I57	織物・衣服・身の回り品小売業	小売業
I58	飲食料品小売業	小売業
I59	機械器具小売業	小売業
I60	その他の小売業	小売業
I61	無店舗小売業	小売業
金融業、保険業		
J62	銀行業	製造業その他
J63	協同組織金融業	製造業その他
J64	資金業、クレジットカード業等非貯金信用機関	製造業その他
J65	金融商品取引業、商品先物取引業	製造業その他
J66	補助的金融業等	製造業その他
J67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	製造業その他
不動産業、物品賃貸業		
K68	不動産取引業	製造業その他
	(不動産賃貸業・管理業)	
K690	管理、補助的経済活動を行う事業所	製造業その他
K691	不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く)	製造業その他
K692	貸家業、貸間業	製造業その他
K693	駐車場業	サービス業
K694	不動産管理業	製造業その他
K70	物品賃貸業	サービス業

学術研究、専門・技術サービス業		
L71	学術・開発研究機関	サービス業
L72	専門サービス業(他に分類されないもの)	サービス業
L73	広告業	サービス業
L74	技術サービス業(他に分類されないもの)	サービス業
宿泊業、飲食サービス業		
M75	宿泊業	サービス業
M76	飲食店	小売業
M77	持ち帰り・配達飲食サービス業	小売業
生活関連サービス業、娯楽業		
N78	洗濯・理容・美容・浴場業	サービス業
(その他の生活関連サービス業)		
N790	管理、補助的経済活動を行う事業所	サービス業
N791	旅行業	製造業その他
N792	家事サービス業	サービス業
N793	衣服裁縫修理業	サービス業
N794	物品預り業	サービス業
N795	火葬・墓地管理業	サービス業
N796	冠婚葬祭業	サービス業
N799	他に分類されない生活関連サービス業	サービス業
N80	娯楽業	サービス業
教育、学習支援業		
O81	学校教育	サービス業
O82	その他の教育、学習支援業	サービス業
医療、福祉		
P83	医療業 ※1	サービス業
P84	保健衛生	サービス業
P85	社会保険・社会福祉・介護事業	サービス業
複合サービス業		
Q86	郵便局	サービス業
Q87	協同組合(他に分類されないもの)	サービス業
サービス業(他に分類されないもの)		
R88	廃棄物処理業	サービス業
R89	自動車整備業	サービス業
R90	機械等修理業	サービス業
R91	職業紹介・労働者派遣業	サービス業
R92	その他の事業サービス業	サービス業
R93	政治・経済・文化団体	サービス業
R94	宗教	サービス業
R95	その他のサービス業	サービス業
R96	外国公務	サービス業
公務(他に分類されるものを除く)		
S97	国家公務	製造業その他
S98	地方公務	製造業その他
分類不能の産業		
T99	分類不能の産業	製造業その他

※1 医療法人は、中小企業者ではありません

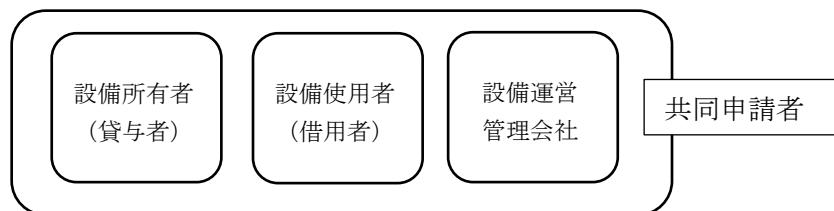
【参考資料2】

共同申請となりうる各種契約の取扱い

災害時に避難する状況において、避難所を開設できる方等および、災害時に設備を運転できる方、設備を使用する方が原則申請者となります。

1. 設備所有者及び設備使用者と設備管理者がそれぞれ異なる場合

補助対象設備を耐用期間内で適正運用管理していただくことを目的に、設備管理運営が所有者・使用者と異なる場合は、運営会社の共同申請者として申請いただく事ができます。



2. 設備所有者、設備使用者、建物所有者が異なる場合

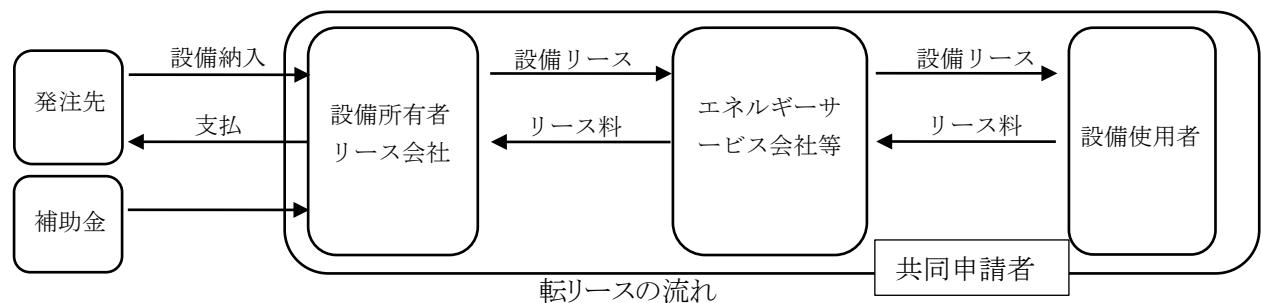
補助事業設備の所有者と使用者だけではなく、避難所協定締結者である建物所有者も申請者になります。



3. 転リース（エネルギーサービス等）

（1）転リースとは

転リースとは、リース物件の所有者から当該物件のリースを受け、さらに同一物件を概ね同一の条件で第三者にリースする取引を指します。



(2) 転リースを利用した事業の扱い

- ①転リース会社が補助事業に必要な一定の役割(※)を担う必要があります。単にリース会社から設備使用者の間に入つてリースするだけのものは認められません。
※ 操業管理・メンテナンス・電気や熱の販売等
- ②リース会社・転リース会社・設備使用者の3者共同申請とする必要があります。
- ③各リースの契約において、設備を財産処分期間使用できる契約とする必要があります。
- ④実施計画書(様式第2)に3者の関係と役割分担を添付して下さい。
- ⑤交付申請書および実績報告書に以下の書類を添付して下さい。
 - ・リース会社と転リース会社、転リース会社と設備使用者、各リース契約書の写し
 - ・各リース契約金額に関する料金計算書(補助金相当額が減額されていることを証明できる書類)
- ※交付申請書に添付する資料は案で可
- ⑥事業の完了は、設備所有者(リース会社)が発注者へ経費の支払いを行つた日とします。

【参考資料3】

省エネルギー性の評価について

1. 省エネルギー量、省エネルギー率の計算方法

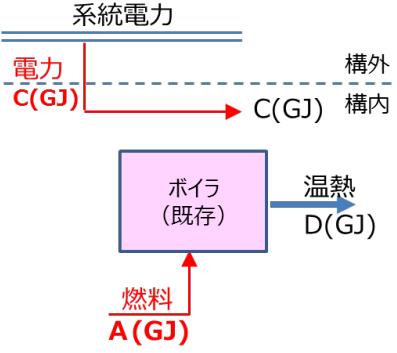
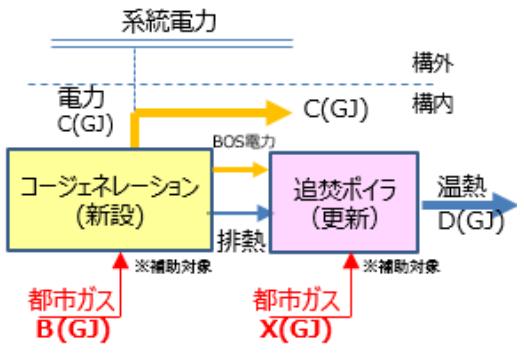
(1) 省エネルギー量、省エネルギー率の計算方法

- A : 補助事業設備を稼働させなかった場合の補助事業に係るシステムの年間1次エネルギー消費量（従来方式）
 B : 補助事業設備を稼働させた場合の補助事業に係るシステムの1次エネルギー消費量
 A - B : 省エネルギー量（補助事業設備を稼働させることによる導入対象エネルギーシステムの年間1次エネルギー削減量）

省エネルギー率とは、 $\{(A - B) / A\} \times 100$ をいいます。

*省エネルギー量の試算に際しては、充分な裕度を見込んで下さい。

代表的な事例

	従来方式	補助事業方式
コーチェネレーション設備 (新設) +ボイラ (更新)		
1次エネルギー消費量	$A(GJ) + C(GJ)$	$B(GJ) + X(GJ)$

(2) 従来方式の効率特例

従来方式の効率の算定として、省エネ法施行規則第4条第2項に定める「他人から供給された熱」の換算係数を使用することを可とします。その場合、以下の換算係数を使用します。

温水、冷水、産業用以外の蒸気の換算係数 1.36GJ/GJ

産業用蒸気の換算係数 1.02GJ/GJ

熱の発生量に、上記の数値をかけたものが一次エネルギー消費量となります。

(3) 電力の一次エネルギー換算、原油換算の扱い

・原則として、省エネ法施行規則第4条（令和4年4月1日施行）により以下の数値を使用します。

昼間（8～22時） 9,970kJ/kWh、 夜間（22～8時） 9,280kJ/kWh

上記以外の電力 9,760kJ/kWh (0.252kL/MWh)

- ・電力の一次換算は、省エネ法施行規則第17条に定める定期報告書における電気需要平準化評価単位を使用できます。すなわち、電気需要平準化時間帯（7～9月及び12～3月の8～22時）において、電力削減量を1.3倍して省エネルギー量を計算するものです。電力をこの時間帯で取りまとめることができない場合は、電力の換算係数は一律に9,760kJ/kWhとします。

※参考： 単位の換算について

$$1\text{kW} = 3,600\text{kJ/h} = 3.6\text{MJ/h} = 860\text{kcal/h}$$

換算蒸気 1kg (100°Cの飽和水を 100°Cの乾き飽和蒸気に蒸発させる熱量)

$$= 2,257\text{kJ} = 0.627\text{kWh}$$

- ・自家発電設備により削減される電力のCO2排出係数には、以下の数値を用いること。

0.60kgCO2/kWh

(出典：2020年度における地球温暖化対策計画の進捗状況（令和4年6月17日地球温暖化対策推進本部）)

2. 排熱排熱投入型吸収冷温水機（ジェネリンク）による省エネルギー量の考え方と容量選定

(1) ジェネリンクによる省エネルギー量の考え方

【前提条件】

ジェネリンクの定格運転時の仕様値

冷凍能力：1,055kW、排熱回収量：330kW、

ガス量（排熱投入無しの場合）800kW(HHV)、（排熱投入有りの場合）600kW(HHV)

ジェネリンクへの年間排熱投入量 1,000GJ

とした場合

- ・ガス焚きのCOP

$$1,055\text{kW} \div 800\text{kW} = 1.32$$

- ・排熱回収時のガス焚きによる冷凍能力寄与分

$$600\text{kW} \times 1.32 = 792\text{kW}$$

- ・排熱回収時の排熱による冷凍能力寄与分

$$1,055\text{kW} - 792\text{kW} = 263\text{kW}$$

- ・排熱のCOP

$$263\text{kW} \div 330\text{kW} = 0.80$$

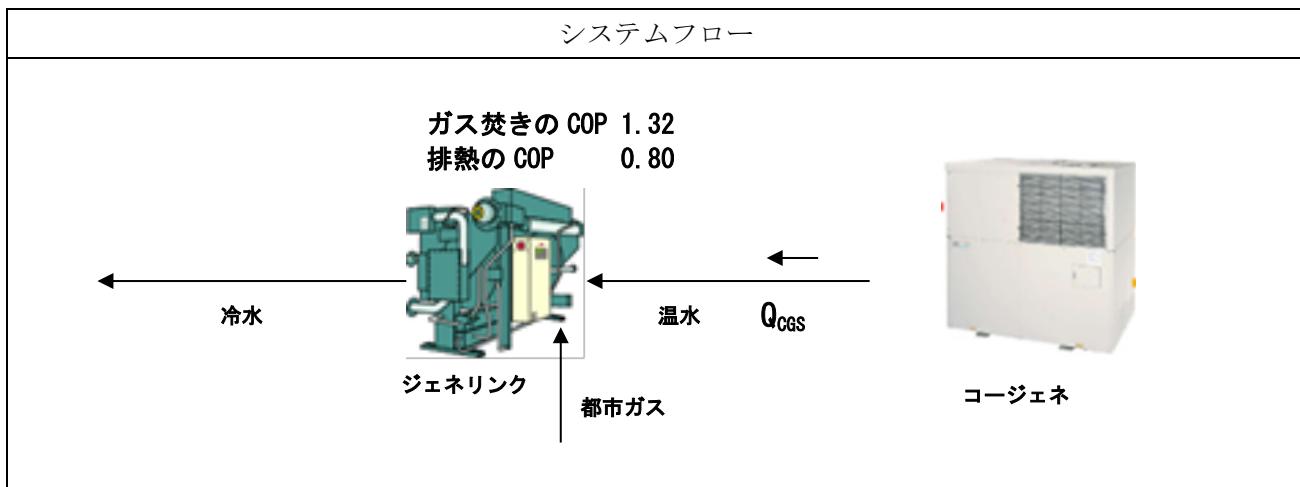
- ・排熱による年間冷熱発生量

$$1,000\text{GJ} \times 0.80 = 800\text{GJ}$$

- ・排熱による燃料削減分（省エネルギー量）

$$800\text{GJ} \div 1.32 = \underline{606\text{GJ}}$$

⇒原油換算：606GJ × 0.0258kL/GJ = 15.6kL



(2) ジェネリンクの容量選定について

コージェネが発生させる排熱量とジェネリンクの排熱回収可能量は必ずしも一致するわけではありません。コージェネ排熱量に対してジェネリンクの排熱回収可能量が過大となっている場合は、超過分は補助金対象外となりますのでご注意下さい。

(機器仕様の一例)

冷凍能力	能力(RT)	200	250	300	350	400
	kW	703	879	1055	1266	1407
排熱回収量	kW	220	275	330	396	440

コージェネからの排熱量を 250kW とした場合、200RT では排熱に余剰が発生し、250RT なら排熱量を全量飲み込める量となり、250RT を直近上位で最適容量と判断します。これを超えた容量は能力按分し補助対象外とします。

申請時において直近上位の機種を選定する際は、候補となるメーカー・シリーズでの比較でかいません。交付申請時と実際に採用した機種が異なった場合は、再度容量の検証・省エネルギー計算等を行って下さい。

【参考資料4】

データ報告のための計測についての留意点

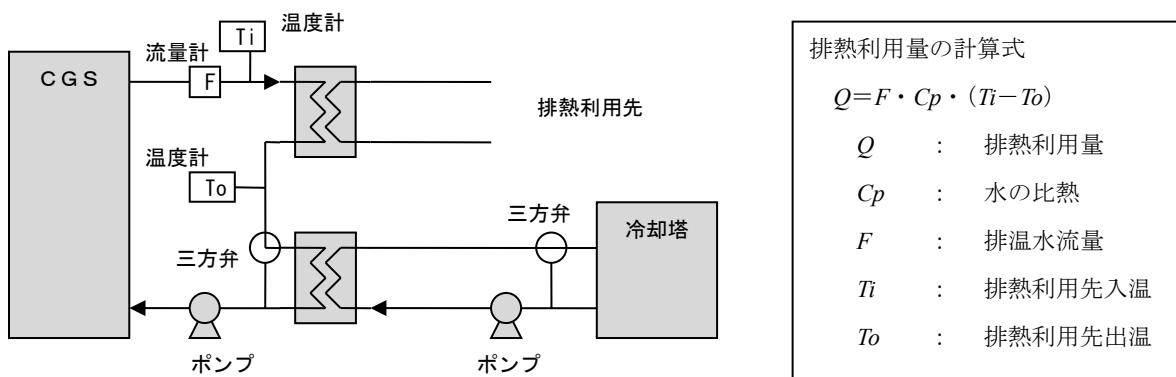
補助対象設備の所有者は、設備稼働後より、導入効果を報告するためのデータ計測を行っていました。そのための計測方法に関する留意点について、以下にまとめました。

①省エネルギー効果の計算は、自家発電設備の発電電力（発電端出力）ではなく、自家発電設備の稼働に必要な補機電力等を差し引いた送電電力（送電端出力）の数値を用いる必要があります。従って、以下のいずれかの計測が必要です。

- 1) 発電電力もしくは送電電力と、補機電力の両方を計測する。
- 2) 発電電力と送電電力を計測する。
- 3) 時間当たりの補機電力が明らかな場合、時間当たりの補機電力に運転時間をかけて補機電力量とする方法も可とする。この場合、送電電力のみの計測で可とする。

②燃料ガスの流量測定においては、温度、圧力補正が必要になります。通常は、燃料ガスの温度、圧力の計測が必要です。ただし、特に問題ない場合は、「温室効果ガス総排出量算定方法」（平成27年4月環境省地球環境局地球温暖化対策課制定）にもとづき、ガス温度15°C、ガス圧力1.02気圧で代用することも可とします。

③排熱利用量の計測においては、排熱発生量全量ではなく、実際に利用された熱量を計測する必要があります。例えば、排熱の一部を冷却塔で放熱する場合、適切な熱量計測は次の図のようになります。

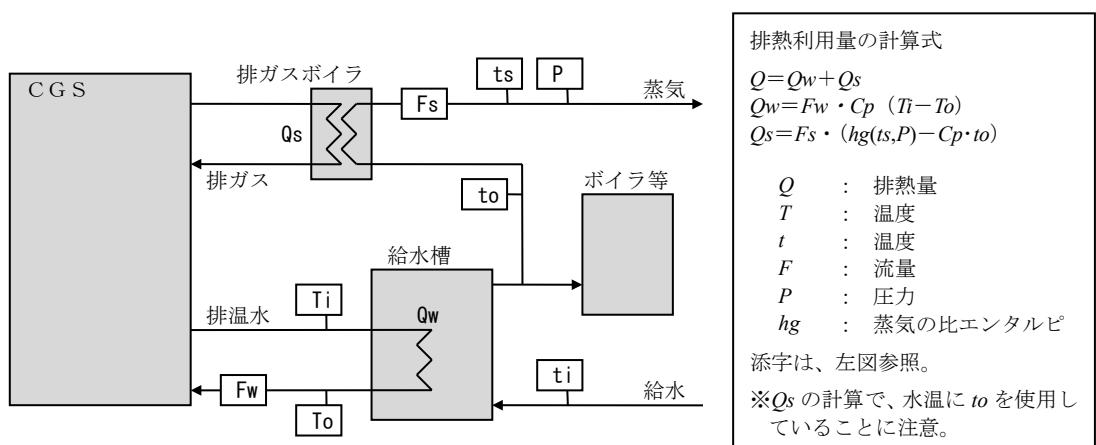


④排熱蒸気の熱量計測において、蒸気流量を給水流量で代用する場合、適切なブロード率を設定し、以下の通り求めるよう願います。

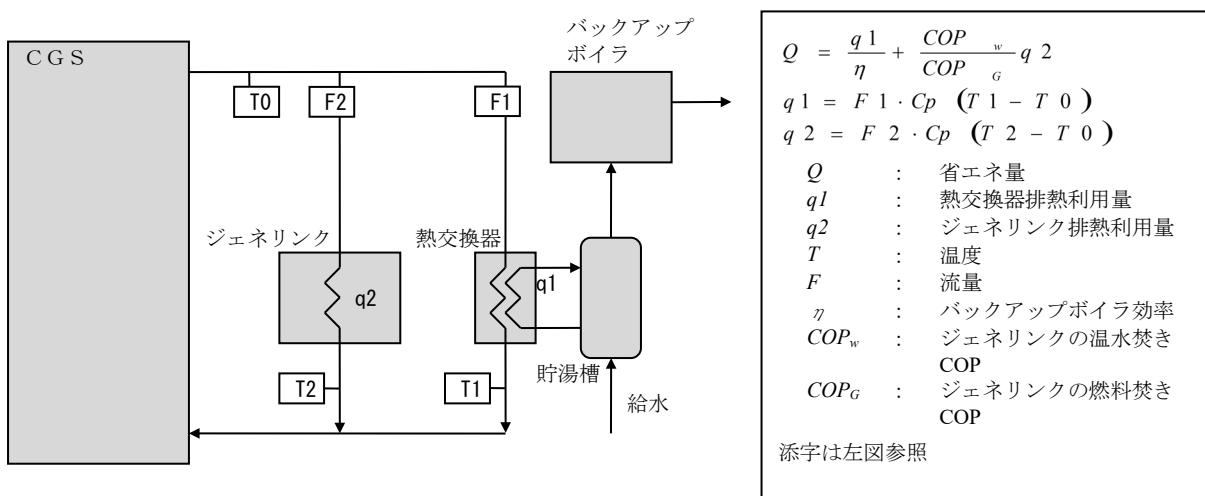
$$\text{排熱利用量} = \text{給水流量} \times (1 - \text{ブロード率}) \times (\text{蒸気エンタルピー} - \text{給水エンタルピー})$$

⑤蒸気の熱量計測においては、蒸気の流量だけでなく、給水の温度、蒸気の温度と圧力を計測し、両者のエンタルピ差を求める必要があります。なお、設備の制御等で蒸気の温度や圧力が一定に保たれている場合は、蒸気の温度、圧力の計測を省略してもかまいません。また、給水に水道水を用いる場合等で水道水の温度が公表されている場合、水温の計測を省略して当該公表値を用いてもかまいません。

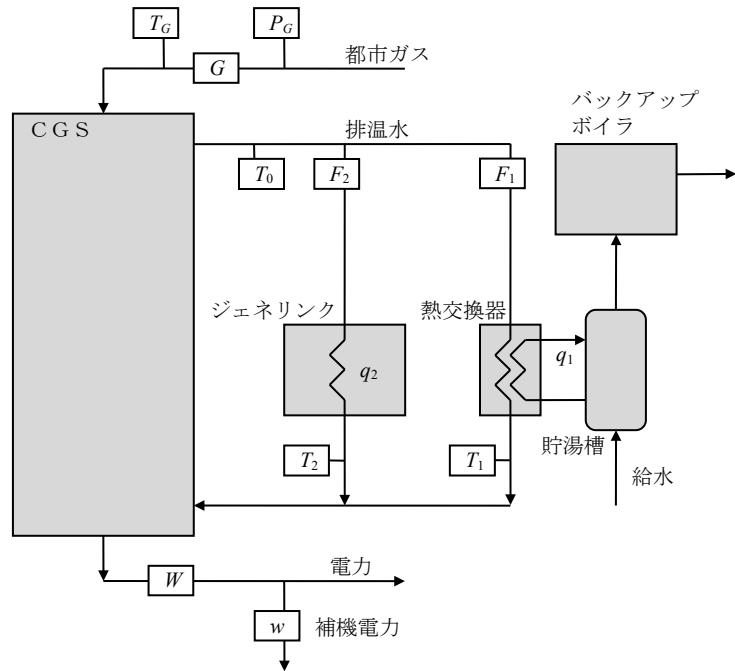
⑥自家発電設備が温水排熱と蒸気排熱を発生させ、温水排熱がボイラ給水予熱に使用される場合において、蒸気排熱量の計算に温水排熱が含まれないように配慮する必要があります。具体的には次の図を参考願います。



⑦排熱を複数の用途に利用し、それぞれで従来方式の効率が異なる場合（例えば排熱を給湯と冷房に利用する場合）、省エネ計算のためにそれぞれの用途に対し排熱利用量を計測する必要があります。具体的には次の図を参考願います。



⑦の補足



システムフロー図

計測装置より取得するデータの記号

F_1	[m ³ /s]	: 排温水の熱交換器側流量
F_2	[m ³ /s]	: 排温水のジェネリング側流量
T_0	[°C]	: 排温水の CGS 出口温度
T_1	[°C]	: 排温水の熱交換器出口温度
T_2	[°C]	: 排温水のジェネリング出口温度
G	[m ³ /s]	: 燃料消費量 (発熱量 45MJ/m ³ N)
T_g	[°C]	: 燃料ガスの温度
P_g	[Pa]	: 燃料ガスの圧力
W	[kW]	: CGS 発電量
w	[kW]	: 補機電力

その他記号

q_1	[kW]	:	熱交換器での排熱利用量
q_2	[kW]	:	ジェネリンク排熱利用量
Q_1	[kW]	:	バックアップボイラの燃料削減量
Q_2	[kW]	:	ジェネリンクの燃料削減量
Q_0	[kW]	:	燃料消費量
Q	[kW]	:	燃料削減量

ジェネリンクの温水利用時の COP=0.8 (機器仕様書より)、温水および冷水の換算係数 1.36[kJ/kJ]を使用する。

$$\text{熱交換機器の排熱利用量 } q_1 = 4.187[\text{kJ}/(\text{kg}\cdot\text{K})] \times 1,000[\text{kg}/\text{m}^3] \times F_1 \times (T_1 - T_0)$$

$$\text{ジェネリンクの排熱利用量 } q_2 = 4.187[\text{kJ}/(\text{kg}\cdot\text{K})] \times 1,000[\text{kg}/\text{m}^3] \times F_2 \times (T_2 - T_0)$$

$$\text{排熱によるボイラのガス削減量 } Q_1 = 1.36 \times q_1$$

$$\text{排熱によるジェネリンクの燃料削減量 } Q_2 = 1.36 \times 0.8 \times q_2 = 1.088 \times q_2$$

$$\text{発電による一次エネルギー削減量 } Q_3 = K \times (W - w)$$

※K : 電力平準化時間帯 $9,970 \times 1.3 = 12,960[\text{kJ}/\text{kWh}]$ 、その他昼間 $9,970[\text{kJ}/\text{kWh}]$ 、

夜間 $9,280[\text{kJ}/\text{kWh}]$ 、逆潮流電力 $9,760[\text{kJ}/\text{kWh}]$ (時間帯に応じて適切な K を使用する。)

$$\text{燃料消費量 } Q_0 = 45,000 \times G \times 273.15 \div (273.15 + T_g) \times (101,325 + P_g) \div 101,325$$

※1 気圧 = $101,325[\text{Pa}]$

$$\text{燃料削減量 } Q = (Q_1 + Q_2 + Q_3) - Q_0$$

⑧自家発電設備等の内部に備えられたセンサーや弁開度等から熱量や流量を求め、遠隔監視等で計測するものにあっては、測定方法が妥当と認められるものであれば、報告データとして認めます。計算根拠資料に、計測値が自家発電設備からの遠隔監視データである旨、記載願います。

※計測方法の詳細を確認する場合がありますので、その際は必要な資料をご用意下さい。

【計算シート】

②: 補機動力の根拠を計算根拠シートで明確にする
例: 仕様値、計測値、発電量 × ●% 他

機器仕様	発電出力	kW	70.0	①
	送電出力 (発電出力 - 補機電力)	kW	68.0	②
	蒸気出力	kW	0.0	③
	温水出力	kW	113.8	④
燃料消費量 (HHV)		kW	238.7	⑤
年間値	合計	4~6月、10~11月の8:00~22:00	h/年	2,500.0 ⑥
	運転時間	昼間 (電気需要平準化時間帯以外)	h/年	1,100.0 ⑦
		電気需要平準化時間帯	h/年	1,400.0 ⑧
		夜間 (22:00~翌日8:00)	h/年	0.0 ⑨
	合計	7~9月、12~3月の8:00~22:00	MWh/年	170.0 ⑩
	電力	昼間 (電気需要平準化時間帯以外)	MWh/年	74.8 ⑪
		電気需要平準化時間帯	MWh/年	95.2 ⑫
		夜間 (22:00~翌日8:00)	MWh/年	0.0 ⑬
	逆潮流電力	燃料の高位発熱量(GJ/千Nm3)を入力すること	MWh/年	0.0 ⑭
	蒸気出力量 (③×⑥×0.0036GJ/kWh)	GJ/年	0.0 ⑮	
負荷	温水出力量 (④×⑥×0.0036GJ/kWh)	GJ/年	1,024.2 ⑯	
	燃料消費量 (HHV)	高位発熱量 ⑤×⑥×0.0036GJ/kWh	GJ/年	2,148.3 ⑰
		45.0 ⑯×0.0258kL/GJ	kL/年	55.4 ⑱
		GJ/千Nm3 ⑯(燃料の高位発熱量)GJ/千Nm3	千Nm3/年	47.7 ⑲
	C O2排出量		t C O2/年	107.0 ⑳
	蒸気利用量 (出力×利用率)	将来の事業状況の変化や生産量変動、制御方法等を加味して設定すること	GJ/年	0.0 ㉑
換算係数	温水利用量 (出力×利用率)		GJ/年	716.9 ㉒
	冷水利用量 (出力×利用率)		GJ/年	0.0 ㉓
	電力	構内使用電力	GJ/MWh	9.97 ㉔
		昼間 (電気需要平準化時間帯以外)	GJ/MWh	12.96 ㉕
		電気需要平準化時間帯	GJ/MWh	9.28 ㉖
		夜間	GJ/MWh	9.76 ㉗
	逆潮流電力		GJ/MWh	9.76 ㉘
	蒸気	【参考資料】省エネルギー性の評価についてに記載の通り、以下の換算係数を使用しても可。 温水、冷水、産業用以外の蒸気の換算係数 1.36GJ/GJ 産業用蒸気の換算係数 1.02GJ/GJ 使用しない場合、下表に根拠となる設備の仕様値を記載のこと。	GJ/GJ	0.00 ㉙
	温水		GJ/GJ	1.36 ㉚
	冷水		GJ/GJ	0.00 ㉛
	従来方式一次エネルギー消費量		GJ/年	2,954.6 ㉜
			kL/年	76.2 ㉝
	省エネルギー量		GJ/年	806.3 ㉞
	省エネルギー率	%	kL/年	20.8 ㉟
	従来方式C O2排出量	t C O2/年	%	27.2 ㉟
	C O2排出削減量	▲t C O2/年	t C O2/年	159.1 ㉟
	C O2削減率	%	▲t C O2/年	52.1 ㉟
	費用対効果	千円/kW	%	32.7 ㉟
	補助対象経費	円	▲t C O2/年	484.2 ㉟
			円	33,900,000 ㉟

※機器仕様は、各設備ごとの合計値を記入すること。

※電気需要平準化時間帯：7~9月、12~3月の昼間時間帯 (8時から22時)

補助対象経費を記入

⑭: 逆潮流電力がある場合のみ記入

㉔~㉖: 時間帯に応じた計量が困難な場合、電力の換算係数はすべて9.76とすること。

(別紙6-2)

計算根拠

省エネルギー計算シートの計算根拠を下記に示す。

1. 導入する停電対応型C GS の仕様

項目	数値	単位
発電出力	35.0	kW/台
補機動力	1.0	kW/台
蒸気発生量	0.0	kW/台
温水発生量	56.9	kW/台
燃料消費量(LHM)	104.5	kW/台
台数	2	台

(a)
(b)
(c)
(d)
(e)
(f)

- 省エネルギー量の根拠、計算の前提となる数値、単位及び式等を具体的に示して記入する。
- 原則として、国際単位系(SI)で記入すること。

「省エネ計算に使用した設備の仕様値」との整合をとること。

燃料消費量は高位発熱量を記載すること。
燃料裕度や出力裕度を考慮した数値とすること。

②: 補機動力の根拠を計算根拠シートで明確にする。
例: 仕様値、計測値、発電量 × ●% 他

定格値を記入。根拠となる資料(カタログ、仕様書等)を添付すること。

2. 計算シート 入力値の計算根拠

番号	数値	計算過程
①	70.0 kW	= (a) × (f)
②	68.0 kW	= (① - (b)) × (f)
③	0.0 kW	= (c) × (f)
④	113.8 kW	= (d) × (f)
⑤	238.7 kW	= (e) × (f) ÷ 0.902※1 × 1.03※2
⑦	1,100.0 h/年	表1より、中間期の昼間稼働時間
⑧	1,400.0 h/年	表1より、夏季および冬季の昼間稼働時間
⑨	0.0 h/年	表1より、夜間稼働時間
⑭	0.0 MWh/年	逆潮流なし
㉑	0.0 GJ/年	蒸気利用なし
㉒	716.9 GJ/年	= ⑯ × 70%※3
㉓	0.0 GJ/年	冷水利用なし
㉘	0.00 GJ/MWh	蒸気利用なし
㉙	1.36 GJ/MWh	温水の換算係数
㉚	0.00 GJ/MWh	冷水利用なし
㉛	33,900,000 円	様式第2 実施計画書より

※1 40.6MJ/m³ (低位発熱量) ÷ 45MJ/m³N (高位発熱量) = 0.902

※2 DSS道補助対象経費を記入のエネルギーを鑑み、裕度3%とした。

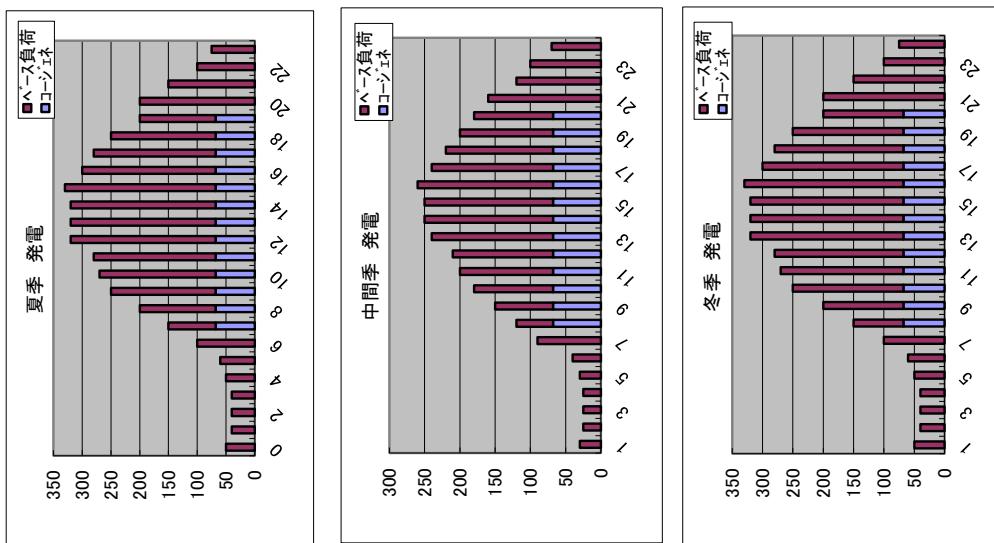
※3 現状のエネルギー負荷より、温水の利用量を70%と想定。

表1 停電対応型C GS 設備稼働時間

	稼働時間(h/年)	
	昼間	夜間
夏季	600	0
冬季	800	0
その他	1,100	0
合計	2,500	0

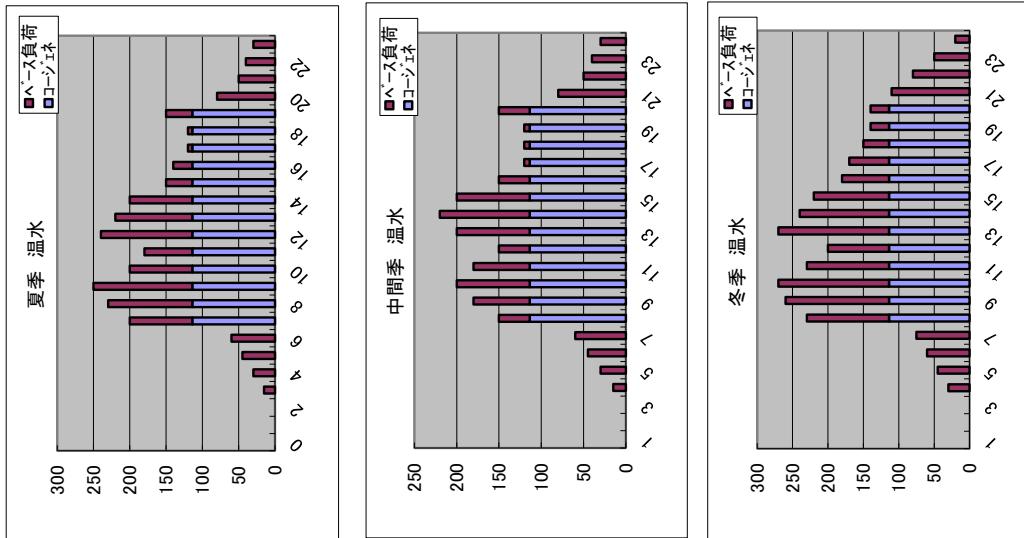
(別紙6-3) 計算に使用した電力の想定負荷データとコージェネレーション設備の想定稼動データ

時	夏季電力負荷(7~9月)			中間季電力負荷(4~6月, 10~11月)			冬季電力負荷(12~3月)		
	現状		導入後	現状		導入後	現状		導入後
	電力量 kW	送電量 kW	買電量 kW	電力量 kW	送電量 kW	買電量 kW	電力量 kW	送電量 kW	買電量 kW
0	50.0	0.0	50.0	30.0	0.0	30.0	50.0	0.0	50.0
1	40.0	0.0	40.0	25.0	0.0	25.0	40.0	0.0	40.0
2	40.0	0.0	40.0	25.0	0.0	25.0	40.0	0.0	40.0
3	40.0	0.0	40.0	25.0	0.0	25.0	40.0	0.0	40.0
4	50.0	0.0	50.0	30.0	0.0	30.0	50.0	0.0	50.0
5	60.0	0.0	60.0	40.0	0.0	40.0	60.0	0.0	60.0
6	100.0	0.0	100.0	90.0	0.0	90.0	100.0	0.0	100.0
7	150.0	68.0	82.0	120.0	68.0	52.0	150.0	68.0	82.0
8	200.0	68.0	132.0	150.0	68.0	82.0	200.0	68.0	132.0
9	250.0	68.0	182.0	180.0	68.0	112.0	250.0	68.0	182.0
10	270.0	68.0	202.0	200.0	68.0	132.0	270.0	68.0	202.0
11	280.0	68.0	212.0	210.0	68.0	142.0	280.0	68.0	212.0
12	320.0	68.0	252.0	240.0	68.0	172.0	320.0	68.0	252.0
13	320.0	68.0	252.0	250.0	68.0	182.0	320.0	68.0	252.0
14	320.0	68.0	252.0	250.0	68.0	182.0	320.0	68.0	252.0
15	330.0	68.0	262.0	260.0	68.0	192.0	330.0	68.0	262.0
16	300.0	68.0	232.0	240.0	68.0	172.0	300.0	68.0	232.0
17	280.0	68.0	212.0	220.0	68.0	152.0	280.0	68.0	212.0
18	250.0	68.0	182.0	200.0	68.0	132.0	250.0	68.0	182.0
19	200.0	68.0	132.0	180.0	68.0	112.0	200.0	68.0	132.0
20	200.0	0.0	200.0	160.0	0.0	160.0	200.0	0.0	200.0
21	150.0	0.0	150.0	120.0	0.0	120.0	150.0	0.0	150.0
22	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
23	75.0	0.0	75.0	70.0	0.0	70.0	75.0	0.0	75.0
合計	4,375.0	884.0	3,491.0	3,415.0	884.0	2,531.0	4,375.0	884.0	3,491.0



(別紙6-3) 計算に使用した温水の想定負荷データとコージェネレーション設備の想定稼動データ

時	夏季温水負荷 (7~9月)			中間季温水負荷 (4~6月, 10~11月)			冬季温水負荷 (12~3月)		
	現状			導入後			現状		
	温水熱量 kW	温水熱量 kW	温水熱量 kW	温水熱量 kW	温水熱量 kW	温水熱量 kW	温水熱量 kW	温水熱量 kW	温水熱量 kW
0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3	15.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.0	30.0	0.0
4	30.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	30.0	45.0	0.0
5	45.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	45.0	60.0	0.0
6	60.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	60.0	75.0	0.0
7	200.0	113.8	86.2	150.0	113.8	36.2	230.0	113.8	116.2
8	230.0	113.8	116.2	180.0	113.8	66.2	260.0	113.8	146.2
9	250.0	113.8	136.2	200.0	113.8	86.2	270.0	113.8	156.2
10	200.0	113.8	86.2	180.0	113.8	66.2	230.0	113.8	116.2
11	180.0	113.8	66.2	150.0	113.8	36.2	200.0	113.8	86.2
12	240.0	113.8	126.2	200.0	113.8	86.2	270.0	113.8	156.2
13	220.0	113.8	106.2	220.0	113.8	106.2	240.0	113.8	126.2
14	200.0	113.8	86.2	200.0	113.8	86.2	220.0	113.8	106.2
15	150.0	113.8	36.2	150.0	113.8	36.2	180.0	113.8	66.2
16	140.0	113.8	26.2	120.0	113.8	6.2	170.0	113.8	56.2
17	120.0	113.8	6.2	120.0	113.8	6.2	150.0	113.8	36.2
18	120.0	113.8	6.2	120.0	113.8	6.2	140.0	113.8	26.2
19	150.0	113.8	36.2	150.0	113.8	36.2	140.0	113.8	26.2
20	80.0	0.0	80.0	80.0	0.0	80.0	110.0	0.0	110.0
21	50.0	0.0	50.0	50.0	0.0	50.0	80.0	0.0	80.0
22	40.0	0.0	40.0	40.0	0.0	40.0	50.0	0.0	50.0
23	30.0	0.0	30.0	30.0	0.0	30.0	20.0	0.0	20.0
合計	2,750.0	1,479.4	1,270.6	2,490.0	1,479.4	1,010.6	3,170.0	1,479.4	1,690.6



●室内機接続判定シート

※複数台設置の場合は、各系統ごとにシートを作成し、チェックを行ってください。
※停電時に運転させない室内機の接続は推奨しません。

ヤンマーエネルギー・システム（株）
ダイキン工業（株）

1号機

【対象室外機（ヤンマー）：ハイパワープラス YBZP560L1□】

【対象室外機（ダイキン）：ハイパワープラス GSHDP560□, GSHJP560□】

- | | | |
|------------------------|---------------------|---------------------|
| 1) 接続可能室内機 | ラウンドフロー・天井吊形 | ※他の室内機はメーカーに相談ください。 |
| 2) 接続可能室内機台数 | 2台～10台 | |
| 3) 接続可能室内機合計容量 | P280～P560 (50～100%) | |
| 4) 停電時空調能力 | 冷房：45kW 暖房：50kW | |
| 5) 発電能力（INV出力-室内機消費電力） | 1.1kVA | |

※左記は目安値であり、接続室内機・台数により若干異なります。

室内機冷房能力[kW]	台数	合計能力[kW]
2.2		
2.8		
3.6		
4.5		
5.6		
7.1	3	21.3
8.0		
9.0		
11.2	3	33.6
14.0		
16.0		
合計	6	54.9

判定

台数 OK

能力 OK

台数・能力の両方が「OK」となるように室内機を選定する

■のプルダウンメニューから接続室内機台数を選んでください。

本シートの室内機は、図面・見積
書と同一であること

●室内機接続判定シート (AXHP160NA×3台以外の全ケース)

【対象室外機：GHPハイパワープラス ABGP560F2ND,ABGP560F2NDE】

jGrantsにファイルを添付

号機

※複数台設置の場合は、各系統ごとにシートを作成し、チェックを行ってください。

※室外機に接続される室内機は停電対応の可否に限らず入力してください。

【条件入力欄】

①電源、電力負荷情報

周波数	60	Hz		電力負荷		1.0	kVA以下
遮断器容量※	10	A					

※遮断器は停電時に照明などで使用する電力負荷用の遮断器。

②室内機接続可否判定用情報

導入機種	型式	台数	能力(kW)	能力計(kW)	突入電流(A)	突入電流計(A)	運転電流(A)	運転電流計(A)	停電時利用	停電時利用能力計
室 内 機	1	AXFP160NA	2	16.0	32.0	4.2	8.4	1.3	2.6	○ 32.0
	2	AXHP56NA	4	5.6	22.4	4.1	16.2	0.6	2.4	○ 22.4
	3									0.0
	4									0.0
	5									0.0
	6									0.0
	7									0.0
	8									0.0
	9									0.0
	10									0.0
	11									0.0
計			6	54.4		24.6		5.0		54.4

本シートの室内機は、図面・見積書
と同一であること

【判定結果】

1. 接続室内機仕様 ハイパワープラスに室内機接続が技術的に可能か

項目	判定基準	判定結果
①室内機接続台数	4~11台	○
②室内機接続容量	54.0~72.8kW(96.4~130%)	○
③室内機突入電流	38 A以下	○
④室内機運転電流	10 A以下	○
【判定結果】		○

(注) 判定結果が「×」(カタログ判定条件から一部外れる等により)になる場合、メーカーに接続可否及び使用可否を確認・依頼するものとする。

2. 補助金対象判定

項目	判定基準	判定結果
停電時利用室内機接続容量	停電時利用で接続容量100% (56.0kW)までは補助対象。停電時利用室内機で100%を超える場合は補助対象外。また、停電時利用しない室内機は対象外。	○



1, 2 総合判定結果

○ 室内機入力欄の緑色ハッチングの全ての室内機が補助対象です。

【参考資料5】

添付書類Ⅲの「補助事業方式の設備に関する図面」について

下記①～⑥の6種類の図面を添付する。

各図面の枚数は、必要に応じて用意する。

各図面は、色分け等により申請範囲（以下の区分等）を明示すること。

- ・補助対象範囲、及び補助対象外範囲

※補助事業と補助事業外の工事が混在する場合は、補助事業外の範囲区分も明示すること。

- ・補助対象範囲内の、新設部、及び既設撤去部

※原則、補助事業のうち補助対象設備を青線、補助対象外設備を赤線、

既設撤去部を緑線で色分けし、既設を黒線にて、、図面内に凡例を記載する。

各図面には、補助事業実施場所の施設名称、図面の名称を記載すること。

その他、各図面における注意点は以下の通り。

① 全体図 :

- ・敷地内の全ての建屋が記載されており、対象設備(CGS、GHP室外機、ジェネリンク等)の位置を明示すること。
- ・敷地内へのガス管の引き込み箇所及びガスマーテー位置を明示すること。
- ・更新の場合、配管の撤去部が広範囲にわたる場合は明示すること。

② 機器配置図、③ システム図 :

- ・対象設備（主な付帯設備を含む）、配管の種別（ガス配管、温水配管等）、専用の計測装置を明記すること。
- ・補助対象範囲と補助対象外範囲の境は、バルブやフランジ等を記載し、明示すること。
- ・更新の場合は、更新前後それぞれの図面を作成し、補助対象範囲を明示すること。

④ 単線結線図 :

- ・災害時に給電する負荷を明示すること。また、対象要件を満たす負荷であることを明示すること。
- ・系統連系に関わる継電器や、連系保護装置の位置を明記すること。【停電対応型CGSのみ】
- ・発電出力計測のための電力量計の位置を明記すること。【停電対応型CGSのみ】

⑤ 敷地内ガス配管平面図、⑥ 敷地内ガス配管のアイソメ図 :

- ・口径、延長、分岐箇所、補助事業設備を明記すること。

※補助対象設備と対象外設備がある場合には特に、口径、延長、分岐等を詳細に記入し、専用配管、共用配管、対象外配管を色分け等で明記する。

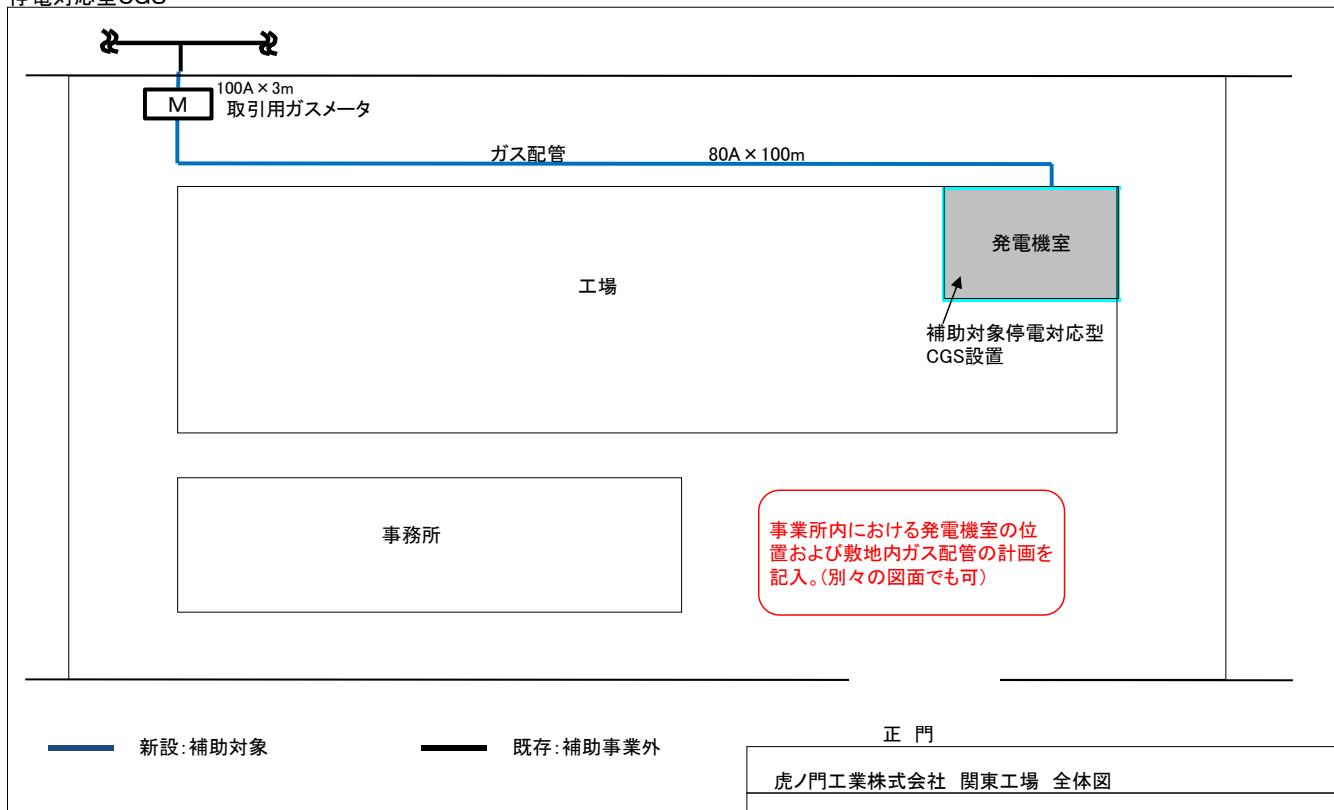
- ・ガスマーテー、専用ガス計測装置それぞれの位置を明記すること。

【参考資料6】

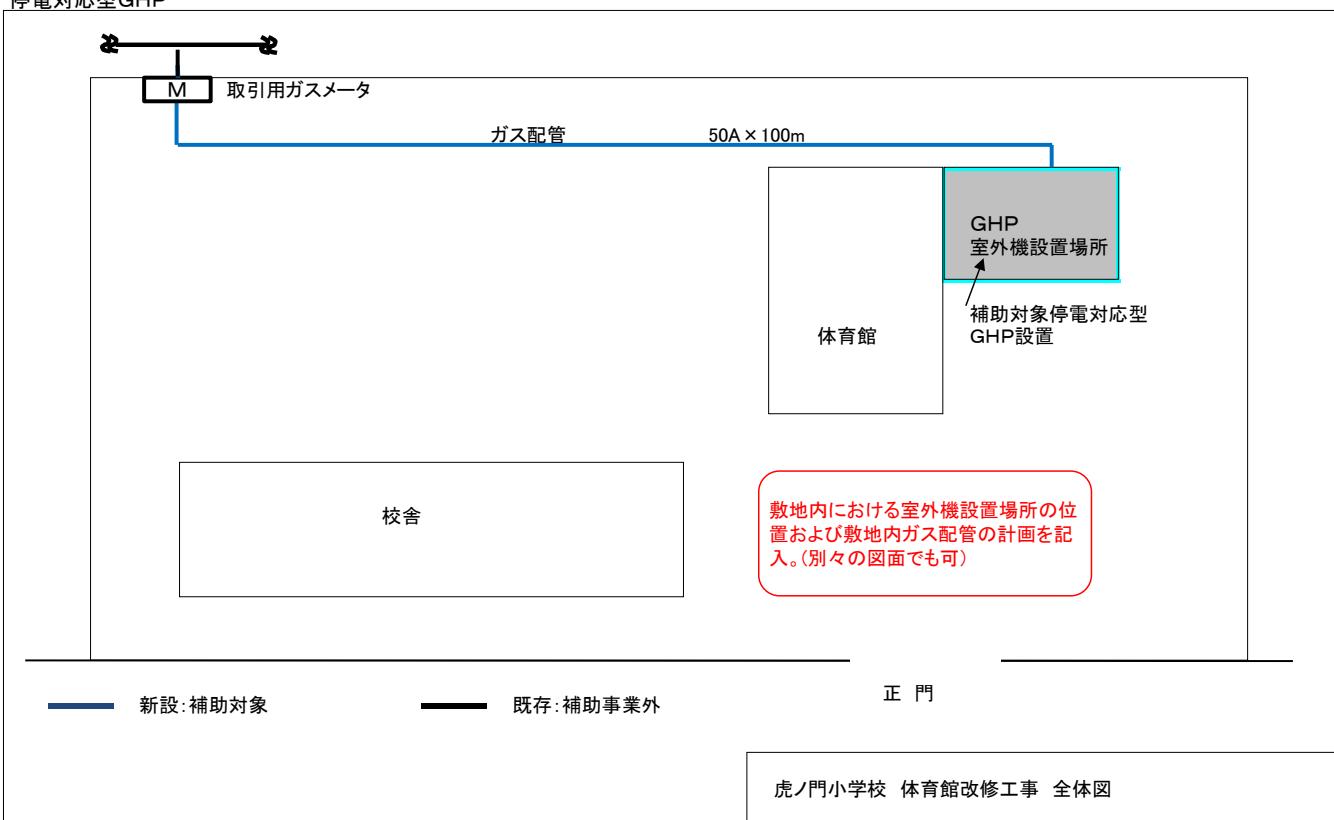
「補助事業方式の設備に関する全体図」の例

(敷地と建物と機器設置位置、ガス引き込み位置が分かる図面。地図に記載していただいて也可)

停電対応型CGS



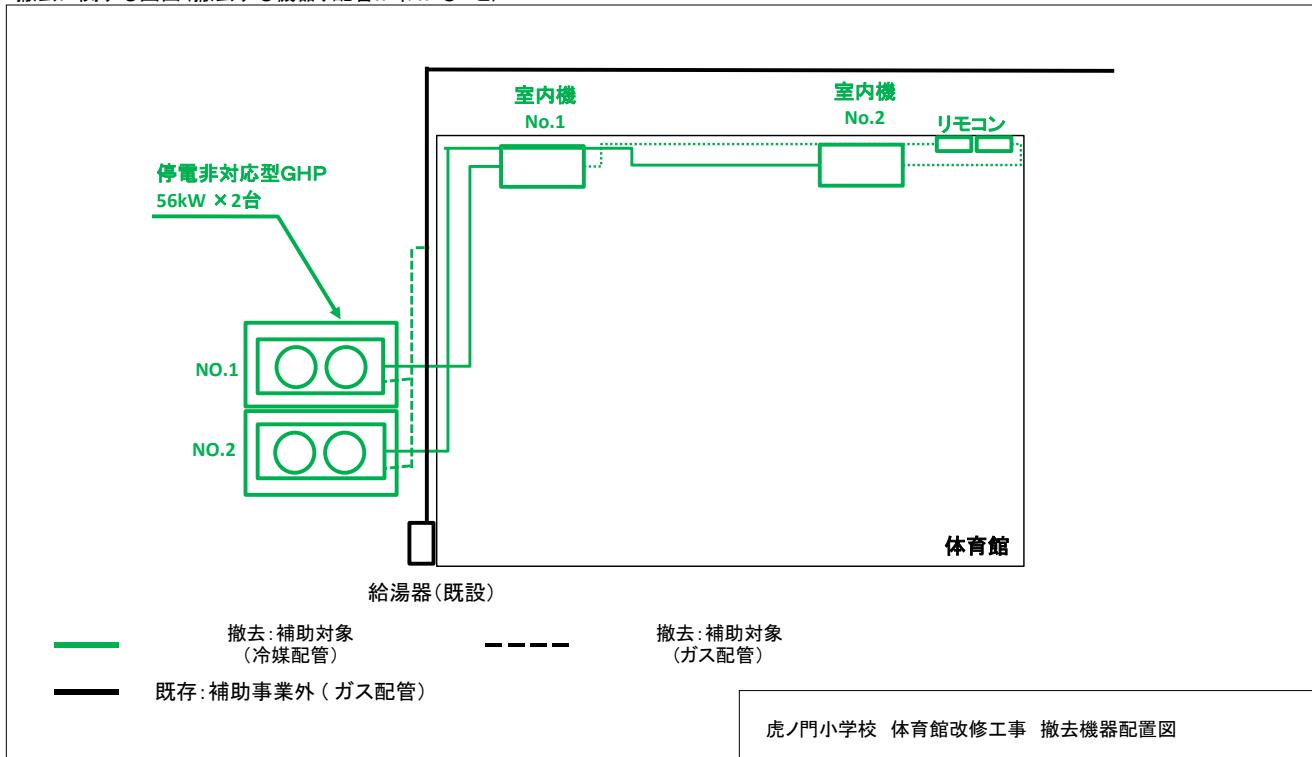
停電対応型GHP



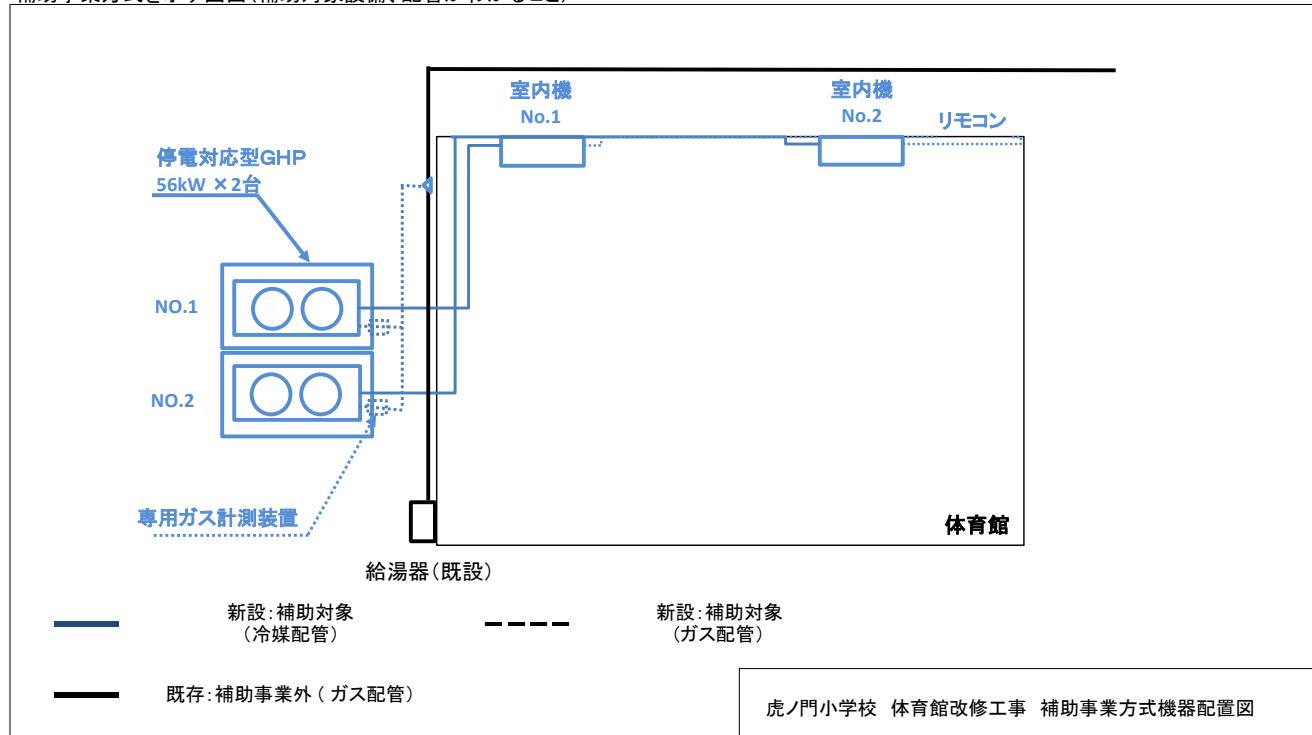
【参考資料7】

「補助事業方式の設備に関する配置図」の例

撤去に関する図面(撤去する機器、配管がわかること)



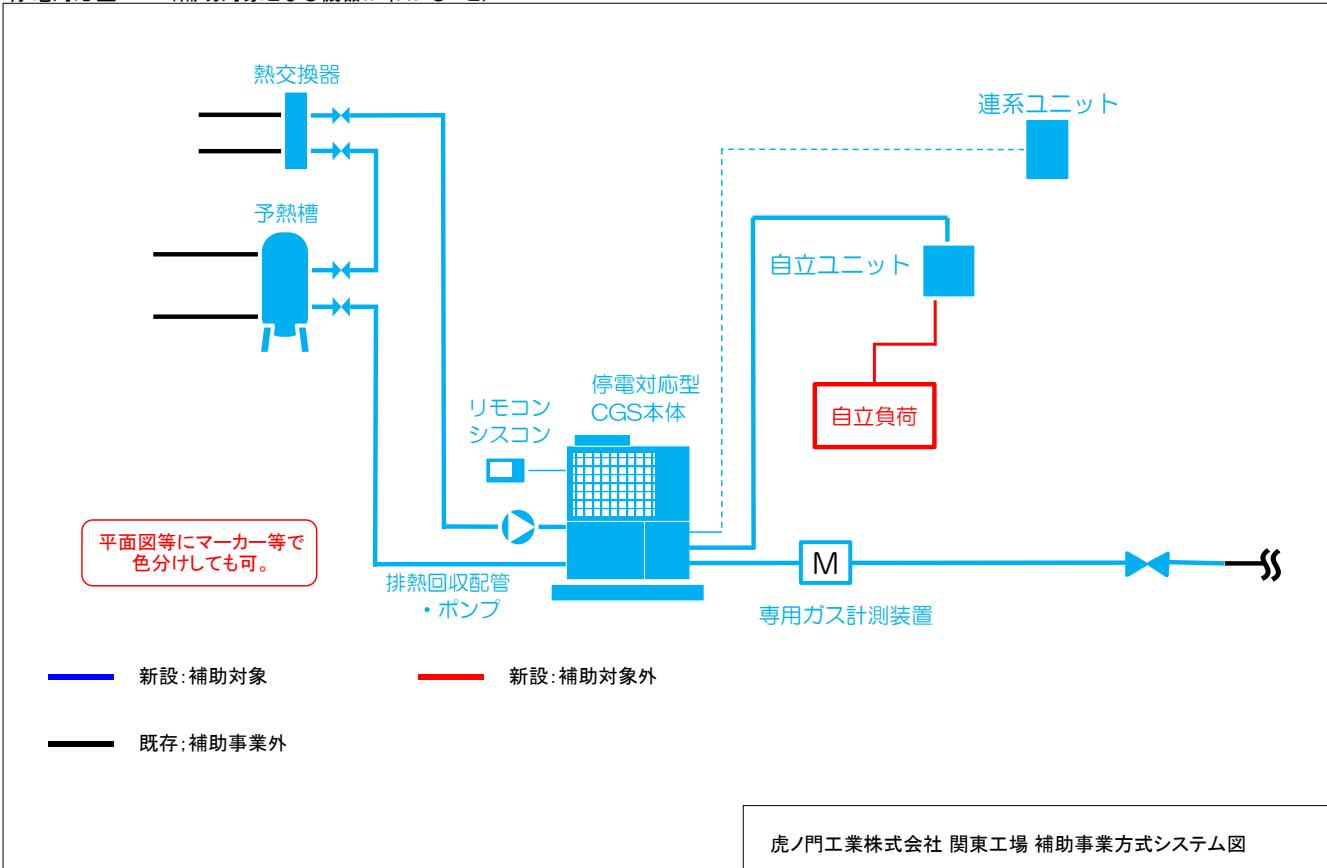
補助事業方式を示す図面(補助対象設備、配管がわかること)



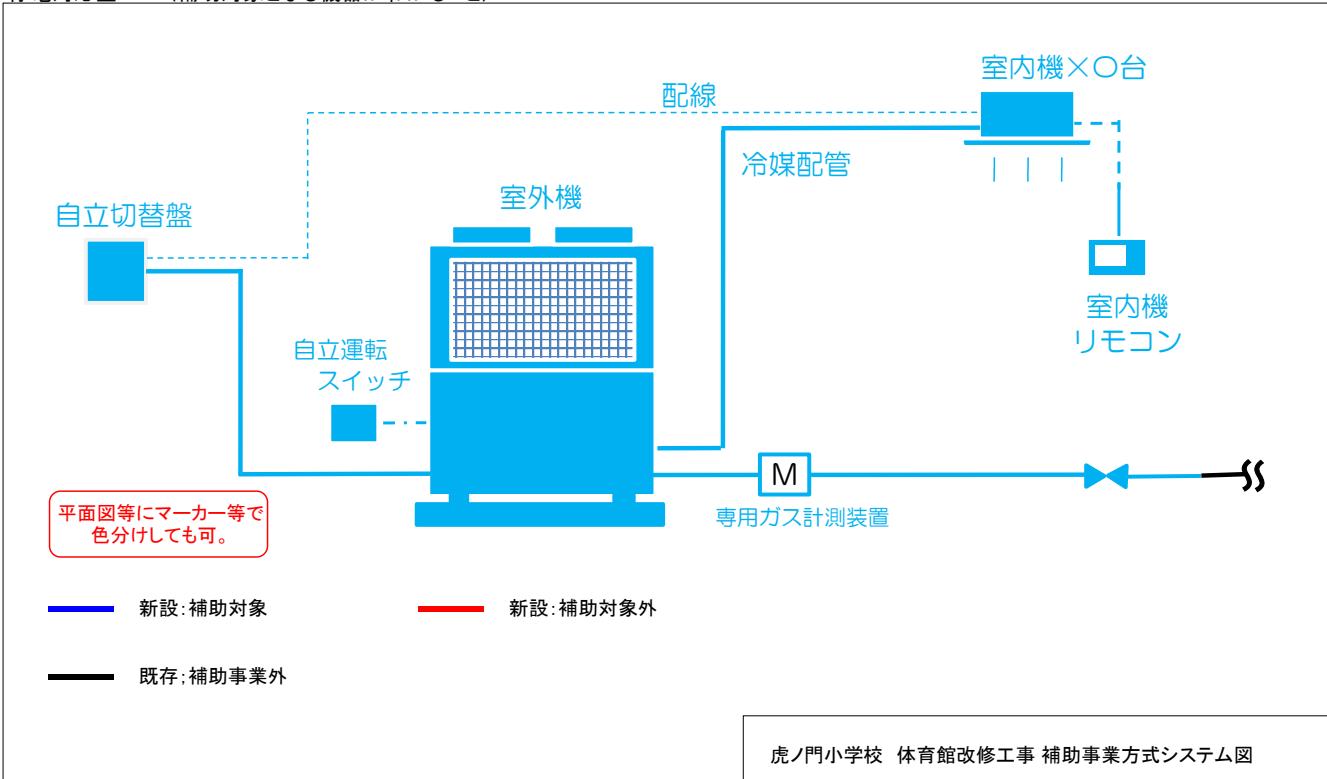
【参考資料8】

「補助事業方式の設備に関するシステム図」の例

停電対応型CGS(補助対象となる機器がわかること)



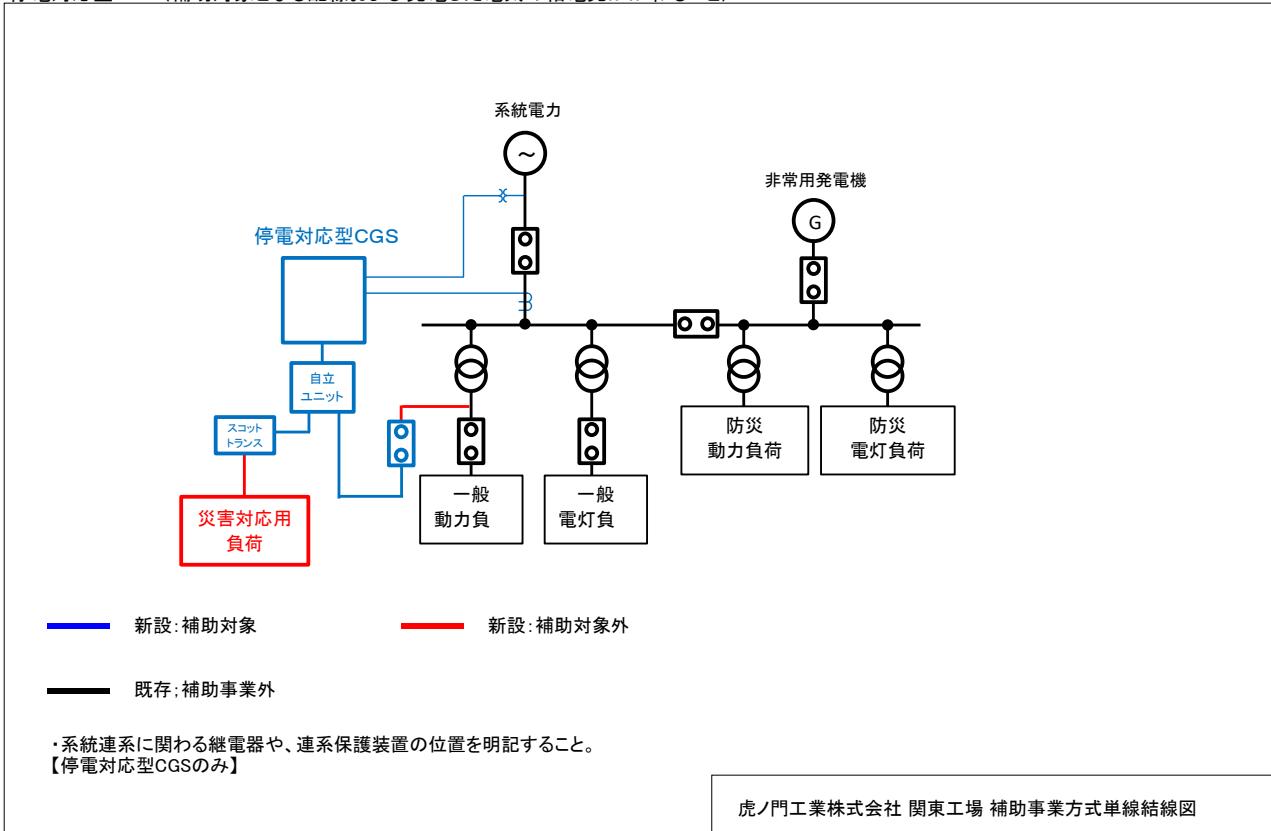
停電対応型GHP(補助対象となる機器がわかること)



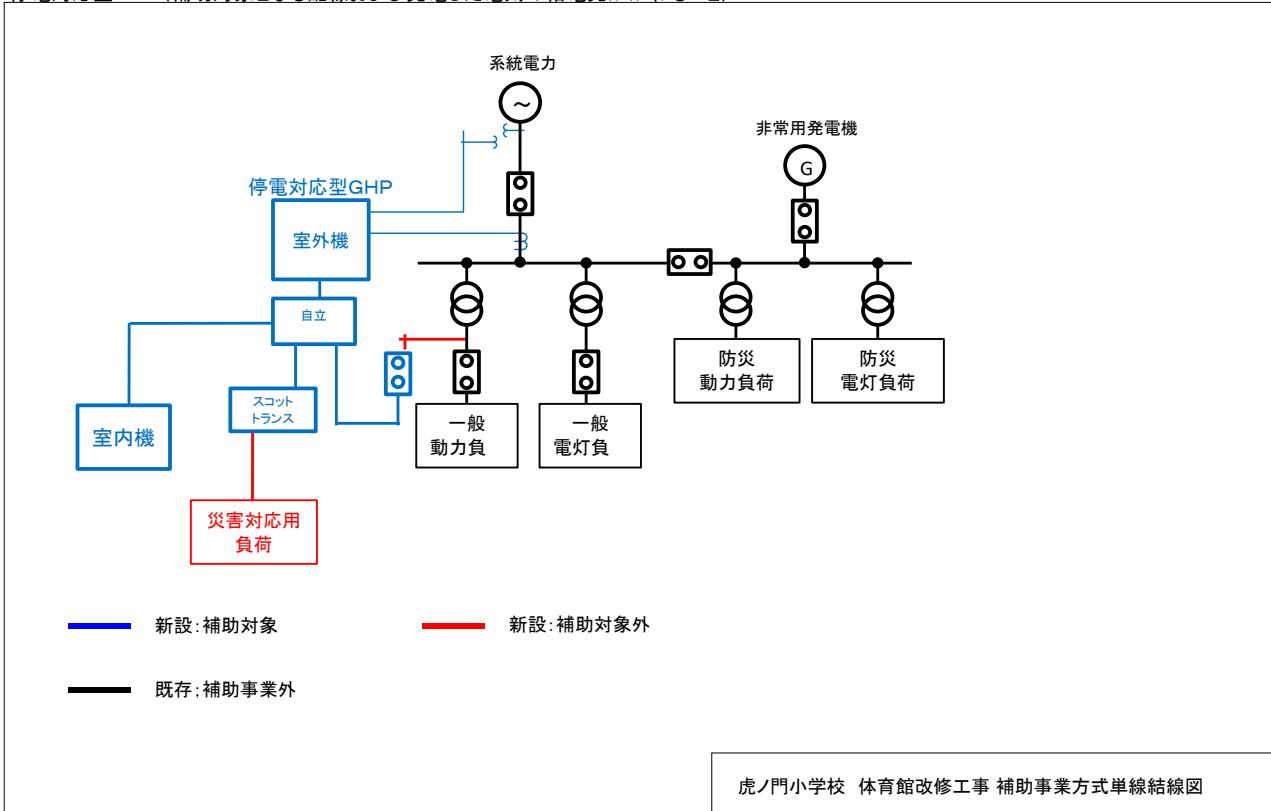
【参考資料9】

「補助事業方式の設備に関する単線結線図」の例

停電対応型CGS(補助対象となる配線および発電した電気の給電先がかわること)



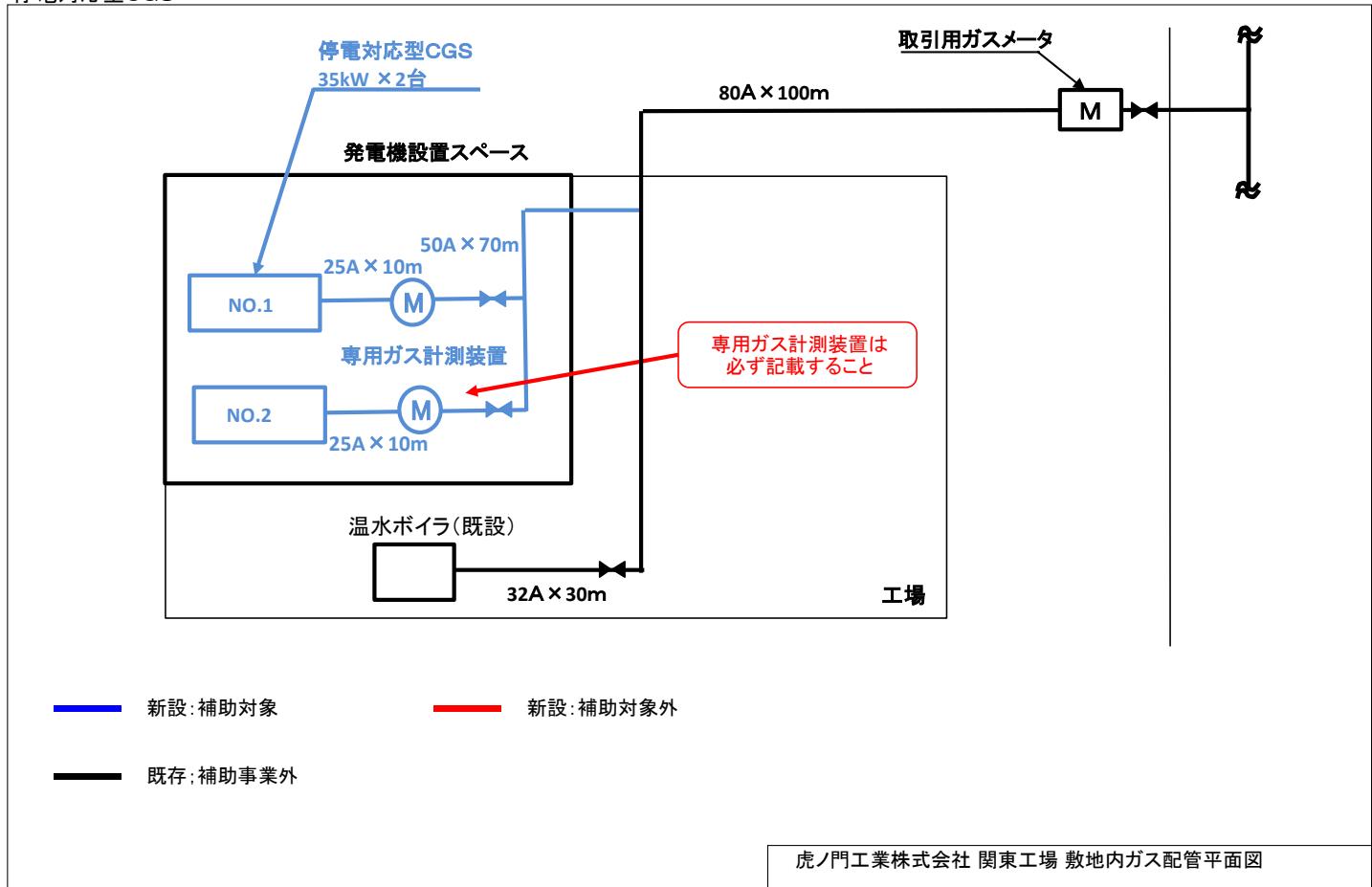
停電対応型GHP(補助対象となる配線および発電した電気の給電先がかわること)



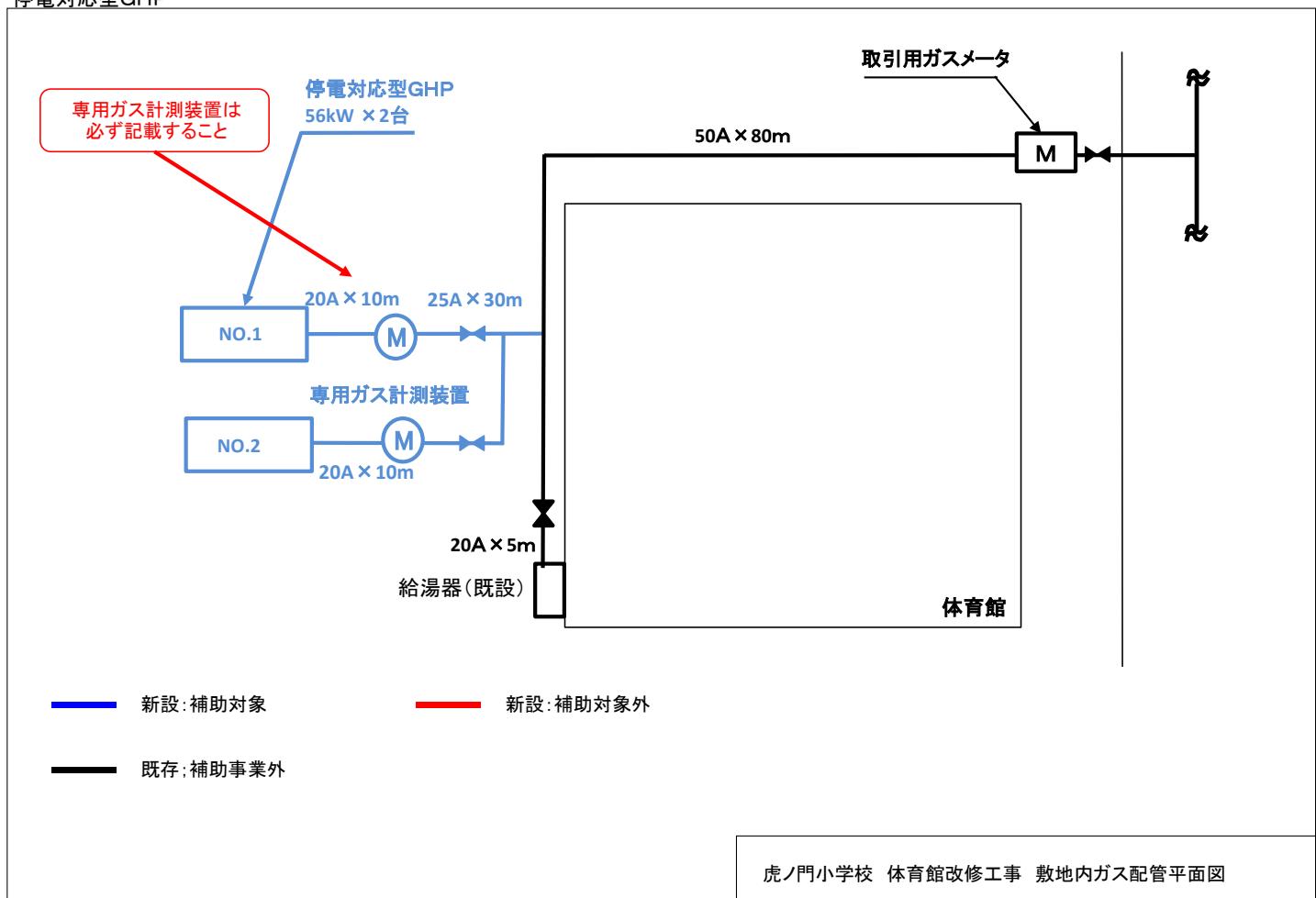
【参考資料10】

「敷地内ガス配管平面図」の例

停電対応型CGS



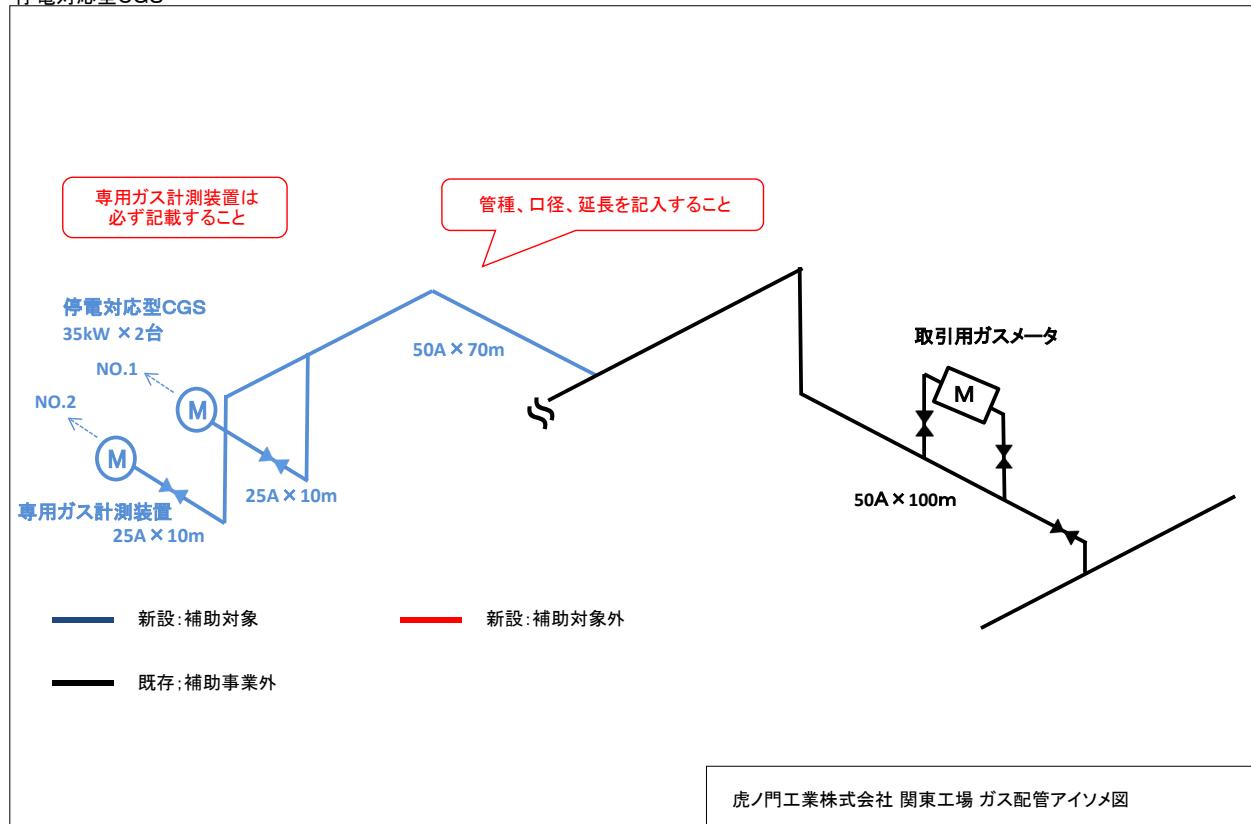
停電対応型GHP



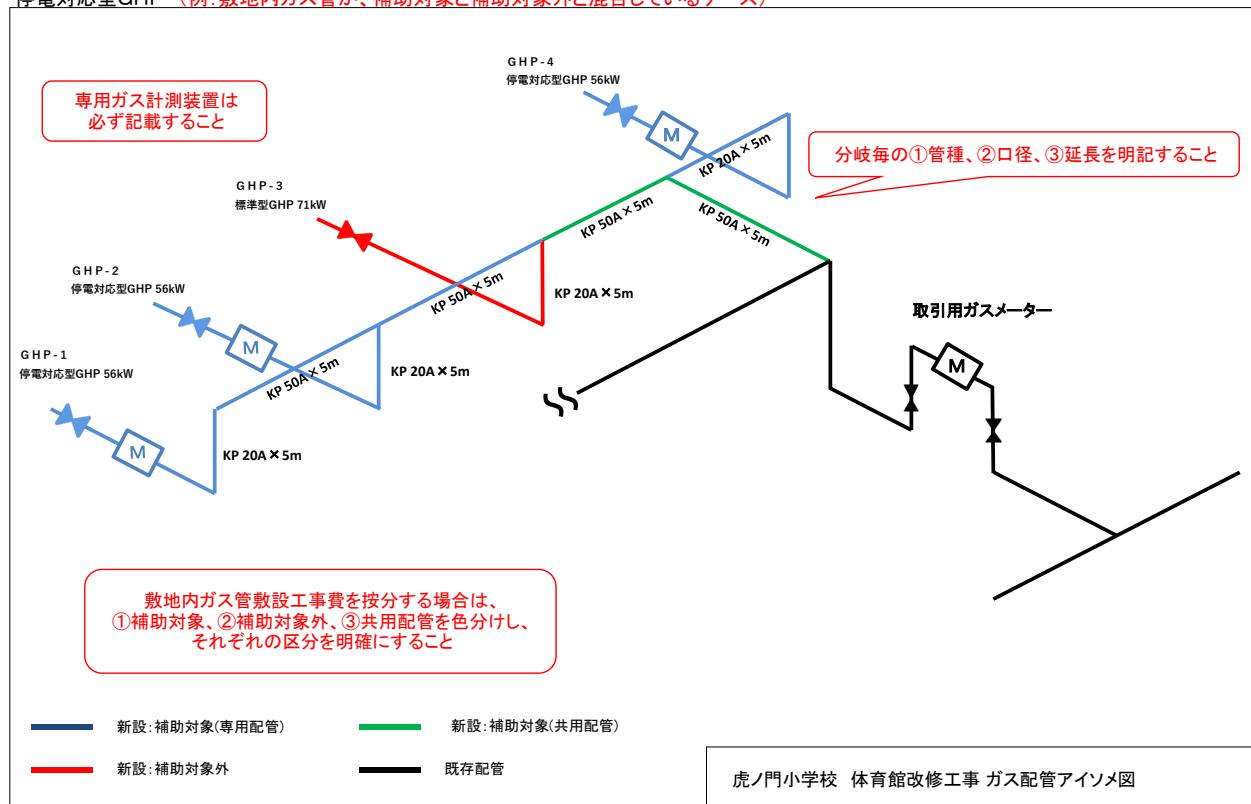
【参考資料11】

「敷地内ガス配管アイソメ図」の例

停電対応型CGS



停電対応型GHP（例：敷地内ガス管が、補助対象と補助対象外と混合しているケース）



依頼書は、見積件名ごと、見積依頼先ごとに作成すること

虎ノ門工業株式会社 御中

記入例

見 積 依 頼 書

原則として、設備所有者が
見積を依頼することJgrants申請件名を記入する
以後、見積書、契約書、納品書、受領書、請求書、領収書にも同一の名称を使用虎ノ門ファイナンス㈱
施設管理部 虎ノ門 二郎

見積件名	C G S 更新工事	
納入場所	虎ノ門リゾート株式会社 虎ノ門ホテル	
工期	令和 7 年 9 月 1 日～令和 8 年 1 月 29 日	
見積書提出期限	令和 7 年 7 月 23 日	
引き合い仕様書	<input checked="" type="checkbox"/> 有り	<input type="checkbox"/> 無し
添付図面	<input checked="" type="checkbox"/> 有り	<input type="checkbox"/> 無し

見積条件

1	見積書に記載する件名は、見積依頼書の見積件名を使用すること
2	見積区分は、設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費の区分に分類することまた、区分毎に補助対象と対象外を明確にすること
3	<p>見積範囲・導入設備仕様 引き合い仕様書、添付資料の通り</p> <p>本書式を用いて見積依頼をする場合は、以下いずれかの対応をすること ①本項目に見積範囲や導入設備の仕様を記載する ②引き合い仕様書や図面を添付し、見積範囲を明確にする ※記入例は②のケース</p> <p>メーカー、型式は、指定しないこと。</p> <p>補助対象・補助対象外を明確に区分できない項目は、全て補助対象外とすること</p>
4	見積書作成の際は、別紙8-2「見積作成時の注意事項」に記載の内容を遵守すること
5	一式50万円以上の見積項目が含まれている場合は見積項目の内訳を記載すること (単体で50万円以上の機器は除く)
6	<u>出精値引き、値引き等の表記はせず、値引き後の金額を見積内訳に記載すること</u>
7	見積項目ごとに、補助対象経費と対象外の区分を明確にすること ※補助対象範囲について、見積依頼者の確認を受けること
8	<u>見積書には、見積有効期限、納期または工期、支払条件の項目を必ず記載すること</u>
9	按分計算にて補助対象範囲を算出した場合、根拠資料を添付すること
10	「諸経費」の項目を計上する場合、必ず内訳を記載すること（例：見積上のどの項目に対し〇%等）
11	見積書、見積内訳書の電子データ（EXCELファイル）も提出すること
12	業務遂行にあたり100万円を超える委託・外注費については、金額並びに発注内容を記載すること
13	発注先に指名停止企業等が含まれていないかを下記の経済産業省HPにて確認のこと URL: https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/shimeiteishi.pdf

見積作成時の注意事項

1. 補助対象外となる見積項目

見積項目	解説
事前調査費	見積作成費用、基本設計費、現場測量費など
地盤改良工事	杭打ち、土壤改良、整地など
建屋ならびに建屋に付属する設備	建屋（部品倉庫、電気室、制御室等）ならびに建屋に付属する設備（建屋の給排気設備、消火設備、照明、空調、防音）
仮設事務所	部材置場の建設費もしくは使用料を含む
外構工事	植栽撤去・新設、フェンスなど
排水ピット	排水構、配管ピット（建屋の一部扱いのため）
他用途に転用できる項目	消火器、柵、屋外照明等
通信費	通信運搬費（書類等）を含む
燃料費	電気、ガス、水道、燃料等
消耗品	10万円以下は補助対象
振込手数料	-
雑〇〇、副〇〇、仮〇〇	見積項目として表現が曖昧なため（仮復旧、仮移設は対象）
〇〇等、〇〇一式	補助対象外の項目が含まれている可能性があるため
その他、その他〇〇	見積項目として表現が曖昧なため
出精値引き、値引き	値引き後の金額を見積内訳に記載すること

2. 補助対象経費として計上する場合、補足説明が必要な見積項目

見積項目	解説
一般管理費、諸経費	見積項目●●に対する諸経費▲▲%等の補足を記載すること
端数処理	見積項目●●に対する端数処理の補足を記載すること
交通費	領収書の写しと利用日数、経路、利用者数、金額（単価）、業務内容を記した資料を実績報告時に提出すること
宿泊費	従業員宿泊規定もしくは領収書とその明細の写し、宿泊の利用日数、利用者数、宿泊地、金額（単価）業務内容を記した資料を実績報告時に提出すること

3. 敷地内ガス管の按分方法について

本補助事業で使用する専用配管に加え、補助事業外設備との共通する配管がある場合には、原則、断面積比による按分相当額を補助対象経費として計上すること

※按分計算する際は、敷地内ガス管の補助対象経費算定シートを用いて算定すること

(別紙8-3)

御見積書

作成例

※見積書の書式を、本書式に限定するものではありません

宛先

件名

引渡場所

納期

見積有効期限

支払い条件

会社名
住所

見積番号：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
令和〇年〇〇月〇〇日

見積提出期限内であることを
確認すること

見積金額：

上記金額に消費税は含みません。

TEL:

FAX:

--	--	--

番号	品名	数量	単価(円)	金額(円)
	内訳総括表			
1	設計費			
1-1	補助対象		1式	
1-2	補助対象外		1式	
	合計 (補助対象 小計)			
		見積項目は、1. 設計費～5. 敷地内ガス管敷設費の 5区分に分けて記載すること		
2	既存設備撤去費			
2-1	補助対象		1式	
2-2	補助対象外		1式	
	合計 (補助対象 小計)			
3	新規設備機器費			
3-1	補助対象		1式	
3-2	補助対象外		1式	
	合計 (補助対象 小計)			
4	新規設備設置工事費			
4-1	補助対象		1式	
4-2	補助対象外		1式	
	合計 (補助対象 小計)			
5	敷地内ガス管敷設費			
5-1	補助対象		1式	
5-2	補助対象外		1式	
	合計 (補助対象 小計)			
		区分毎の補助対象経費と補助対象外経費を明確にすること		
		5区分における、補助対象経費、補助対象外経費、合計金額 をまとめた内訳総括を表紙、または内訳書に記載すること		
	合計 (補助対象 合計)			

【参考資料12】
敷地内ガス管の補助対象経費算出方法

1. 考え方

1. ガス配管敷設工事で対象設備と対象外設備が混在する場合、ガス管断面積比按分にて算出します。
見積もりパターンにより算出方法が異なりますので、申請物件の見積書方式をご確認ください。
2. 見積方式の種類により以下の2パターンの計算シートを用意しておりますので、適応する計算シートを使用して経費を算出します（見積方式の確認は下図計算例参照）。
 - (1)区分ごとに積算されている場合 → 「区分見積」計算シートを使用
 - (2)区分がなく全体で積算されている場合 → 「一括見積」計算シートを使用
3. 当センターホームページで公開されている「敷地内ガス管の補助対象経費算定シート」ファイルの【記入例】を参考に、該当する見積シートへ入力して補助対象経費を算出してください。
（お願い）入力時には計算結果が見積書の配管延長数、金額が一致することを確認願います。

2. 算出手順

- (1)ガス事業者様にてガス配管工事見積と同時に**「ガス配管アイソメ図」を作成**
- (2)アイソメ図から末端から付番
- (2)当センターホームページ公開の**「敷地内ガス管の補助対象経費算定シート」**に入力
(算定シートは見積方法別に「区間見積パターン」「一括見積パターン」の2種類あります)

見積方法別「敷地内ガス管の補助対象経費算定シート」事例

「算定シート」は見積方法により次のいづれかになります。（計算結果に若干の差異がでることがあります）

選定シート入力は「ガス配管アイソメ図」「ガス配管系統図」の数値がもとになります。

（「ガス配管アイソメ図」「ガス配管系統図」の事例は添付資料をご覧ください）

敷地内ガス管の補助対象経費算定（一括見積）

年度	敷地内ガス管敷設費（円）		1,200,000
R 4			

区間	適用	配管a	配管b	管種	口径(A)	延長(m)	口径×延長	割合	区間割振費用(円)	実断面積(cm2)	対象断面積(cm2)	補助対象経費(円)
1	専用			G	25	3.0	75.0	8.2508%	99,009.6	6.0	5.9800	99,009.6
2	専用			G	25	2.0	50.0	5.5006%	66,007.2	6.0	5.9800	66,007.2
3	専用			G	25	3.0	75.0	8.2508%	99,009.6	6.0	5.9800	99,009.6
4	専用			G	32	2.0	64.0	7.0407%	84,488.4	10.0	10.0000	84,488.4
5	対象外			G	25	5.0	125.0	13.7514%	165,016.8	6.0	0.0000	0.0
6	共用	4	5	G	40	3.0	120.0	13.2013%	158,415.6	13.6	8.5106	99,133.2
7	共用連続	4	5	G	50	8.0	400.0	44.0044%	528,052.8	22.0	13.7672	330,445.8
8												
合計							909.0	100.0000%	1,200,000.0		補助金対象額	778,093.8

補助対象経費（円）	778,093
-----------	---------

敷地内ガス管の補助対象経費算定（区間見積）

年度	敷地内ガス管敷設費（円）		1,200,000
R 4			

区間	適用	配管a	配管b	管種	口径(A)	延長(m)	区間割振費用(円)	実断面積(cm2)	対象断面積(cm2)	補助対象経費(円)
1	専用			G	25	3.0	100,000.0	6.0	5.9800	100,000.0
2	専用			G	25	2.0	100,000.0	6.0	5.9800	100,000.0
3	専用			G	25	3.0	150,000.0	6.0	5.9800	150,000.0
4	専用			G	32	2.0	200,000.0	10.0	10.0000	200,000.0
5	対象外			G	25	5.0	285,500.0	6.0	0.0000	0.0
6	共用	4	5	G	40	3.0	174,500.0	13.6	8.5106	109,198.5
7	共用連続	4	5	G	50	8.0	190,000.0	22.0	13.7672	118,898.5
合計							1,200,000.0		補助金対象額	778,097.0

補助対象経費（円）	778,097
-----------	---------

(別紙9)

役員名簿

申請時時点の役員名簿を提出すること

※会社・事業所のパンフレット、履歴事項全部証明書、前年度財務諸表、非営利団体についてはそれらを証明する書類を添付すること

氏名 カナ	氏名漢字	生年月日			会社名	役職名
		和暦	年	月		

半角英字
大正:T
昭和:S
平成:H

【作成上の注意点】

- ※ 地方自治体の場合は、役員名簿は作成不要
- ※ 共同申請の場合は、各社分の役員名簿を作成すること

会社法人用	登記事項証明書 登記簿謄本交付申請書 概要記録事項証明書										
※ 太枠の中に書いてください。 (地方) 法務局 支局・出張所		年 月 日 申請									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">窓口に来られた人 (申請人)</td> <td style="width: 85%;"> 住 所 東京都千代田区九段南一丁目1番15号 フリガナ ヨウノタロウ 氏 名 甲野太郎 </td> </tr> <tr> <td>商号・名称 (会社等の名前)</td> <td>法務商事株式会社</td> </tr> <tr> <td>本店・主たる事務所 (会社等の住所)</td> <td>東京都千代田区霞ヶ関一丁目1番1号</td> </tr> <tr> <td>会社法人等番号</td> <td>0101-01-000001</td> </tr> </table>		窓口に来られた人 (申請人)	住 所 東京都千代田区九段南一丁目1番15号 フリガナ ヨウノタロウ 氏 名 甲野太郎	商号・名称 (会社等の名前)	法務商事株式会社	本店・主たる事務所 (会社等の住所)	東京都千代田区霞ヶ関一丁目1番1号	会社法人等番号	0101-01-000001	収入印紙欄	
窓口に来られた人 (申請人)	住 所 東京都千代田区九段南一丁目1番15号 フリガナ ヨウノタロウ 氏 名 甲野太郎										
商号・名称 (会社等の名前)	法務商事株式会社										
本店・主たる事務所 (会社等の住所)	東京都千代田区霞ヶ関一丁目1番1号										
会社法人等番号	0101-01-000001										
※ 必要なもの□にレ印をつけてください。 <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">※分かっている場合には、記載してください</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">収入印紙</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">収入印紙</div>									
①全部事項証明書（謄本） <p><input checked="" type="checkbox"/> 履歴事項証明書（閉鎖されていない登記事項の証明） ※現在効力がある登記事項に加えて、当該証明書の交付の請求があった日の3年前の日の属する年の1月1日から請求があった日までの間に抹消された事項等を記載したものです。</p> <p><input type="checkbox"/> 現在事項証明書（現在効力がある登記事項の証明）</p> <p><input type="checkbox"/> 閉鎖事項証明書（閉鎖された登記事項の証明） ※当該証明書の交付の請求があった日の3年前の属する年の1月1日よりも前に抹消された事項等を記載したものです。</p>		1 通									
②一部事項証明書（抄本） <p><input type="checkbox"/> 履歴事項証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 現在事項証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 閉鎖事項証明書</p> <p>※ 商号・名称区及び会社・法人状態区はどの請求にも表示されます。</p>		※ 必要な区を選んでください。 <p><input type="checkbox"/> 株式・資本区</p> <p><input type="checkbox"/> 目的区</p> <p><input type="checkbox"/> 役員区</p> <p><input type="checkbox"/> 支配人・代理人区</p> <p>※2名以上の支配人・参事等がいる場合で、その一部の者のみを請求するときは、その支配人・参事等の氏名を記載してください。 (氏名)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>									
③□代表者事項証明書 <p>(代表権のある者の証明) ※2名以上の代表者がいる場合で、その一部の者の証明のみを請求するときは、その代表者の氏名を記載してください。(氏名)</p>		通									
④コンピュータ化以前の閉鎖登記簿の謄抄本 <p><input type="checkbox"/> コンピュータ化に伴う閉鎖登記簿謄本</p> <p><input type="checkbox"/> 閉鎖謄本(年 月 日閉鎖)</p> <p><input type="checkbox"/> 閉鎖役員欄(年 月 日閉鎖)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>		通									
⑤概要記録事項証明書 <p><input type="checkbox"/> 現在事項証明書（動産譲渡登記事項概要ファイル）</p> <p><input type="checkbox"/> 現在事項証明書（債権譲渡登記事項概要ファイル）</p> <p><input type="checkbox"/> 閉鎖事項証明書（動産譲渡登記事項概要ファイル）</p> <p><input type="checkbox"/> 閉鎖事項証明書（債権譲渡登記事項概要ファイル）</p> <p>※請求された登記記録がない場合には、記録されている事項がない旨の証明書が発行されます。</p>		通									
交付通数	交付枚数	手数料	受付・交付年月日								

(乙号・6)

※証明書発行請求機が設置されている登記所においては、発行請求機を操作することにより本交付申請書を作成することができます。その場合には、本交付申請書を記載していただく必要はありません。詳しくは<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji11.html>（法務省ホームページ）を御覧ください。

虎ノ門リゾート株

申請者(設備使用者)

御中

- ガス導管事業者または、
ガス小売事業者
○捺印の有無については
導管事業者の方針に基づ
きご記載ください。

令和 7 年 7 月 9 日

虎ノ門ガス株式会社

導管部 部長 有楽町 太郎

東京都港区新橋3-7-9

(土名)
(業種)
(住所)

供給証明書(検討結果)

当該供給先に対し、中圧導管又は耐震性を向上させた低圧導管等によって、ガスを供給中、又は供給する見込みであることを以下の通り証明します。

供給方式	<input type="checkbox"/> 中圧供給(中間圧含む)		<input checked="" type="checkbox"/> 耐震性を向上させた低圧導管
供給状況	<input type="checkbox"/> 既存(供給中) 入替不要	<input type="checkbox"/> 既存(供給中) 入替要	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 (供給見込み)
供給先名称	虎ノ門リゾート株式会社 虎ノ門ホテル		
供給先住所	東京都港区新橋3-7-9		
(既存) ガス管の材質	施設の前面道路の本・支管の材質 <input type="checkbox"/> : なし 施設への供給管(引込管)の材質 <input type="checkbox"/> : なし		
(入替後または新規) ガス管の材質	施設の前面道路の本・支管の材質 <input type="checkbox"/> : ポリエチレン管 施設への供給管(引込管)の材質 <input type="checkbox"/> : ポリエチレン管		
ガスマーターの写真 (本体、銘板)	<p>中圧供給の場合、ブルダウンから「ー」を選択 低圧供給等の場合、ブルダウンから管種を選択</p> <p>ガスマーター本体と銘板の写真を添付。</p>		
※別添可			

入替もしくは、新規(供給見込み)の場合

新規供給見込みは、ガス工事期間、供給開始時期の予定を記入すること

ガス工事期間	令和 7 年 10 月 1 日 ~ 令和 7 年 10 月 31 日 (見込み)
供給開始時期	令和 7 年 12 月 1 日 (見込み)

添付資料

該当箇所にチェック

チェック	添付資料
<input type="checkbox"/>	導管図 ※新規引き込みの場合、引き込み予定箇所をマーキングすること
<input type="checkbox"/>	ガスマーターの写真(本体・銘板) ※新規供給見込みの場合は不要
<input type="checkbox"/>	アイソメ図 ※新規供給見込みの場合は不要

避難所等における災害種別および立地確認書

(1) 実施場所

住所	(105 - 0004) 東京都港区新橋3-7-9
施設名称	虎ノ門リゾート株式会社 虎ノ門ホテル

補助対象設備を導入する施設が、
洪水浸水想定区域内(計画規模)に位置しているか
確認の上、該当項目にチェックを入れること

(2) 浸水想定区域の該非確認

- ①ハザードマップポータルサイトにて、当該施設における浸水洪水想定区域(計画規模)の該非について確認
- ②”該当する”場合は、(3)へ
- ③”該当しない”場合は、完了。添付書類を添えて提出

洪水浸水想定区域(計画規模) の該非	□ 該当する		□ 該当しない
	想定浸水深	～0.5m	
想定浸水深は、ハザードマップの検索結果を記入すること			

(3) 施設の役割

- ①地域防災計画または協定書等の内容を確認し、対応可能な災害種別を選択、記入してください。
- ②浸水エリアであり、洪水を含まない避難所の場合は完了。
- ③浸水エリアであり、災害種別が”洪水”もしくは”洪水を含む”避難所である場合は(4)へ

災害時における 当該施設の役割	協定の内容	締結状況	対応可能な災害種別						
			洪水	土砂	地震	火災	高潮	その他	火山
ウ_避難所	締結済み		○	○	○	—	—	○	火山

(4) 浸水対策

想定浸水深	～0.5m	補助対象設備 設置予定場所	3F 屋上
-------	-------	------------------	-------

浸水対策	<p>【記入例① (浸水深:～0.5m、設備設置位置:3F屋上の場合)】</p> <p>・補助対象設備(停電対応型CGS)の設置予定位置を、想定浸水深の影響を受けない3F屋上とする</p> <p>【記入例② (浸水深:～0.5m、設備設置位置:1FGLの場合)】</p> <p>・想定浸水深の最大値(0.5m)を超えるレベルまで、補助対象設備(停電対応型GHP)の基礎の嵩上げを行う</p>
------	---

*災害種別が”洪水のみ”もしくは”洪水を含む”避難所であり、水害時に避難所を開設する場合は水害対策を講じた内容を記載すること

*災害種別が”洪水のみ”もしくは”洪水を含む”避難所であり、水害時に避難所の開設行われない場合は自治体との協議内容を記載すること

(5) 添付資料

チェック	添付資料
<input checked="" type="checkbox"/>	ハザードマップ
<input checked="" type="checkbox"/>	機器配置図

国土交通省が運営するポータルサイト「重ねるハザードマップ」にて
確認したハザードマップを添付すること

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

発注先選定理由書

申請者	
見積件名	○○工事
発注予定先	□□社
提出理由	
選定理由	<p>注)本理由書を使用する場合は、事前に都市ガス振興センターへ必ず問合せください。</p> <p>センター内の審査で合理的理由として認められない場合、補助金額の確定作業において、該当部分を補助の対象から除外する場合があります。</p> <p>合理的理由として原則認められない例</p> <ul style="list-style-type: none">・導入したい設備の代理店なので・メーカーに直接見積を取るのが最も安価だから・構内業者だから・施工の信頼性が高いから・対応が早いから

(別紙28)

受理番号 (センターで記入)					

該当する場合の提出

jGrantsにファイルを添付

令和 年 月 日

一般社団法人 都市ガス振興センター 御中

共同申請の場合、
設備所有者が提出すること

申請者
(法 人 名)
(代表者名)
(住 所)

令和7年度災害時の強靭性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
賃金引上げ計画の表明書

令和7年度災害時の強靭性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金を
申請するにあたり、下記のとおり令和 年度に賃金引上げを行う事を誓約いたします。

記

1. 補助事業完了時までに、従業員の平均賃金支給額を増額いたします。

2. 実績報告時には、賃上げを行ったことを証明する書類を提出いたします。

以上

令和 年 月 日

法人名

代表者名

印

(別紙29)

受理番号 (センターで記入)					

該当する場合の提出

jGrantsにファイルを添付

令和 年 月 日

一般社団法人 都市ガス振興センター 御中

共同申請の場合、
設備所有者が提出すること

申請者
(法人名)
(代表者名)
(住所)

令和7年度災害時の強靭性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
地域未来牽引企業等事業者表明書

令和7年度災害時の強靭性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金を申請するにあたり、下記記載の制度の対象事業者であることを表明いたします。

記

1. 地域未来牽引企業としての「目標」を経済産業省に提出している事業者
 2. 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画（公募締切日が当該計画の実施期間であるものに限る）を作成し、都道府県からの承認を受けている事業者
- ※ 2. を選択した場合は、都道府県知事が発出する地域経済牽引事業計画の承認通知文の写しをあわせて提出すること。

以上

令和 年 月 日

法人名

代表者名

印

(別紙30)

受理番号 (センターで記入)					

該当する場合の提出

jGrantsにファイルを添付

令和 年 月 日

一般社団法人 都市ガス振興センター 御中

共同申請の場合、
設備所有者が提出すること

申請者
(法人名)
(代表者名)
(住所)

令和7年度 災害時の強靭性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
ワーク・ライフ・バランス等推進事業者表明書

令和7年度災害時の強靭性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金を申請するにあたり、下記記載の制度の対象事業者であることを表明いたします。

記

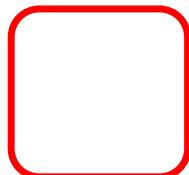
1. ワーク・ライフ・バランス等推進に有効な認定を受けている事業者
 - ・健康経営優良法人（経済産業省）
 - ・くるみん認定・プラチナくるみん認定・トライくるみん認定（厚生労働省）
 - ・ユースエール認定（厚生労働省）等
- ※上記の場合は、認定を受けていることを証明する認定書の写し等をあわせて提出すること。

以上

令和 年 月 日

法人名

代表者名



印

【参考資料14】

令和 7 年 4 月 25 日

契約金額に関する料金計算書

1. 契約者名

○○○(株)	賃借人の社名を記入
--------	-----------

2. リース期間

リース期間（年数）	15 年
リース期間（月数）	180 ヶ月
リース開始予定月	令和 7 年 12 月

※リース期間（年数）が耐用年数未満の場合は、契約書に再リースの記載が必要。

補助金が交付されない場合の金額を記入

3. 物件代金、リース料、リース料率（補助金なし）

①物件代金（税抜）	48,600,000 円	I
②月額リース料（税抜）	270,000 円	
③リース料率 = (②/①) × 100	0.56 %	

補助金が交付される場合の金額を記入

4. 物件代金、リース料、リース料率（補助金あり）

①物件代金（税抜）	28,600,000 円	II
②月額リース料（税抜）	158,888 円	
③リース料率 = (②/①) × 100	0.56 %	

※物件代金の調達金利は補助金を取得しても上昇することはありません。

5. 補助金相当額

I - II	20,000,000 円	自動計算
--------	--------------	------

6. 添付資料

- ・契約書（案）の写し

賃貸人の社名および担当者名を記入

様式2_4. 補助事業担当窓口に記載する
社名および担当者名とすること

会社名	虎ノ門ファイナンス(株)
担当者名	新橋 次郎

交付申請時提出書類チェックリスト

項目		確認
1. 交付申請書		
1-1	「申請日」は、公募期間内(4月25日～5月26日)となっているか	
2. 実施計画書		
2-1	実施場所住所、最寄駅またはバス停、施設名称、施設の所有者は正しく記載されているか	
2-2	実施計画書に補助事業の具体的な内容は正しく記載されているか	
2-3	請負会社等への支払いは該当項目にチェックしているか	
2-4	共同申請の場合、社名、役割等が記載されているか	
2-5	設備詳細に計算シートによる計算結果が記載されているか	
2-6	CO2排出削減量およびCO2削減率の計算は正しいか(停電対応型CGSのみ)、費用対効果の計算は正しいか	
2-7	災害時の対応能力について、正しくチェック・選択され、審査事項整理表、供給証明書(検討結果)が添付されているか	
2-8	「補助事業の開始予定日」は請負会社等との契約予定日となっており、「発注計画書」の記載と合致しているか	
2-9	「補助事業の完了予定日」は請負会社等への支払い完了予定日(令和8年2月27日以前)となっているか	
2-10	都市ガス導管事業者が適切に記載されているか	
2-11	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額は見積書と整合性がとれ、正しく算出されているか	
2-12	各経費の欄に金額がない場合は、空欄とせず〇と記載されているか	
2-13	補助事業者の概要欄に「業種」「資本金」「従業員」が記入されているか	
2-14	資金調達計画の補助金と補助金交付申請額が一致しており、補助事業に要する経費と合計額が一致しているか	
2-15	国からの他の補助金と重複する(予定含む)場合はチェック及び補助金名が記載されているか	
2-16	「地図」「審査事項整理表」「申請金額整理表」「補助事業に要する経費と補助対象経費の差額が分かる資料」を添付しているか	
2-17	共同申請の場合、別紙3 申請者別経費等内訳、別紙4 申請者別資金計画、役割分担体制表は添付されているか	
3. 発注計画書		
3-1	「補助事業の開始予定日」から「完了予定日」までのスケジュールが明記されているか	
3-2	「補助事業の開始及び完了予定日」は「様式第2_実施計画書」の記載と合致しているか	
3-3	「補助事業の開始予定日」(請負会社等との契約予定日)が交付決定予定日以降であるか	
3-4	「補助事業の完了予定日」(請負会社等への支払い完了予定日)は令和8年2月27日以前であるか	
4. 補助事業方式の設備に関する仕様		
4-1	メーカー、型式、定格能力等を明記した仕様書やカタログ等の写しがあるか	
4-2	計算シートが添付されているか、入力している内容・数値は正しく記載されているか(停電対応型CGSのみ)	
4-3	計算シートの計算根拠および想定稼働データ(熱と電気)が添付されているか(停電対応型CGSのみ)	
4-4	室内機接続確認シートが添付されているか(停電対応型GHPのみ)	
5. 補助事業方式の設備に関する図面		
5-1	全体図・配置図・システム図・単線結線図が添付され、色分け等により補助対象部分が明記されているか	
5-2	敷地内ガス配管の口径、延長、分岐等が明記されている平面図・アイソメ図が添付されているか	
5-3	対象設備の運転状況を確認するために必要な専用の計測装置が明示されているか	
6. 見積依頼書 見積書の写し		
6-1	見積依頼書の写しは添付されているか、機器仕様および工事内容は十分に表現されているか	
6-2	見積依頼書に記載した内容は、メーカ指定や数量指定をしていないか	
6-3	見積書に日付の記載があるか	
6-4	見積書の件名は、見積依頼書と同じになっているか	
6-5	見積書の宛名が申請者の法人名と同一であるか	
6-6	指定された経費区分に分かれているか	
6-7	経費区分毎の補助対象経費、補助対象経費合計が記載されているか、補助対象を明確にしているか	
7. 会社情報		
7-1	会社・事業所のパンフレット・役員名簿が添付されているか	
7-2	履歴事項全部証明書のコピー、および前年度の財務諸表が添付されているか	
7-3	地方自治体等及び非営利民間団体にあっては、それらを証明する書類が添付されているか	
8. 避難所として協定を締結していることが証明できる書類の写し		
8-1	防災計画指定等の施設であることが分かる証明書類や契約書の写しが添付されているか	
8-2	避難所等における災害種別および立地確認書およびハザードマップが添付されているか	
9. 中圧導管または耐震性を向上させた低圧導管でガス供給を受けていることを示す書類		
9-1	既存設備のガス導管図面(引込(予定)箇所及び本支管・供給管(引込管)の材質が分かるもの)、ガスマーテー及び銘板の写真等が添付されているか	
9-2	都市ガス会社が発行した供給証明書(検討結果)の写しが添付されているか	
10. 該当する場合に添付が必要な書類		
10-1	[リース、エネルギーサービス、賃貸借等による申請] 内容に関する契約書(案可)の写し、料金計算書等	
10-2	[支払委託契約による申請] 支払委託契約書(案可)の写し	
10-3	[競争入札によらずに発注先選定する場合] 発注先選定理由書(認められた場合のみ)	
10-4	必要な追加書類	

※該当しない項目にも「-」を記入し、空欄を作らないこと

(別紙14)

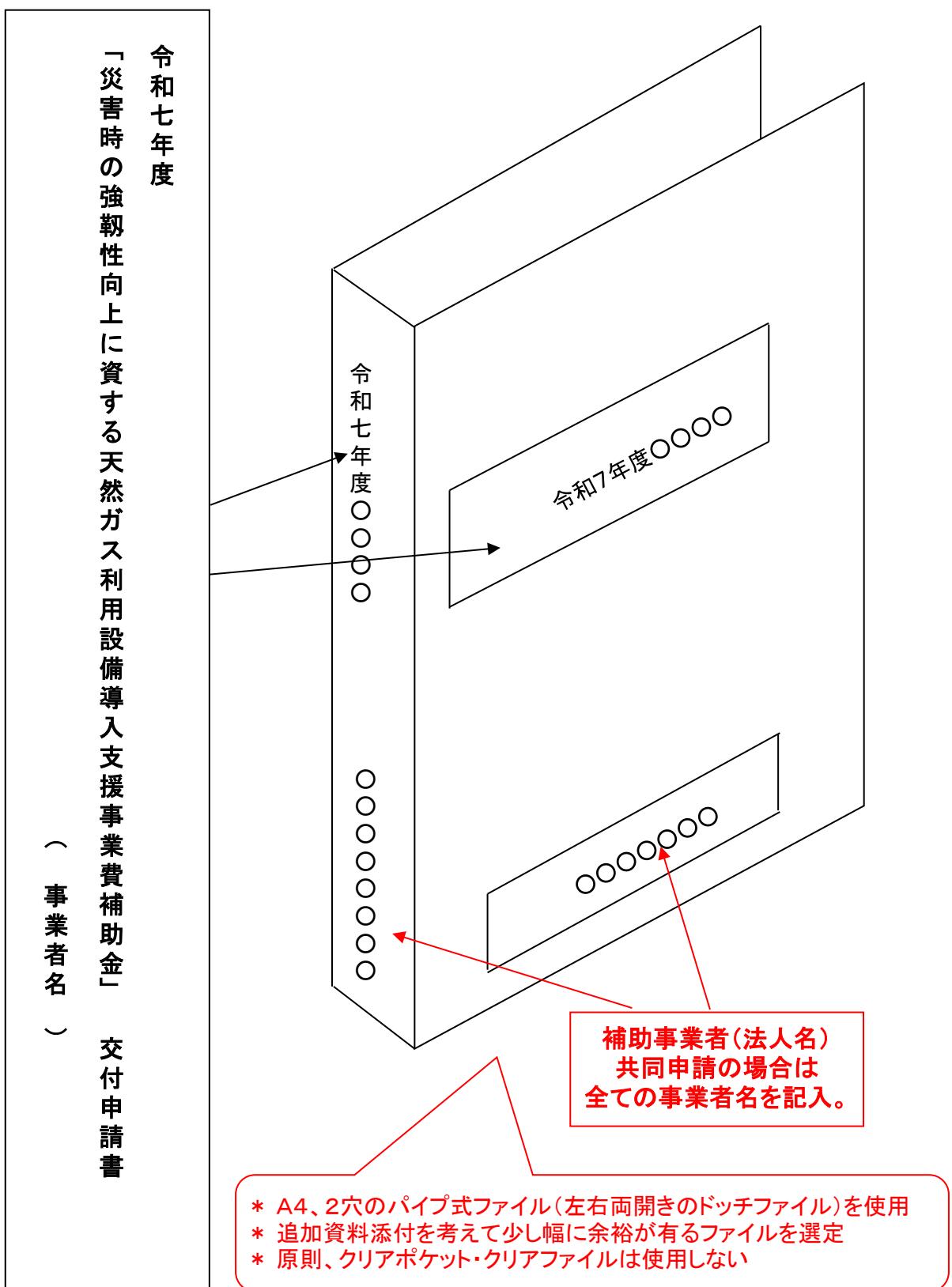
交付申請書 目次

必要に応じて、項目を追加または削除して作成してください

- 1 : 交付申請書（様式第1－1）
- 2 : 実施計画書（様式第2－1）
 - 審査事項整理表（別紙1）
 - 申請金額整理表（別紙2）
 - 補助事業に要する経費と補助対象経費の差額が分かる資料
 - 案内図
 - 役割分担を示す体制表
 - 補助事業に要する経費等の申請者別内訳について（別紙3）
 - 申請者別の資金調達計画について（別紙4）
- I : 発注計画書（別紙5）
- II : 補助事業方式の設備に関する仕様
- III : 補助事業方式の設備に関する図面
- IV : 見積依頼書、見積書の写し（別紙8-1～3）
- V : 会社情報（パンフレット、役員名簿（別紙9）、履歴事項全部証明書、財務諸表）
- VI : 避難所として協定を締結していることが証明できる書類の写し
避難所等における災害種別および立地確認書（別紙11）
- VII : 供給証明書（別紙10）
- VIII : その他の資料
 - : リース・エネルギーサービス・賃貸借等に関する契約書（案可）の写しと料金計算書等
 - : 支払委託契約書（案可）の写し
 - : 発注先選定理由書（別紙12）
 - : 賃金引上げ計画の表明書（別紙28）
 - : 地域未来牽引企業等事業者表明書（別紙29）
 - : ワーク・ライフ・バランス等推進事業者表明書（別紙30）
- IX : 交付申請時提出書類チェックリスト（別紙13）

【参考資料15】

◇ 交付申請書ファイリング例



◇ 交付申請書ファイリング例

